

平成23年 第6回  
南関町議会9月定例会会議録

平成23年9月14日開会

平成23年9月22日閉会

9 月 1 4 日 (水)

(第 1 日 目)

# 平成23年第6回南関町議会定例会（第1号）

平成23年9月14日

午前10時0分開議

於 議 場

## 1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

5番 田 口 浩 君

6番 島 崎 英 樹 君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 請願の委員会付託等について

日程第5 議案第57号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（平成23年度南関町一般会計補正予算（第3号））

日程第6 議案第58号 南関町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第59号 南関町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第60号 南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 報告第3号 平成22年度南関町財政健全化判断比率の状況について

日程第10 議案第61号 平成22年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第62号 平成22年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第63号 平成22年度南関町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 議案第64号 平成22年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 議案第65号 平成22年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 議案第66号 平成22年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 議案第67号 平成22年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 議案第68号 平成22年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 議案第69号 平成22年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 議案第70号 平成23年度南関町一般会計補正予算（第4号）について

日程第20 議案第71号 平成23年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第21 議案第72号 平成23年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第22 議案第73号 平成23年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第23 議案第74号 町道の路線認定について（舞木～下堂突線）

日程第24 議案第75号 町道の路線変更について（境原線）

日程第25 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第26 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 井下 忠俊 君

3番 打越 潤一 君

5番 田口 浩 君

7番 大木 幹夫 君

9番 橋永 芳政 君

11番 酒見 喬 君

2番 境田 敏高 君

4番 鶴地 仁 君

6番 島崎 英樹 君

8番 山口 純子 君

10番 唐杉 純夫 君

12番 本田 眞二 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(10名)

町 長 上田 数吉 君 会計管理者 北原 耕治 君

教育 長 大里 耕守 君 福祉課長 高橋 稔 君

建設課長 堀 賢司 君 総務課長 柳田 陽一 君

教育課長 大石 和幸 君 経済課長 雪野 栄二 君

住民課長 木村 浩二 君 まちづくり推進課長 佐藤 安彦 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 松本 寛 君 書記 橋本 恵 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 起立。礼。おはようございます。お座り下さい。

ただ今から平成23年第6回南関町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（本田眞二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番議員、6番議員を指名します。

-----○-----

### 日程第2 会期決定について

○議長（本田眞二君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、本日から9月22日までの9日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は本日から9月22日までの9日間とすることに決定しました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告について

○議長（本田眞二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告の第1点は、例月出納検査報告及び平成23年度第1回定期監査の結果についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第10条の規定によって、監査委員井上康幸君、島崎英樹君より、平成22年度分の23年5月分、平成23年度5月分、6月分、7月分の出納検査報告書及び平成23年度第1回定期監査の結果について報告がなされています。内容については、その写しをお手元に配付していますので、これを省略します。

報告の第2点は、委員会報告についてです。産業厚生常任委員会委員長より、委員会研修について報告書が提出されていますので報告を求めます。産業厚生常任委員会委員長、山口純子君。

○議長（本田眞二君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告をお願いします。産業厚生常任委員会委員長。

○産業厚生常任委員長（山口純子君） おはようございます。

委員会報告をいたします。

南関町議会議長、本田眞二様。産業厚生常任委員会委員長、山口純子。

研修日時、平成23年7月5日、火曜日、午後1時30分から午後3時30分。場所はクリーンパークさが、公共関与型廃棄物処分施設。財団法人佐賀県環境クリーン財団。出席者、山口議員、酒見議員（副議長）、橋永議員、大木議員、田口議員、打越議員、松本議会事務局長、上田町長、雪野経済課長、堀建設課長、佐藤まちづくり推進課長、菅原審議員、当局の参加者です。

4、研修目的、熊本県が進める全国で3番目のクローズド無放流型の産業廃棄物最終処分場の建設に関し、町議員、町執行部が一体となって、地元住民が抱かれている施設建設や、それに伴う周辺環境への不安の解消や、建設されることにより地域振興や町全体の発展に向けて、どのように取り組んでいくべきかなど、課題解決のため先進地であるクリーンパークさがにおいて、施設構造の安全対策、地域振興対策などを十分に調査研修し、今後の産業厚生常任委員会としてのまちづくりの参考とするため。

クリーンパークさがが研修視察レポート、クリーンパークさがの研修室において、佐賀県くらし環境本部、池田秀登副本部長、福島信夫主幹、吉田洋昭工場長より、協定書関係、施設概要及び地域振興策等についての説明を受けた。内容については、以下のとおりです。また、工場長の吉田氏については、熊本県（菊池市）よりヘッドハンティングされたとのことでした。施設概要及び運営状況等、施設面積18ヘクタール（県所有地）、埋立期間、15年間、延長協議も可能。財団理事長は（佐賀県副知事）、副理事長（唐津市長）、運営、委託業者も含め全体で50名操業している（内、地元雇用17名）。搬入物、事前協議制をとっており、地元との協定で県外からは受け入れてない。持込検査、簡易検査または環境科学検査協会で検査する。感染性廃棄物は特別管理廃棄物として受け入れている。上下水道汚泥も受け入れているが、金額の問題で実績はあっていない。一般廃棄物の広域化（県全体を4ブロックに分けている）ということで、現在、小城市の家庭ごみを受け入れている。搬入車両については1日平均13台（10トン車）の受入状況、地下水、雨水、雨がないうちでも100トン程度はある。雨水については、多いときはポンプを止めることにより、埋立地内に貯めることも可能。建設工事に支障はなかった。その他、浸出水について、脱塩処理をして中間処理施設で再利用して、余剰水を湊地区の海へ放流している（総延長4キロの放流管を敷設）。また、処理際の際に出てくる塩については、冬の融雪剤にも利用している。溶融施設より出てくるスラグ材については、処分場の覆土材として利用している。

2、協定関係、基本協定、平成14年9月、財団・佐賀県・唐津市・地元で締結。環境保協定・財団・佐賀県・唐津市・地元（菖蒲地区・湊地区）で締結。地域振興策として、環境保全協定の締結地区が対象（菖蒲地区・湊地区。）確認書、湊地区、平成15年6月8日（11項目）、菖蒲地区、平成19年1月30日（5項目）、総額66億5,000万円、湊地区63億円、菖蒲地区3億5,000万円、地域振興策の金額の中には環境保全基金、（湊地区3億円、菖蒲地区3,500万円）が含まれている。人口が10倍程度違っている関係もある。（振興策の内容については別途資料参照。）監視体制、監視委員会を湊地区、菖蒲地区それぞれに設置している（15名程度）。監視委員会、年4回開催。

まとめとしまして、前回の高知県の研修視察に引き続き、町当局、議会との合同研修ということで、より具体的な情報収集や意見交換ができました。充実した研修であったと感じました。今後は、研修で得た内容をいかに地元住民の安全・安心の確保と、南関町のまちづくりに繋げていくかが町執行部と議会との大きな課題であると再認識した研修でした。以上です。

(「議長、ひとつだけ質問をいいですか」との声あり)

○議長(本田眞二君) 報告ですから、今は。質疑があるときではありません。報告の第3点は、議員派遣の報告についてです。

酒見喬議員より、議員派遣の報告書が提出されていますので、報告を求めます。酒見喬君。

○11番議員(酒見 喬君) 南関町議会議員視察研修報告をいたします。

南関町議会議長、本田議長様。南関町議会副議長、酒見喬。

研修日時は、平成23年8月25日、木曜日でございました。場所は、宮崎県宮崎市大瀬町字倉永6176-1番地でございます。出席者、本田眞二議長、酒見喬副議長、山口純子議員、橋永芳政議員、大木幹夫議員、田口浩議員、打越潤一議員、鶴地仁議員、島崎英樹議員、境田敏高議員、井下忠俊議員、11名でございます。南関町職員といたしましては、木村住民課長、菅原住民課審議員、佐藤まちづくり課長、西田経済課課長補佐、寺本建設課審議員、松本議会事務局長、以上6名でございます。熊本県職員でございます。山本環境局長、古田主幹。西田参事、小林主任技師、4名、以上、総勢21名でございました。

交通手段といたしましては、貸切バスを1台、七城観光バスを県がチャーターしておりました。8時、うから館を出発いたしまして、南関ICから宮崎自動車道、宮崎ICまで、九州自動車道を利用しております。12時から12時40分まで、宮崎観光ホテルの8階において昼食をいたしております。それから、移動いたしまして、13時30分から15時30分まで研修視察をいたしました。財団法人宮崎環境整備公社、エコクリーンプラザみやざきでございます。

研修目的といたしましては、2011年、今年の8月9日でございますが、南関町、熊本県財団法人環境整備事業団との基本協定書の締結に伴い、地域の生活環境の保全並びに住民の安心・安全の施設建設を目指し、併せてまちづくりの参考に資するためでございました。

エコクリーンプラザみやざきの事業概要でございます。総面積は47.3ヘクタール、この地はもと宮崎市の市有林であったそうでございます。事業参画団体といたしましては、3市町1組合1法人でございます。3市町というのは、宮崎市、国富町、綾町でございました。1組合といたしましては、西都児湯環境整備事業組合でございます。この中に西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、以上7市町村で実施されておりました。1法人と申しますのは、財団法人宮崎県環境整備公社でございます。ここが事業実施主体でございました。設立は、平成7年3月31日でございます。役員といたしましては、理事14名、監事2名、評議員17名、職員が理事長以下27名でございます。主な施設といたしましては、焼却溶解施設、リサイクル施設、管理型最終処分場、ここに処分場浸出水処理施設があり、浸水調整池等が設置してございました。防災調整池もそのほかにございます。これは12万立方メートル入る池でございます。ここは一部農業用水としても放水されておりました。

管理型最終処分場でございます。埋立面積が5万4,600平方メートル、埋立容量といたしましては、全容量が57万7,000立方メートルでございます。この中で現在、約15万5,000立方メートルが埋め立てられておまして、総容量の約27%ぐらいだそうでございます。浸出調整池の容量が4万立方メートル、ここは今現在、底辺部の沈下等の発生の恐れがあるために、・・・(聞き取り不明)作業など、補強工事が行われておりました。この浸出水調整池の処理能力でございますが、1日当たり205立方メートルを処理するというところでございました。

研修施設のレポートでございますが、エコクリーンプラザみやざきは一般廃棄物の広域処理と、公共関与による県内全域を対象とした産業廃棄物の処理を行うために、県央10市町村と公社との共同事業として、平成7年3月、公共関与による産業廃棄物処理建設に向けて財団を設立以来、平成11年6月には一般廃棄物をあわせて処理する廃棄物総合処理センター構想に方向転換しています。平成12年12月には、厚生省が廃棄物処理センターに指定、平成13年9月、地元との基本協定の締結、平成13年12月、公害防止基準に関する協定、そして平成14年5月に、建設着工となっております。平成17年4月、地元対策協議会との設置管理に関する公害防止協定を締結し、焼却溶解施設、リサイクル施設及び管理型最終処分場を一体的に整備し、平成17年11月に本格オープンをしております。当初設計から着工まで、関係住民の理解を得るまでには、数百回と説明会を実施し、より細かな説明会などを実施しながら、理解と同意を得ておるようでございます。

当施設は、周辺環境保全に配慮しながら、安心・安全な施設として運営することを基本としております。雇用面においては、運転管理業務委託事業要求水準書において、4割以上を地元から雇用することを条件としておるようでございます。地域振興策については、地域振興事業に関する細目協定書を締結し、地元3対策協議会の範囲を対象としておるようでございまして、周辺地域振興事業及びセンター内の地元還元事業を実施しているとのことでございました。周辺地域振興事業としては49億5,000万円、そしてセンター内地元還元事業としては5億5,000万円を出しておるようでございます。そして、これを県及び参画市町村で負担しているというところでございました。この地域振興事業費の中には、進入道路、立派な道路ができておりましたけれども、進入道路等の建設及び整備等の費用は含まれていないというところでございました。

まとめといたしましては、南関町に建設予定されている処分場とエコクリーンプラザみやざきは、規模や施設の内容は異なるところでございますが、産業廃棄物処分場としての見解は取組みは一致していかなければならないと思っております。今後、関係機関は慎重に誠意をもって建設という大事に向き合わねばならないと痛感をいたしました研修でございました。以上、報告いたします。

○議長（本田眞二君） 報告の第4点は、委員会報告についてです。

総務文教常任委員会委員長より報告書が提出されておりますので、報告を求めます。総務文教常任委員会委員長、唐杉純夫君。

○総務文教常任委員長（唐杉純夫君） おはようございます。

ただ今から委員会の調査報告書を申し上げます。

平成23年9月4日、南関町議会議長、本田眞二様。総務文教常任委員長、唐杉純夫。

本委員会で行いました所管事務調査事件について、調査の結果を別紙のとおり会議規則第77条の規定により報告いたします。

- 1、調査事件、第4次行政改革における町内の交通体系の確保について。
- 2、調査の目的、期間、南関町総合振興基本計画（後期案）及び第4次南関町行政改革大綱によると、このように本町においては、高齢社会が進む中で、公共交通機関をどのように維持していくか、生活輸送をどのように確保するか、広域的視野も捉えながら、今後どのような組み立てをするのか、この件につきましては、喫緊の問題であります。そこで、総務文教常任委員会といたしまして、一定の方向性を見出すべく、平成23年4月から同9月まで、半年間、検討を行っていくことにしました。



3番、調査事項、A、路線バス、A-1、路線バスの現場調査、A-2、路線バスの利用体験、A-3、意見交換、南関～庄山間をはじめとする各社路線バスの廃止代替車の運行について、B、福祉バス、B-1、福祉バス運行業務状況、B-2、福祉バスの利用体験、C、乗合タクシー、C-1、南関町タクシー料金助成交付要項案について意見交換・討論。

4番、調査の結果または概要、意見、高齢社会における生活輸送の確保は、公共交通の確保とともに重要な施策である。バス路線の維持は大事であるが、乗客需要の漸減の中で、行政として持ちきれなくなる可能性がある。この対策として、代替輸送手段の検討をしたが、現時点ではリスクが大きく、今少しの状況変化がなければ、施策の打ちようがないといえる。また、町内の買い物、医療機関、うから館利用などに必要な交通手段としての福祉バスを町として1台所有して、週3回、各地域を運行しているが、乗降箇所が限られており、利用者数もわずかである。このほど新たに町の施策として半額補助による乗合タクシーの制度が発足することになるが、これら路線バス、福祉バス、乗合タクシーの組み合わせによって、どの程度、生活輸送の確保ができるのか、近い将来、運転免許返上の高齢者が多数出てくることも予想される中で、少ない予算で最大の効果を上げるために、どのような施策が考えられるか。今後は、これら輸送手段の要素を総合し、定住自立圏構想といった広域の施策の展開待ちながら対応することになるであろう。以上、報告終わります。

-----○-----

#### 日程第4 請願の委員会付託等について

○議長（本田眞二君） 日程第4、請願の委員会付託等についてです。本日まで受理しました請願等はお手元に配りました請願文書の写しのとおり、所管の常任委員会に付託し、陳情書は配付としましたので報告します。

ここで、町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（上田数吉君） おはようございます。

23年9月定例議会開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

東日本大震災から半年を経過いたしました。未だに復興・復旧の見通しが立たない状況の中、台風12号が未曾有の被害をもたらしました。改めて自然災害の脅威、恐ろしさが身にしみて感じられるところでございます。幸いに本町におきましては、河川、農地等の小さな災害は十数件ございましたが、人災等の被害はなかったことが何よりであると思っております。防災対策の必要性、防災意識の高揚を図っていかねばならないと痛感をした次第でございます。

一方、国政におきましては、菅内閣が退陣し、野田内閣が2日に誕生いたしました。野田内閣では、東日本震災の被災地の早急な復旧、復興の取組みの加速や、原発事故の終息が最重要な課題であります。急激な円高対策も重要な課題であります。このような状況の中では、国内産業の海外移住等の恐れもあり、早急な対策が必要であります。復興の財源確保など、増税も論議されておりますが、国民の生活を最優先として取り組んでいただきたいと思っております。このため、町では本町内に各課長を構成員として、

さて、公共関与産業廃棄物管理型最終処分場につきましては、先月9日、熊本県知事、熊本県環境整備事業団、本町の三者で、地域の生活環境保全、地域住民の安全確保を目的とした処分場の建設・運営が円滑に進められるよう、処分場に係る基本協定書を締結したところでございます。今後、地域の生活環境の保全や地域住民の安全確保を町として確認していくことにも、地域振興対策も検討していかねばならないと思っております。このため、町では本町内に各課長を構成員として、

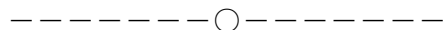
南関町地域振興対策プロジェクト会議を発足しました。この会議で取りまとめた振興策につきまして、町議会の皆さまや地域住民の皆さん方のご意見を伺いながら、十分な協議をし、早急に取り組みたいと、熊本県に協議していかなければならないと思っておるところでございます。

ところで、今回提案いたします案件は、専決処分の報告及び承認を求める件について1件、平成22年度南関町財政健全化判断の状況について、南関町税条例等の一部を改正する条例の制定についてほか2件、平成22年度南関町国民健康保険特別会計歳入決算認定について、南関町下水道条例の一部を改正する条例について1件、平成23年度一般会計補正予算として2億3,720万4,000円の補正、平成23年度国民健康保険特別会計補正予算として3,334万9,000円の補正、平成23年度南関町介護保険事業特別会計補正予算として8,468万3,000円の補正、23年度南関町浄化槽整備促進事業特別会計補正予算として17万2,000円の補正を提案しております。

一般会計の主なものといたしまして、歳入におきまして、地方交付税398万7,000円の減額補正、災害復旧費国庫負担金1,207万1,000円の補正、社会福祉費県補助金1,578万3,000円の補正、ふるさとづくり基金繰入金3,000万円の補正、市町村振興協会市町村交付金5,730万7,000円の補正、町債7,996万2,000円の補正、繰越金1,614万9,000円。歳出といたしまして、庁舎改修工事費1,019万円、財政調整基金積立金3,700万円、中山間地域総合整備補助金620万円、経営体育成交付金1,123万1,000円、小学校管理費3,042万9,000円、河川等災害復旧費1,809万9,000円、農地等災害復旧費1,040万円、農村広場整備工事費1,599万2,000円、道路改良費1,398万3,000円の補正。

特別会計におきまして、23年度南関町国民健康保険特別会計において、歳入として繰入金3,334万9,000円、歳出として諸支出金669万4,000円、予備費2,664万6,000円、23年度南関町介護保険事業特別会計におきまして、歳入として繰越金8,452万8,000円、歳出といたしまして基金積立金3,000万円、予備費5,224万円、23年度南関町浄化槽整備事業特別会計におきまして、歳入として繰入金17万2,000円、歳出といたしまして総務費17万2,000円の補正を行っております。

また、町道の路線認定について1件、町道の路線変更について1件、人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて、お二方の推薦をいたしておりますので、ご審議いただき、ご議決いただきますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。お世話になります。



- 日程第 5 議案第 57号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成23年度南関町一般会計補正予算(第3号))**
- 日程第 6 議案第 58号 南関町税条例等の一部を改正する条例の制定について**
- 日程第 7 議案第 59号 南関町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**
- 日程第 8 議案第 60号 南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について**
- 日程第 9 報告第 3号 平成22年度南関町財政健全化判断比率の状況について**
- 日程第 10 議案第 61号 平成22年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について**
- 日程第 11 議案第 62号 平成22年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について**

- 日程第 1 2 議案第 6 3 号 平成 2 2 年度南関町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 3 議案第 6 4 号 平成 2 2 年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 4 議案第 6 5 号 平成 2 2 年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 5 議案第 6 6 号 平成 2 2 年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 6 議案第 6 7 号 平成 2 2 年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 7 議案第 6 8 号 平成 2 2 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 8 議案第 6 9 号 平成 2 2 年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 9 議案第 7 0 号 平成 2 3 年度南関町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 2 0 議案第 7 1 号 平成 2 3 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 1 議案第 7 2 号 平成 2 3 年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 2 議案第 7 3 号 平成 2 3 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 3 議案第 7 4 号 町道の路線認定について（舞木～下堂突線）
- 日程第 2 4 議案第 7 5 号 町道の路線変更について（境原線）
- 日程第 2 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 6 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（本田眞二君） お諮りします。日程第 5、議案第 5 7 号から日程第 2 6、諮問第 2 号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 5、議案第 5 7 号から日程第 2 6、諮問第 2 号までの議案を一括上程することに決定しました。

議案はお手元に配付してあります。

議案名を事務局長に朗読させますので、確認をしてください。

○議会事務局（松本 寛君） 〔議案名朗読〕

○議長（本田眞二君） 配付漏れなどありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただ今から提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） 第 5 7 号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについてご説明いたします。専決第 6 号は、平成 2 3 年度南関町一般会計補正予算（第 3 号）としまして、平成 2 3 年 8 月 2 4 日に地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、これをご報告し、承認を求めるところでございます。専決処分の理由といたしましては、現在、米やミカンなど、農作物が生育期を迎えておりますけれども、これらをイノシシ等の被害から守るために、早急に電気柵や金網柵を設置し、その防止対策を講じる必要があることから、専決処分を行ったものでございます。予算書の 4 ページをお開きください。歳出予算のみ

の計上となります。まず真ん中の欄をご覧ください。5款1項3目農業振興費の19節負担金、補助及び交付金でございます、1,808万2,000円を計上いたしております。説明欄のとおり、鳥獣被害防止総合対策事業負担金でございますが、協議会への事業負担金でございますが、地元からの要望等が増加しまして、今回、1,808万2,000円を追加するものでございます。それから、その上の欄になります。2款1項6目の財政調整基金費、25節の積立金でございます。1,800万円を減額いたしております。この事業の負担金の財源とするものでございます。なお、減額後の現在高としましては、9億9,000万円程度を見込んでおります。それから、協議会の総事業等をご紹介いたしますと、総事業費としまして4,275万7,000円、このうち国からが1,465万2,000円、率にしまして34%、それから地元負担としまして192万4,000円、率にしまして4.5%、残りが町負担となるところでございまして、補正を合わせまして2,618万1,000円、率にしまして61%となるところでございます。以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 第58号議案、南関町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由と内容の説明をいたします。まず、提案の理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律の公布等により条例の改正が必要になったためでございます。現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）等が平成23年6月30日に公布され、原則として同日施行されました。これに伴いまして、町税条例を改正するものでございます。また、東日本大震災に関連しまして、平成23年4月27日に地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）等が公布され、同日施行され、被災者に対する税制上の対応の改正がされました。このことに関しましては、現在まで当町には該当者がございませんが、税条例附則の条項として追加するものでございます。今回、もう1点、町民税の減免条項の改正で1号を追加し、公益性を有する非営利型法人について、一定の条件に該当する場合、均等割等を減免対象とすること等でございます。内容につきまして、改正の主なポイントに絞ってご説明をさせていただきます。1枚お開きいただきたいと思います。第1条といたしまして、南関町税条例の一部の改正でございます。第26条第1項は、町民税の納税管理人に係る不申告に係る過料の改正で、「3万円以下」を「10万円以下」とするものでございます。第34条の7は、寄附金税額控除の改正で、これまで寄附金税額控除の適用下限額「5,000円」が「2,000円」に改正され、それに関連する条項、条文を整理したものでございます。1枚開いていただきまして、右のページとなります。第36条の3は、文言の修正でございます。第36条の4は、町民税に係る不申告に関する過料の改正で、「3万円以下」を「10万円以下」とするものです。第51条は、町民税の減免に関するもので、第1項第4号の公益社団法人及び公益財団法人の次に、第5号といたしまして、「その他公益上減免を必要とする者」を追加するのでございます。第53条の10は、退職所得申告者の不提出に関する過料の改正でございまして、「3万円以下」を「10万円以下」とするものでございます。第61条第9項と10号につきましては、固定資産税の課税標準に関して、条項の改正に伴うものでございます。第65条は、固定資産の納税管理人に係る不申告に係る過料の改正で、「3万円以下」を「10万円以下」とするものでございます。第75条は、固定資産に係る不申告に関する過料の改正で、「3万円以下」を「10万円以下」とするも

のでございます。第88条は、軽自動車に係る不申告に係る過料の改正で、「3万円以下」を「10万円以下」とするものでございます。第100条の2は、たばこ税に係る不申告に関する過料に関する規定で、今回新たに追加されるものでございます。主なものとしましては、提出期限までの未提出者に対して過料として10万円以下を科するものでございます。第105条の2は、鉱産税に関する不申告に係る過料に関する規定で、今回新たに追加されたものでございます。主なものとしては、提出期限までの未提出者に過料として10万円以下を科するものでございます。第107条は、鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料の改正で、「3万円以下」を「10万円以下」とするものでございます。第133条につきましても、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料の改正で、「3万円以下」を「10万円以下」とするものでございます。次のページをお願いいたします。第139条の2につきましても、特別土地保有税に係る不申告に関する過料に関する規定で、今回新たに追加されるものでございます。主なものは、提出期限までの未提出者に過料として10万円以下を科するものでございます。第151条第1項につきましても、入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪の改正でございまして、「3万円以下」を「10万円以下」とするものでございます。次に、附則の改正でございまして、附則第7条の4は、寄附金税額控除における特別控除額の特例で、法の条項の整理によるものでございます。附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の改正で、免税対象飼育牛の売却頭数が年間1,500頭を超える場合には、その超える部分の所得について免税対象から除外する見直し及び適用期限を27年度まで延長するという関連の改正でございまして、次のページ、中段部分になります。附則第10条の2第3項は、新築住宅等に係る固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございまして、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の該当条項の改正によるものです。条文中、同条第5項中、第7項、第9号を、第7条第8項に改め、同条第6項中、第7条第10項を第7条第9項に改める部分につきましても、施行規則附則に伴う改正でございまして、前回の全員協議会の説明後に判明したため、本日のご提案の中で改めて条項の整理として追加しております。附則第16条の第3項第2号は、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例に関する改正でございまして、附則第16条の4第3項第2号は、土地の譲渡等の事業所得に係る町民税の課税の特例に関する改正でございまして、次のページをお願いいたします。附則第17条の第3項第2号は、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例に関する改正です。附則第18条第5項第2号は、短期譲渡所得に係る個人町民税の課税の特例に関する改正です。附則第19条第2項第2号は、株式等に係る譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例に関する改正でございまして、附則第20条の2第2項第2号は、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税等の課税の特例に関する改正でございまして、次ページをお願いいたします。附則第20条の4第2項第2号及び同条第5項第2項は、条約適用率等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に関する改正でございまして、以上言いました第16条の3項第2号から第20条の4第2項第2号及び同条第5項第2号は、本条例の条項の整理によるものでございます。次に、本年3月11日に発生いたしました東日本大震災で、本町には現在まで該当される方はありませんが、税条例附則の条項といたしまして、3条を追加するものでございます。附則の第22条、東日本大震災に係る雑損控除等の特例は、震災により住宅や家財等に生じた損失についての措置でございまして、その損失額を平成22年度、平成22年分の総所得金額から雑損控除として控除ができるも

のです。2番目といたしまして、雑損控除を適用しての前年分の繰越金額等から控除しても控除しきれなかった雑損額について、繰越期間を「3年」から「5年」と延長されるものでございます。これらに関しての規定でございます。次のページの下段部分でございます。附則第23条に關しましてでございますが、これは住宅借入金等特別税額控除等の適用期限の特例は、この適用を受けていた住宅が震災により住宅の用に供することができなくなった場合においても控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用することができるというものでございます。次のページの中段部分でございます。附則第24条に關しましては、固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべし申告等でございます。被災住宅用地を被災後10年間について住宅用地とみなして軽減の適用を受ける申請に關しての規定等でございます。2ページ、次のページの次となりますけれども、第2条といたしまして、南関町税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第18号）の一部を改正するものです。今回の改正で、附則第2条第9項、これは上場株式等の配当所得でございます。同条第16項、これは上場株式等の譲渡所得等でございます。同条第21項、条約適用配当等の部分でございます。この中の適用期限を平成23年12月31日となっておりましたけれども、平成25年12月31日と、2年間延長をするものでございます。第3条といたしまして、南関町税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第23号）の一部改正でございます。今回の改正で附則第2条第2項の条文を条文のとおり改正するものでございます。第4条といたしまして、南関町税条例の一部を改正する条例、これは平成22年南関町条例第3号でございますけれども、この一部を改正するものでございます。今回の改正で、附則第1条第4項第4号、これは非課税口座内の上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例でございますけれども、これらの施行日を「平成25年1月1日」が「平成27年1月1日」と、2年延長するものでございます。これによりまして、附則第2条の第6項中の適用年度も平成25年度を平成27年度といたすものでございます。平成27年度以降の町民税から適用するものとなります。次のページとなります。附則の改正といたしまして、第1条は施行期日等に關してでございますけれども、前回、全員協議会の説明後に、法制執務の条項の整備といたしまして、遡及適用分については、項の文の中で、ほかは施行日順に並べるといふふうなことでございまして、これまでに3号方式をしておりましたけれども、これを4号の形に変えたものでございまして、本日のご提案の中で改めて整理をしたものでございます。内容につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。また、第51条の規定は、平成24年4月1日から適用し、附則第22条及び附則第24条の規定は、平成23年4月27日から適用するものでございます第1号といたしまして、高齢者の住宅の安定確保に關する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第23号）の施行の日、これは平成23年10月20日となっております。第2号は、公布の日から起算して2月を経過した日でございます。第3号は、平成24年1月1日、第4号は、平成25年1月1日、それぞれ施行するものでございます。第2条は、町民税に關しての経過措置でございます。次ページとなります。第3条は、固定資産税に關しての経過措置です。第4条は、町税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置でございます。最後になりますけれども、第5条といたしまして、罰則に關する経過措置でございます。以上で、南関町税条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 説明の途中でありますが、暫時休憩します。10分程度休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でありましたので、これを続行します。福祉課長。

○福祉課長（高橋 稔君） 第59号議案、南関町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び議案の説明をいたします。今回の条例改正は、本年3月11日に発生いたしました東日本大震災の甚大さ等に鑑みまして、災害弔慰金の支給の範囲を見直しをして、同居または生計を同一にしている遺族の兄弟姉妹に支給対象となっていないところを、同居の兄弟姉妹も対象とするものであります。本町に該当者はまだ確認されておられません。法改正に伴いまして、条例改正を行うものであります。例規集の第2巻、282ページをお開きください。条例第4条に、災害弔慰金を支給する遺族の範囲が規定されているところであります。この第4条第1項第1号では、同一生計を維持していた遺族の順位となっているところであります。今回、遺族としての対象者に兄弟姉妹が新たに加えられることになりましたので、同一生計をしている兄弟姉妹の優先順位は近親の親族の後とすることを定めるものであります。そのための改正といたしまして、第4条第1項第1号では、維持していた遺族の後に、兄弟姉妹を除く、この項において同じということで、兄弟姉妹が親族の後ということで規定するものであります。さらに、第2号までしかなかった号に、新たに第1号を加えまして、兄弟姉妹を支給対象とするところを新たに規定するものであります。第3号は、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫、または祖父母のいずれも損しない場合であって、兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時そのものと同居し、または生計を同じくしていた者）に対して災害弔慰金を支給するものとする新たに加えるものであります。施行日につきましては、附則で定めておりますけれども、条例の公布日となりますけれども、今回の改正につきましては、対象の第4条の改正規定につきましては、東日本大震災の発生しました23年3月11日まで遡って適用する遡及適用であります。そういうことでも、条例改正につきましては遡って適用する条例改正を附則で定めるものであります。以上で、条例改正の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（堀 賢司君） 第60号議案、南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。この度の改正は、下水道排水設備工事責任技術者の資格認定試験の実施期間である日本下水道協会熊本県支部の名称の変更に伴う改正でございます。次ページをお開きください。南関町下水道条例の一部を改正する条例。南関町下水道条例（平成13年条例第3号）の一部を次のように改正する。第7条の2第2項第2号中、「日本下水道協会熊本県支部」を「熊本県下水道協会」に改める。附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用するものでございます。以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） 報告第3号、平成22年度南関町財政健全化判断比率の状況についてご説明をいたします。地方分権時代にふさわしい地方の財政の健全化を推進するため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年に制定され、その中で地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率並びに実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告しなければならないという規定をしているところでございます。1ページをお開きください、実質赤字比率につきましては、早期健全化基準15%に対しまして、実質収支額が1億1,615万円の黒字であるために実質赤字比率はございません。続きまして、連結実質赤字比率につきましては、早期健全化基準20%に対しまして、特別会計を含めました実質収支額が3億5,707万5,000円の黒字であるために、これも比率はございません。続きまして、実質公債費比率につきましては、公債費や公債費に準じた経費の比重を過去3年間の平均で示す比率でございますが、早期健全化基準25%に対しまして、実質公債費比率は基準内の9.5%となっております。それから、最後に将来負担比率につきましては、地方債の残高のほかに一般会計や特別会計が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率で、早期健全化基準350%に対しまして、将来負担比率は基準内の3.7%となっているところでございます。なお、監査委員の意見書は別紙の添付のとおりでございます。以上、ご報告いたします。

○議長（本田眞二君） 会計管理者。

○会計管理者（北原耕治君） 第61号議案、平成22年度南関町一般会計歳入歳出決算認定についてから、第69号議案、平成22年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9議案を一括してご説明申し上げます。今回提案しております決算につきましては、平成22年度にご審議をいただき、議決されました歳入歳出予算の執行の実績を表示したものであります。予算の執行は、歳入におきましては、財政の健全化と主要財源の確保に努めてきたところであります。歳出につきましては、南関町総合振興計画の趣旨を踏まえた諸施策を着実に推進するとともに、事務の効率化、経費の節減に努め、財政運営の健全化に努めてきたところであります。提案しております決算書は、監査委員の審査に付され、意見書を付けまして、本会議において認定をお願いするものでございます。まず、第61号議案、平成22年度南関町一般会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。歳入歳出予算総額は、当初予算額4億2,388万6,000円に、補正予算及び21年度繰越明許費を加えまして、7億3,346万1,000円となっております。決算額は、歳入総額7億1,846万7,019円、歳出総額6億1,288万4,899円、歳入歳出差引額8億9,718万6,530円となっております。このうち、きめ細かな臨時交付金事業、テレビ共同受信施設増設工事、新幹線湯水対策受託事業などの繰越事業等充当財源繰越金として7億8,103万7,000円を繰り越し、その残り1億1,614万9,530円を純繰越金として繰り越しております。それでは、歳入決算額の主なもの、1款町税1億5,889万5,372円、歳入に占める構成比は15.1%、10款地方交付税1億9,640万1,000円、構成比28.4%、14款国庫支出金5億2,666万1,901円、構成比7.5%、20款諸収入1億3,472万9,620円、構成比19.2%、21款町債9億5,050万円、構成比13.5%。歳出決算を性質別で見ますと、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が2億1,999万5,000円、構成比35.2%、普通建設事業費などの投資的経費が1億4,245万9,000円、構成比23.2%、



その他の経費が25億4,782万6,000円、構成比41.6%となっております。平成21年度決算額と比較しますと、歳入総額において18億8,872万5,000円、36.8%の増、歳出総額において11億6,433万2,000円、23.5%の増と大幅な増額となりました。それでは、決算書の8ページをお開きください。歳入につきまして、主なものを申し上げます。1款町税は、当初予算10億3,042万円に対しまして、10億5,889万5,372円の決算となり、2,847万5,372円、2.8%の増となりました。決算額を21年度と比較しますと、1,005万803円、0.9%の減となりました。税收を税目別に見てみますと、町民税は3億1,019万7,905円で、個人町民税の均等割及び所得割が個人所得の落ち込みにより、前年に比べ2,340万5,208円、8.6%の減となりました。固定資産税は6億3,254万4,689円で、前年度に比べ1,318万4,400円、2.1%の増となりました。特に企業誘致の成果で、償却資産が5,352万6,000円、27.8%の増となっております。町たばこ税は6,803万1,159円で、903万7,694円、11.7%の減となりました。売上本数の減少によるものです。軽自動車税及び入湯税は、前年並みとなっております。町税の徴収率は、現年分で99.0%、滞納繰越分で16.7%、合わせて95.3%となっております。21年度に比べまして1.6ポイントの増となっております。次に、9ページの2款地方譲与税から11ページの11款交通安全対策特別交付金の中で増減の大きなものとしまして、2款1項地方揮発油譲与税が21年度に新設され、1,024万6,000円、82.7%の増となりました。10ページの下段、10款地方交付税につきましては、普通交付税が18億2,007万7,000円で、前年に比べ2億3,770万4,000円、15%の増、特別交付税は1億7,632万4,000円で、4,505万円、34.3%の増となっております。11ページ、12款分担金及び負担金は1億467万8,228円で、前年に比べ122万9,727円、1.2%の増となりました。分担金にはテレビ放送共同受信施設設置事業の受益者分担金600万円の収入があります。12ページの13款使用料及び手数料は1億1,603万5,913円で、前年度に比べ1,039万3,120円、9.8%の増となりました。このうち5目、12ページの下段になりますが、土木使用料の住宅使用料が8,986万3,300円となり、前年に比べ1,028万9,530円、12.9%の増となっており、定住促進住宅設置の成果が出ております。14ページになります。14款国庫支出金は5億2,666万1,901円で、前年に比べ2,152万7,248円、4.3%の増額となりました。主なものとしまして、保育所運営費国庫負担金が3,400万715円となり、前年度に比べ1,345万1,185円の増額となりました。児童手当に変わり新設された子ども手当国庫負担金が1億1,500万3,665円、また国の経済対策として地域活性化に資するためにきめ細かな臨時交付金、住民に光をそそぐ交付金等が交付されました。16ページをお願いします。15款県支出金は、決算額4億131万7,206円で、前年に比べまして6,456万2,158円、19.1%の増となりました。主なものとしましては、県負担金では17ページ中程に、子ども手当県負担金1,601万9,665円、県補助金では緊急雇用創出基金事業補助金、これは総務費と土木費にありますが、合わせて1,760万6,511円となっております。それから、保育所統合整備事業に充てられました安心子ども基金特別対策事業補助金、18ページの中程にございますが、7,689万7,500円、県委託金は20ページとなりますが、参議院議員通常選挙委託金675万7,696円などとなっております。21ページをお願いします。16款財産収入は1,334万9,690円で、前年度に比べ219万803円、19.6%の増となり

ました。主なものとして、各種基金の利子590万6,239円、土地売払収入514万7,546円などとなっております。22ページをお願いします。18款繰入金は1億163万7,940円で、前年に比べまして5,265万4,162円、107.5%の増額となりました。産業振興等奨励基金繰入金9,693万3,000円などでございます。同じく22ページの19款繰越金は1億7,279万3,485円で、このうち平成21年度からの繰越事業に充当する財源3,326万4,500円を除いた純繰越金は1億3,952万8,985円となりました。23ページをお願いします。23ページ、20款諸収入は、決算額13億4,729万5,620円で、前年に比べまして8億9,154万564円、195.6%の増額です。新幹線渇水対策受託事業収入、これは24ページにございますが、現年度分11億8,784万7,098円、繰越明許分1億457万9,000円などとなっております。26ページをお願いします。21款町債は、決算額9億5,050万円で、前年度に比べ5億4,830万円、136.3%の増加となりました。その中で臨時財政対策債が前年等比べ7,540万円の増、また保育所整備事業債、電気通信施設整備事業債などが増加となりました。平成22年度末における一般会計の町債残高は56億221万2,000円で、前年に比べ4億7,083万2,000円の増額となりました。一般会計の歳入については、以上でございます。次に歳出ですが、28ページをお開きください。主なものを申し上げます。1款議会費は決算額6,870万7,883円で、前年度に比べ353万9,521円、4.9%の減となりました。職員異動による人件費が減となっております。2款総務費は、28ページから43ページまでになっておりますが、決算額は15億5,991万7,105円で、前年度に比べ8億2,789万2,626円、113.1%の大幅な増額となりました。総務費関係での主要施策は、国勢調査の実施、情報格差是正のための光ファイバーストックバンド整備等、地上デジタルチューナー購入補助を実施しました。光ブロードバンド整備事業費補助金は、平成22年度は2億2,000万円となりました。これは33ページの下段に記載がございます。これは明許繰越費となっております。また、税の徴収向上のため、玉名管内4町による併任徴収の取組みや悪質滞納者に対する搜索差し押さえなどを実施しました。その他財政調整基金を1億8,600万円ほど、ふるさとづくり基金を4億6,100万円ほど基金積み立てを行いました。3款民生費は43ページからでございます。民生費の決算額17億9,079万1,506円で、前年度に比べ3億8,400万6,216円、27.3ポイントの増となりました。民生費関係の主要施策は、高齢者福祉では住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるように、在宅福祉事業や各種行事の充実した開催に取り組みました。児童福祉では、総合保育園建設整備事業が完了し、こどもの丘保育園が9月1日に開園しました。22年度の施設整備事業補助金は3億223万500円となりました。また、子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談、指導及び仲間づくりの支援に取り組みました。22年度から児童手当に変わり、子ども手当が支給されました。総額1億5,855万1,000円となりました。この額の中には児童手当2カ月分を含んでおります。老人ホームにはスプリンクラーが設置されました。施設整備工事費は介護サービス特別会計と合わせ8,148万円となりました。続きまして、4款は55ページからになります。4款衛生費は、決算額3億8,595万2,228円で、前年度に比べ588万7,750円、1.6%の増となりました。衛生費関係の主要事業は、母子保健対策として妊婦健診費用助成、こども医療費の中学生までの助成拡大、予防接種事業では子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンが加わり、健康増進事業では30代の健康診査やガン検診を実施、健康相談や保健指導な

どを実施しました。環境衛生係では、不法投棄防止対策や河川一斉美化運動の実施などを行いました。また、住宅用太陽光発電設置補助も継続して実施しました。続きまして、5款農林水産業費でございます。これは62ページをお願いします。5款農林水産業費の決算額は6億3,944万6,071円で、前年度に比べ3,146万5,637円、5.2%の増となりました。農林水産業費の主要事業は、農業の振興対策としまして、鳥獣害被害防止総合対策事業負担金1,020万5,224円を支出して、防護柵等の設置を実施、農業高度化事業費補助金は1,086万6,000円を支出して、19件に対し補助金を交付、農免道整備事業の負担金が1,230万円、その他水田農業経営確立対策事業、中山間地域等直接支払事業、農地・水・保全向上対策事業などを実施しました。林業の振興対策として、森林環境保全整備事業や林道維持管理委託などを実施しました。また、新幹線渇水対策受託事業では、葭谷地区ため池新設工事ほか16件の測量設計並びに清水谷ため池新設ほか10件の、工事施工管理業務及び上南地区ため池ほか7件のため池新設工事を実施しました。続きまして、6款商工費になります。これは71ページからとなります。6款商工費は、決算額5,319万7,548円で、前年度に比べ6,298万3,487円、54.2%の減となっております。商工費の主要事業は、商工会への補助金500万円、関所まつりなどへのまつり補助金765万円、3カ国語の観光パンフレットの作成107万6,000円、公園管理業務委託835万7,000円などを実施いたしました。続きまして、7款土木費でございます。これは73ページからになります。73ページ、第7款土木費は、決算額4億7,488万3,150円で、前年度に比べまして7,419万1,840円、18.5%の増となりました。土木費の主要事業は、町振興計画に基づき主要町道の改良舗装等を実施しました。現年度予算では相谷菊水線ほか3件など、工事費1億1,167万1,700円、繰越予算では尾田高久野線ほか3件など、工事費8,515万2,650円を実施しました。その他公営住宅維持工事等を実施しております。続きまして、8款消防費でございます。これは78ページをお願いします。消防費は、決算額2億9,166万3,288円で、前年度と比較しますと1,966万2,877円、0.9%の減となりました。消防費の主要事業は、防災施設整備として埋設型防火水槽40トン型3基を、久重、小原、細永に、既設の防火水槽5基に蓋を設置しました。工事費は1,519万3,500円となりました。また、防災対策として全国瞬時警報システム委託料が792万1,000円ですが、これを設置いたしました。続きまして、9款教育費になります。80ページをお願いします。教育費は、決算額3億6,043万2,558円で、前年に比べ6,989万5,077円、16.2%の減となりました。教育費の主要事業は、学校教育では学力向上研究協議会の充実や町指定学力充実研究推進校の事業や、学力向上といじめ・不登校問題を重点とした教育の振興を図りました。また、特別支援学級の整備として多目的トイレの新設、エアコン整備等を行いました。小学校の営繕工事の総額は、現年分としまして825万1,950円、繰越分で1,189万1,250円、中学校の営繕工事の総額は913万5,000円が現年度、繰越分で1,890万円が実施されております。また、学校給食費補助が開始されまして、小学校に715万円、中学校に430万6,600円が交付されております。生涯学習では、青少年健全育成事業や社会を明るくする運動などの取組み、社会体育では、関所マラソンなど、各種スポーツ大会の開催、すこやかスポーツクラブへの支援160万円などを行いました。10款災害復旧費になります。これは95ページからになります。10款災害復旧費は、決算額2,480万4,150円で、前年度と比較して1,992万9,975円、44.6%の減となりました。農地等災害8件、公共土木施設7件

の災害復旧工事を実施いたしました。11款公債費は、96ページをお願いします。決算額5億5,398万7,837円で、前年度に比べまして80万907円、0.1%の減額でございます。以上で、第61号議案、平成22年度一般会計の歳入歳出決算の説明を終わります。続きまして、第62号議案、平成22年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。国民健康保険特別会計におきましては、事業の適正運営に努めるとともに、平成22年度国の高医療費指定を受け、運営安定化計画を作成し、保健事業や収納率の向上に取り組みました。歳入歳出予算総額は14億3,494万2,000円に対しまして、決算額は歳入総額14億5,450万6,537円、歳出総額13億6,115万6,331円、歳入歳出差引額は9,335万206円となっております。歳入の主なものは、1款国民健康保険税2億1,110万1,981円、構成比が14.5%、3款国庫支出金4億681万5,951円、構成比28.0%、5款前期高齢者交付金2億9,558万4,322円、構成比20.3%、7款共同事業交付金2億167万8,504円、構成比13.9%。歳出では、2款保険給付費9億6,219万6,354円、構成比が70.7%、3款後期高齢者支援金等が1億2,440万3,061円、構成比9.1%、7款共同事業拠出金1億7,723万5,498円、構成比13.0%となっております。平成21年度の決算額と比較いたしますと、歳入総額において1,359万5,371円、0.9%の減、歳出総額において304万8,816円、0.2%の減となっております。それでは、決算書の6ページをお開きください。まず、歳入の主なものは、1款国民健康保険税、これは調定額3億129万4,115円に対しまして、収入済額2億1,110万1,981円、収納率は70.1%となりました。続きまして、使用料及び手数料、同じく6ページですが、これは督促手数料が24万2,600円でございます。3款国庫支出金、これは7ページからになります。の主なものは、国庫負担金が療養給付費等負担金1億9,264万9,491円などがございます。8ページの国庫補助金では、主なものは、財政調整交付金の普通調整交付金1億912万8,000円、特別調整交付金3,656万円などとなっております。同じく8ページの療養給付費等交付金の主なものは、現年度分8,925万4,000円などとなっております。5款前期高齢者交付金は2億9,558万4,322円、県支出金、これは9ページの方ですが、県補助金といたしまして財政調整交付金の普通調整交付金4,854万2,000円、特別調整交付金462万8,000円などがございます。共同事業交付金の主なものは、高額療養共同事業交付金が2,578万6,231円、保険財政共同安定化事業交付金1億7,589万2,273円となっております。財産収入では、財政調整基金利子の43万2,565円、繰入金は一般会計からの繰入金8,001万8,000円、繰越金は21年度からの繰越金1億389万6,761円、11ページの諸収入につきましては、延滞金が45万1,149円、雑入としまして第三者納付金23万2,953円などがございます。調定に対する収入済みの割合は94.2%となっております。続きまして、歳出をお願いいたします。12ページ以降が歳出になります。歳出の主なものは、1款総務費では、総務管理費の委託料、レセプト点検委託料119万6,689円、システム改修委託料の160万6,500円などがございます。総務費の運営協議会費は、委員報酬及び費用弁償の12万5,200円となっております。保険給付費につきましては、13ページからでございます。保険給付費の総額は、対21年度と比べまして、マイナス0.12%、118万1,651円の減となっております。主なものは、1項の療養諸費では、一般分が合わせまして7億7,459万4,757円、退職分が6,464万7,025円、2項の高額療養費では一般分が1億241万269円、退職分が834

万2,838円などがございます。続きまして、15ページをお願いします。3款後期高齢者支援金などがございます。これは後期高齢者の支援金1億2,440万3,061円でございます。同じく15ページの老人保健拠出金は5款です。これは281万6,138円が老人保健医療費拠出金となっております。16ページをお願いします。6款介護納付金は、これは社会保険診療報酬支払基金に支出をしておりますが、支出済額は6,016万5,661円となっております。16ページの7款共同事業拠出金につきましては、主なものは高額医療費拠出金1,971万7,515円、保険財政共同安定化事業拠出金1億5,751万7,574円などであります。16ページの8款保健事業費では、1項特定健康診査等事業費、健康診査委託料は928万6,300円などがございます。保健事業費は17ページですが、国保事務共同電算処理委託手数料153万7,718円などがございます。9款基金積立金は、17ページ、基金利子の積立金43万2,565円となっております。11款諸支出金は、主なものは平成21年度療養給付費返還金1,254万3,031円などとなっております。歳出の予算現額に対します執行率は94.9%となっております。19ページをご覧ください。実質収支に関する調書で、歳入総額が14億5,450万7,000円、歳出総額が13億6,115万6,000円、実質収支額が9,335万1,000円となりました。これをもちまして、第62号議案、南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

○議長（本田眞二君） はい。それまででちょっと中断してください。説明の途中でありますが、ここで昼食のため、1時まで休憩します。

-----○-----  
休憩 午前11時59分  
再開 午後 1時00分  
-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、議案第63号からです。提案理由の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（北原耕治君） 第63号議案、平成22年度南関町老人保健特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。歳入歳出予算総額142万3,000円に対しまして、決算額は歳入歳出総額それぞれ141万6,810円、歳入歳出差引額は0円となっております。4ページをお開きください。歳入の主なものは、5款繰越金、4ページの下段になります。決算額50万3,842円、構成比35.6%、6款は諸収入、5ページになります。決算額91万2,968円、構成比64.4%、これは返納金でございます。医療機関からなどの3件分でございます。続きまして、歳出の方で、6ページをご覧ください。3款諸支出金、決算額は141万6,810円、構成比100%、内容は医療給付費等返還金が47万1,694円、一般会計繰出金が94万5,116円となっております。21年度と比較しますと、歳入総額において464万3,336円、76.6%の減額、歳出総額において413万9,494円、74.5%の減額となっております。老人保健特別会計は、平成23年3月31日をもって廃止となり、その後の残務処理費は一般会計に引き継がれております。以上で、第63号議案、平成22年度南関町老人保健特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。続きまして、第64号議案、平成22年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。歳入歳出予算総額2億5,702万7,000円に対しまして、決算額は歳入総額2億1,402万8,254円、歳出総額2億1,207万2,544円、歳入歳出差引額は195万円と

なっております。この195万8,000円は、全額、平成23年度への繰越事業への充当財源となります。歳入の主なものは、1款国庫支出金3,276万7,000円、構成比15.3%、2款繰入金1億1,296万6,808円、構成比52.8%、4款町債3,560万円、構成比16.6%。歳出では、2款事業費7,647万1,907円、構成比36.1%、3款公債費8,945万6,418円、構成比42.2%となっております。平成21年度決算額と比較いたしますと、歳入歳出総額において2億1,981万2,503円、50.7%の減となっております。それでは、決算書の4ページをお開きください。歳入の主なものをご説明いたします。国庫支出金は、国庫補助金、公共下水道費国庫補助金が収入済額3,276万7,000円、右に移りまして、収入未済額1,820万円となっております。この収入未済額は23年度の繰越事業の充当財源となります。2款の繰入金、一般会計繰入金が1億1,296万6,808円となります。3款諸収入は、主に雑入の消費税還付金、中程の一番、備考欄に、右側に書いてありますが、消費税還付金が443万516円などとなっております。飛びまして、4款町債は、公共下水道債が収入済額3,560万円、横の収入未済額が1,940万円でございます。この収入未済額1,940万円は、繰越事業の充当財源でございます。続きまして、分担金、6款です。次のページの一番上の行、受益者分担金が収入済額291万2,000円でございます。7款使用料手数料は、収入済額、下水道使用料が2,427万3,990円となっております。調定に対する収入済みの割合は84.8%となっております。次のページをお願いします。歳出になります。歳出の主なものは、1款総務費では、委託料、13節委託料、下水道台帳更新委託料が126万円となっております。2目の浄化センター管理費の委託料は浄化センター維持管理業務委託料が3,643万5,000円などとなっております。2款事業費では、主なものとしまして、次のページ中程の15節工事請負費が、支出済額7,177万5,438円、これは下水道整備工事、主に関下地区の管渠埋設工事でございます。3款公債費は、地方債元金償還金が7,238万3,676円、地方債利子償還金が1,707万2,742円となっております。次のページをご覧ください。一番下の行、歳出合計、予算現額が2億5,702万7,000円に対しまして、支出済額の合計が2億1,207万254円となり、翌年度繰越額が3,955万8,000円となっております。予算の執行率は82.5%となっております。次のページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が2億1,402万8,000円、歳出総額が2億1,207万円、歳入歳出差引額が195万8,000円、この195万8,000円は、繰越事業の財源となります。以上で、第64号議案、平成22年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。続きまして、第65号議案、平成22年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。歳入歳出予算総額371万円に対しまして、決算額は歳入歳出総額それぞれ331万8,284円、歳入歳出差引額は0円となっております。歳入の主なものは、2款使用料及び手数料170万5,270円、構成比51.4%、5款繰入金161万2,664円、構成比48.6%。歳出では、1款総務費149万7,454円、構成比45.1%、3款公債費182万830円、構成比54.9%となっております。平成21年度決算額と比較しますと、歳入歳出総額において14万8,073円、4.3%の減となっております。それでは、決算書の4ページをお開きください。4ページは歳入でございます。歳入の主なものは、使用料及び手数料の使用料、簡易水道使用料が収入済額170万3,470円でございます。これは34件分の使用料でございます。それから、簡易水道手数料は、督促手数料が1,800円、5款の繰入金、一般会計繰入金161万2,

664円、諸収入は延滞金が350円となっております。調定額に対します収入済額の割合は100%となっております。次のページをお開きください。歳出の主なものは、1款総務費の1項1目一般管理費の給料が、職員給料35万4,600円、委託料の簡易水道管理委託料48万5,100円などでございます。3款の公債費は、地方債元金償還金が107万717円、次のページの地方債利子償還金が75万113円となっております。全体の予算の執行率は89.4%となっております。次のページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額331万8,000円で、歳出総額331万8,000円で、実質収支額は0円となりました。以上で、第65号議案、平成22年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。続きまして、第66号議案、平成22年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。歳入歳出予算総額11億5,325万4,000円に対しまして、決算額は歳入総額11億4,822万2,643円、歳出総額10億6,320万4,515円、歳入歳出差引額は8,501万8,128円となっております。歳入の主なものは、1款保険料1億8,397万448円、構成比が16.0%、3款国庫支出金2億8,304万6,129円、構成比24.7%、4款支払基金交付金3億969万1,000円、構成比27%、5款県支出金1億5,323万5,598円、構成比13.3%。歳出では、保険給付費が10億2,276万6,373円、構成比が96.2%となっております。平成21年度決算額と比較しますと、歳入総額において3,695万4,619円、3.3%の増、歳出総額において1,193万1,010円、1.1%の増となっております。それでは、決算書の6ページをお願いいたします。6ページ、歳入の保険料でございます。調定額1億8,720万3,243円に対しまして、収入済額が1億8,397万448円で、収納率は98.3%となっております。2款使用料及び手数料は、手数料は督促手数料2万円、使用料は生活管理指導員派遣サービス事業使用料21万9,600円、3款国庫支出金は、国庫負担金は介護給付費国庫負担金1億8,093万429円、国庫補助金につきましては、調整交付金の9,756万8,000円などとなっております。4款支払基金交付金は7ページでございます。主なものは介護給付費交付金3億537万7,000円などでございます。県支出金は県負担金が介護給付費県負担金1億5,096万1,748円、県補助金は介護予防事業交付金の125万7,250円などとなっております、6款の財産収入ですが、これは基金利子の9万2,624円、8ページをお願いします。7款繰入金、これは一般会計の繰入金でございます。これが介護給付費繰入金1億2,784万5,000円などとなっております。その他基金繰入金や特別会計繰入金等がありました。繰越金につきましては、平成21年度からの繰越金5,999万4,519円、9ページの9款諸収入は、主なものは予防給付費収入の介護予防サービス計画費754万6,640円などでございます。調定に対する収入済みの割合は99.7%となっております。次のページをお願いします。歳出の主なものでございます。10ページになります。総務費では、総務管理費の主なものは、日常生活圏域ニーズ調査委託料92万4,000円などでございます。2項の徴収費は、通信費の49万4,000円など、3項の介護認定審査会費は認定審査会共同設置負担金470万1,000円、調査員の報酬348万8,400円などでございます。2款保険給付費でございます。保険給付費は平成21年度と比較しまして2,154万4,186円、2.2%の増となっております。主なものは、1項の介護サービス等諸費、11ページになりますが、の主なものは居宅介護サービス給付費3億4,353万3,485円など、2項の介護予防サービス等諸費は12ページになります。介護予防サービス給付費が5,502万6,21

6円など、14ページになりますが、4項の高額介護サービス費は高額介護サービス費2,187万5,381円などがございます。6項の特定入所者介護サービス等費は特定入所者介護サービス費3,703万2,250円などがございます。15ページをお願いします。地域支援事業費、4款です。主なものは、1項の介護予防事業費、介護予防教室委託料56万7,000円、体力アップ教室委託料241万5,000円などがございます。16ページをお願いします。2項の包括的支援事業費は、非常勤職員の報酬175万6,800円、食の自立支援事業委託料88万800円などがございます。3項の居宅介護支援事業費は、非常勤職員報酬が540万7,200円などになっております。17ページをお願いします。基金積立金は、基金利子を積み立てております。9万2,624円です。それから、諸支出金は、17ページから18ページにかけてでございますが、主なものは介護給付費の国庫負担金の返還金、平成21年度の精算によるものでございますが、147万8,538円などがございます。予算現額に対する執行率は92.2%となっております。19ページをお開きください。実質収支に関する調書、歳入総額が11億4,822万3,000円、歳出総額10億6,320万5,000円、実質収支額は8,501万8,000円となっております。以上で、第66号議案、平成22年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。続きまして、第67号議案、平成22年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。歳入歳出予算総額は2億7,705万8,000円で、それに対しまして決算額は、歳入総額2億7,756万1,166円、歳出総額2億2,230万4,582円、歳入歳出差引額は5,525万6,584円となっております。歳入の主なものは、1款サービス収入1億8,307万2,809円、構成比66.0%、9款繰越金6,490万8,237円、構成比23.4%。歳出では、1款総務費1億5,614万1,121円、構成比70.2%、3款施設整備費4,341万7,500円、構成比19.5%となっております。平成21年度決算額と比較しますと、歳入総額において2,744万1,152円、11.0%の増、歳出総額において3,709万2,805円、20%の増となっております。それでは、決算書の4ページをお開きください。歳入の主なものは、サービス収入、これは介護給付費収入が国民健康保険団体連合会からの収入でございますが、収入済額が1億5,696万9,290円、3項の自己負担金収入は、これは入所者からの負担金2,610万3,519円となっております。5ページをお願いします。4款国庫支出金、国庫補助金ですが、介護職員処遇改善交付金が406万2,797円となっております。5ページの8款繰入金、一般会計からの繰入金が2,500万円、それから9款繰越金、これは6,490万8,237円ですが、内訳としましては、繰越事業充当財源繰越金が2,000万円、純繰越金が4,490万8,237円となっております。10款の諸収入につきましては、雇用保険料本人負担分の29万3,813円などとなっております。調定に対する収入済割合は100%となっております。続きまして、歳出の主なものでございます。7ページからになります。1款総務費の施設管理費、これの主なものは、職員給料4,041万8,446円、臨時職員の賃金5,032万4,144円、介護業務委託料1,000万8,852円などとなっております。2款のサービス事業収入につきましては、8ページになりますが、1項の居宅サービス事業費はショートステイやデイサービスの諸経費となります。賄材料費などの合計額でございます。それから、2項は9ページからになります。施設介護サービス事業は入所者の諸経費となります。これも賄材料費の797万3,096円などとなっております。3款施設整備費は、スプリンクラーの設置工事費4,074万円などがございます。予算現額に対する執行率は80.2%と



なっております。11ページをご覧ください。歳入総額は2億7,756万1,000円、歳出総額2億2,230万5,000円、実質収支額が5,525万6,000円となっております。以上で、第67号議案、平成22年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。続きまして、第68号議案、平成22年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。歳入歳出予算総額7,960万2,000円に対しまして、決算額は歳入総額7,747万6,826円、歳出総額7,316万6,826円、歳入歳出差引額は431万円となっております。歳入の主なものは、2款使用料及び手数料2,313万5,360円、構成比29.9%、3款国庫支出金1,512万円、構成比19.5%、8款町債1,830万円、構成比23.6%。歳出では、1款総務費2,454万2,657円、構成比33.5%、2款事業費3,803万2,917円、構成比52%となっております。平成21年度決算額と比較しますと、歳入総額において493万9,099円、6.8%の増、歳出総額において62万9,099円、0.9%の増となっております。それでは、決算書の4ページをお開きください。歳入の主なものを申し上げます。1款分担金及び負担金の1項1目総務費分担金は、受益者分担金390万円でございます。2款使用料及び手数料の浄化槽使用料につきましては、2,309万6,960円となっております。それから、3款国庫支出金、浄化槽整備推進事業国庫補助金が1,512万円となっております。4款県支出金は、次のページをお願いします。浄化槽整備推進事業県補助金が233万5,000円となっております。5款の繰入金は、一般会計繰入金が733万4,407円、減債基金繰入金が376万1,888円となっております。8款の町債は、公共下水道債で1,830万円となっております。調定額に対する収入済みの割合は99.5%となっております。次のページをお願いします。歳入の主なものは、1款総務費の総務管理費の13節委託料が浄化槽管理委託料2,199万5,737円などがございます。2款の事業費では、浄化槽整備推進事業費の工事請負費、15節浄化槽設備工事になります。3,566万7,525円となっております。浄化槽の30基を設置しております。次のページをお願いします。3款の公債費、地方債元金償還金が730万971円、地方債の利子償還金が329万281円となっております。予算現額に対しましての執行率は91.9%となっております。次のページをお願いします。実質収支に関する調書の歳入総額が7,747万7,000円、歳出総額が7,316万7,000円、実質収支額は431万円となっております。以上で、第68号議案、南関町浄化槽設備推進事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。続きまして、第69号議案、平成22年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。歳入歳出予算総額1億2,118万7,000円に対しまして、決算額は歳入総額1億2,127万6,634円、歳出総額1億2,024万4,202円、歳入歳出差引額は103万2,432円となっております。歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保険料6,985万7,000円、構成比57.6%、3款繰入金5,118万8,000円、構成比42.2%。歳出では、2款の後期高齢者医療広域連合納付金が1億1,988万7,090円、構成比は99.7%となっております。平成21年度と比較しますと、歳入総額において449万8,256円、3.9%の増、歳出総額において359万2,158円、3.1%の増となっております。それでは、決算書の4ページをお開きください。歳入の主なものを申し上げます。1款後期高齢者医療保険料が、全体では調定額7,002万8,400円ですが、収入済額6,985万7,000円で、収納率は99.8%となっております。1目の特別徴収保険料は収入済額5,231万1,800円、これは年金天引き分となります。2目

普通徴収保険料は現年度分が1,705万5,600円、滞納繰越分が48万9,600円となっております。3款の繰入金は、一般会計からの繰入金でございます。事務費の繰入金が44万8,000円、保険基盤安定繰入金が5,074万円となっております。4款の繰越金は、12万6,334円となっております。次のページをお願いいたします。5款諸収入は、延滞金の9万2,100円となっております。調定額に対します収入済額の割合は99.9%となっております。次のページをお開きください。歳出の主なものを申し上げます。歳出の主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金でございます。これの支出済額の主なものは、被保険者保険料負担金6,914万7,100円、基盤安定負担金が5,073万9,990円となっております。予算現額に対します執行率は99.2%となっております。次のページをお願いします。歳入総額1億2,127万7,000円、歳出総額1億2,024万4,000円、実質収支額は103万3,000円となりました。以上で、第69号議案、平成22年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。これをもちまして、第61号議案から第69号議案までの説明を終わります。ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 引き続き、日程第19、議案第70号から説明をお願いします。総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） 第70号議案、平成23年度南関町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,720万4,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億8,308万1,000円とするものでございます。また、事業量等の変更に伴いまして、地方債の補正を併せて行うものでございます。歳入予算の主なものとしましては、国庫支出金1,685万1,000円、県支出金4,064万3,000円、諸収入といたしまして5,733万円、それから町債としまして7,996万2,000円などがございます。また、歳出予算の主なものとしましては、タクシー料金助成金146万8,000円、こども医療費600万円、農業高度化事業費補助金732万4,000円、夢チャレンジ推進事業補助金200万円、それに町道維持工事費2,508万6,000円、一小的エレベーター設置工事費に2,950万5,000円などがございます。予算書の2ページをお願いします。第1表の歳入歳出予算補正、歳入でございます。10款1項地方交付税398万7,000円を減額するものでございます。普通交付税の決定によるものでございます。12款1項分担金25万6,000円を追加するものでございます。14款1項国庫負担金1,207万1,000円を追加するものでございます。災害復旧費でございます。2項の国庫補助金458万7,000円を追加するものでございますが、エレベーター設置費の補助金でございます。3項国庫委託金19万3,000円を追加するものでございます。続きまして、15款2項県補助金4,064万1,000円を追加するものでございます。介護予防事業補助金などでございます。続きまして、3項の県委託金2,000円を追加するものでございます。それから、18款1項基金繰入金3,000万円を追加するものでございます。ふるさとづくり基金の繰入金でございます。19款1項繰越金1,614万9,000円を追加するものでございます。純繰越金でございます。20款4項の雑入5,733万円を追加するものでございます。市町村振興協会の交付金などでございます。それから、21款1項の町債7,996万2,000円を追加するものでございます。臨時財政対策債などでございます。歳入合計といたしまして2億3,720万4,000円を追加いたしまして、49億8,308万1,000円とするものでございます。続きまして、3ページをお願いします。歳出で

ございます。2款の1項総務管理費6,156万6,000円を追加するものでございます。財政調整基金積立金などでございます。2項の徴税費586万7,000円を減額するものでございます。続きまして、3項戸籍住民基本台帳費21万6,000円を減額するものでございます。5項の統計調査費におきましては、財源組み換えでございます。続きまして、3款1項社会福祉費388万5,000円を追加するものでございます。それから、2項の児童福祉費123万3,000円を追加するものでございます。次に、4款1項保健衛生費1,654万3,000円を追加するものでございます。子ども医療費扶助費などでございます。5款の1項農業費4,129万6,000円を追加するものでございます。農業高度化事業補助金などでございます。2項の林業費385万円を追加するものでございます。夢チャレンジ事業の補助金などでございます。続きまして、6款1項商工費148万5,000円を追加するものでございます。続きまして、7款の1項土木管理費54万4,000円を追加するものでございます。2項の道路橋梁費3,906万9,000円を追加するものでございます。町道の維持工事費などでございます。4項の住宅費140万円を追加するものでございます。続きまして、6項の浄化槽整備推進事業費17万2,000円を追加するものでございます。続きまして、8款1項消防費1,160万円を追加するものでございます。消防補償等組合負担金でございます。それから、9款1項教育総務費24万9,000円を追加するものでございます。次に、2項の小学校費3,042万9,000円を追加するものでございます。これは一小的エレベーター設置工事費などでございます。3項の中学校費58万3,000円を追加するものでございます。4ページをお願いします。4項の社会教育費44万2,000円を追加し、5項保健体育費12万7,000円を追加するものでございます。それから、10款1項農林水産施設災害復旧費1,039万9,000円を追加するものでございます。併せまして、2項の公共土木施設災害復旧費1,809万9,000円を追加するものでございます。歳出合計といたしまして、2億3,720万4,000円を追加いたしまして、49億8,308万1,000円とするものでございます。5ページをお願いします。第2表の地方債の補正でございます。追加といたしまして、災害復旧事業に伴います起債でございます。690万円を計上いたしております。農災8、河川等災害7件分でございます。それから、その下の変更分でございます。圃場整備事業として、今回790万円を減額いたしております。この事業が県の基金事業となったために、一般財源対応ということになったものでございます。それから、2の道路橋梁整備事業460万円を追加いたしまして、1億3,790万円とするものでございます。事業量の増加に伴うものでございまして、久重中線、相谷坂上線、小原馬立線などでございます。それから、3の小学校整備事業2,580万円を追加しまして、3,360万円とするものでございます。一小的エレベーター設置工事分でございます。それから、消防防災設備整備事業500万円を追加して2,000万円とするものでございます。小原馬立線の道路改良に伴いますところの防火水槽等の移設工事費などでございます。それから、7の臨時財政対策債、今回4,556万2,000円を追加いたしまして、2億2,865万9,000円とするものでございます。発行可能額の決定によるものでございます。続きまして、8ページをお願いします。歳入の具体的説明でございます。まず一番上からいきますと、10款1項1目の1節地方交付税398万7,000円、普通交付税の減額でございます。交付決定によるものでございます。それから、1段飛ばしまして、14款1項3目1節の公共土木施設災害復旧費国庫負担金1,207万1,000円を計上いたしております。現年災でございます。河川等災害の7件分でございます。その次の欄でござい

ます。14款2項の6目1節小学校費国庫補助金458万7,000円を計上いたしております。一小エレベーター設置分でございます。次のページに移ります。15款2項の2目1節の社会福祉費県補助金1,578万3,000円を計上いたしておりますが、主なものは説明欄の一番上の介護予防事業補助金1,427万1,000円でございます。保健センター分、南集会所分、ふるさとセンター分でございます。それから、次、一マス空けて、4目の農林水産業費県補助金の1節農業費県補助金1,154万3,000円を計上いたしておりますが、主なものは下の欄の経営体育成交付金事業補助金でございます。1,123万1,000円を計上いたしております。新規就農者等への機械購入費補助金などがございます。それから、その下の欄、2節の林業費県補助金292万4,000円を計上いたしております。主なものは、一番上の段の地域づくり夢チャレンジ推進補助金200万円でございます。それから、その下の9目になりますが、1節農林水産施設災害復旧費県補助金918万9,000円を計上いたしております。現年災、農地等の災害8件分でございます。それから、一番下の欄でございます。18款1項3目ふるさとづくり基金繰入金3,000万円を繰り入れるものでございます。農村広場の整備並びに町道維持等の財源に充当するものでございます。繰り入れ後の現在高といたしましては12億1,000万円程度を見込んでおります。10ページをお願いします。一番上になります。19款1項1目の1節繰越金1,614万9,000円を計上いたしております。純繰越金でございます。その下の段です。20款4項の2目雑入でございます。5,732万1,000円を計上いたしております。主なものは、説明欄の下の欄の市町村振興協会市町村交付金5,730万7,000円でございます。市町村振興宝くじの収益金の一部の交付金でございます。町債につきましては、先ほどの説明に代えさせていただきます。次、11ページをお願いします。歳出でございます。真ん中ほどでございますが、2款1項の5目財産管理費、15節工事請負費に1,396万2,000円を計上いたしております。主なものは、説明欄下段の庁舎改修工事1,019万円でございます。これは庁舎の屋上の防水工事を全面的に施工するというものでございます。その下の6目の財政調整基金費の25節積立金3,700万円を計上いたしております。財政調整基金積立金でございます。積み立て後の現在高といたしましては10億2,700万円の見込みというところでございます。それから、一番下の欄でございますが、16目まちづくり推進事業費、19節、146万8,000円を計上いたしております。タクシー料金助成金でございます。高齢者等がタクシーを利用した場合に、その料金の一部を助成するというものでございます。続きまして、14ページをお願いします。一番上の欄です。4款1項1目の中の節の20節です、扶助費600万円を計上いたしております。こども医療費扶助費でございます。当初予算2,400万円を大幅に上回る勢いでございますので、600万円を追加するものでございます。それから、2段下がりまして、7目の環境衛生費、19節、105万円を計上いたしております。住宅用太陽光発電設置補助金でございます。今回、10基分を新たに追加させていただいて、40基分とするものでございます。それから、その下の保健センター費でございます。15節、700万円を計上いたしております。介護予防事業を行うための施設の改善を行うものでございます。次のページをお願いします。15ページでございます。上から3段目でございますが、5款1項の3目農業振興費、19節、732万4,000円を計上いたしております。農業高度化事業費補助金でございます。田植機購入やトラクター購入などの20件分を追加するものでございます。その下の4目農地費の19節、1,795万3,000円を計上いたしております。説明欄の一番下が主なものですが、経営

体育成交付金1,123万1,000円でございます。新規就農者等5人分というふうになっております。それから、次段いきまして、9目の農村広場施設費、15節に1,599万2,000円を計上いたしております。施設整備工事となっておりますが、下水道の敷設工事を行うものでございます。続きまして、16ページをお願いします。一番上の欄です。5款2項2目林業振興費の19節でございます。297万円を計上いたしております。主なものは、下の欄の夢チャレンジ推進事業費補助金200万円でございます。その次の6款1項の6目ふるさとセンター費、工事請負費に150万円を計上いたしております。これも施設整備事業でございまして、介護予防事業を行うための改良工事でございます。続きまして、17ページをお願いします。上から2欄目の7款2項2目道路維持費、15節に2,508万6,000円を計上いたしております。道路維持工事でございます。鍋川線などの10件、それから強化舗装といたしまして前原三郎ヶ谷線など8件などを計画いたしております。それから、その下、3目13節委託料、測量設計委託料3件分でございます。638万3,000円を計上いたしております。それから、工事請負費に700万円、これは小原馬立線の改良舗装、それから防火水槽、これは小原馬立線改良に伴いますところの施設の防火水槽建設でございます。18ページをお願いします。一番上です。8款1項の2目非常備消防費、19節に1,140万円を計上いたしております。これは説明欄のとおりでございますが、消防補償等組合負担金として今回の東日本大震災に伴います殉職消防団員215人の公務災害補償費でございます。積算基礎といたしましては、補償総額230億円を全国の消防団員88万1,700円で除した額というふうになっております。それから、真ん中ほどの9款2項の1目学校管理費の15節工事請負費に2,950万5,000円を計上いたしております。一小的エレベーター設置工事費でございます。それから、19ページの最後の方の、10款1項の1目、それから10款2項の1目、それぞれ現年災害復旧工事費でございます。農災の方につきましては、前原地区など8件、それから公共土木につきましては山付線など7件となっております。以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

○議長（本田眞二君） 説明の途中でありますが、暫時休憩します。10分程度休憩します。

-----○-----  
休憩 午後2時00分  
再開 午後2時10分  
-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。提案理由の説明の途中でありましたので、これを続行します。福祉課長。

○福祉課長（高橋 稔君） 第71号議案、平成23年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。平成23年度歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,334万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,602万2,000円とするものでございます。2ページをお開きください。歳入、10款1項繰越金として3,334万9,000円を追加し、9,335万円とするものでございます。歳入総額が14億7,602万2,000円とするものでございます。3ページの歳出をお開きください。8款2項保健事業費として9,000円を追加し、495万4,000円とするものでございます。11款1項償還金及び還付加算金として669万4,000円を追加し、729万6,

000円とするものでございます。12節予備費に2,664万6,000円を追加し、4,201万5,000円とするものでございます。歳出総額を14億7,602万2,000円とするものでございます。6ページをお開きください。歳入、10款1項1目1節の療養給付費交付金繰越金として退職被保険者医療分として653万5,000円を追加するものでございます。2目1節のその他繰越金として、一般分といたしまして2,681万4,000円を追加するものでございます。7ページをお開きください。歳出で、8款2項1目の保健衛生普及費といたしまして、これは需用費の印刷製本費に9,000円を追加するものでございます。11款1項1目23節の償還金、利子及び割引料といたしまして、過誤納金還付金といたしまして10万円を追加するものでございます。2目23節の償還金、利子及び割引料といたしまして、こちらの方も過誤納金還付金といたしまして2万円を追加するものでございます。3目の償還金といたしまして、国庫支出金返還金が3万9,000円、療養給付費交付金返還金といたしまして6,535万円、合わせて657万4,000円を追加するものでございます。12款予備費につきましては、予算調整といたしまして2,664万6,000円を調整追加するものでございます。以上で、提案説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 引き続きお願いします。

○福祉課長（高橋 稔君） 引き続き、第72号議案、平成23年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。平成23年度歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ8,468万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,315万3,000円とするものでございます。2ページをお開きください。歳入、7款1項一般会計繰入金といたしまして、7,000円を減額するものでございます。8款1項繰越金といたしまして、8,452万8,000円を追加するものでございます。9款4項予防給付費収入といたしまして、16万2,000円を追加するものでございます。合わせて、歳入総額11億7,315万3,000円とするものでございます。3ページをお願いいたします。歳出、4款3項居宅介護支援事業費といたしまして、15万5,000円を追加するものでございます。5款1項基金積立金といたしまして、3,000万円を追加し、基金総額を3,002万7,000円とするものでございます。6款1項償還金及び還付加算金といたしまして、228万8,000円を追加するものでございます。8款予備費といたしまして、5,224万円を予算調整するものでございます。歳出総額を11億7,315万3,000円とするものでございます。6ページをお開きください。歳入といたしまして、7款1項4目1節の一般会計繰入金といたしまして、7,000円を減額するものでございます。8款1項1目繰越金といたしまして、8,452万8,000円を追加するものでございます。9款4項1目1節の予防給付費収入といたしまして、介護予防サービス計画費といたしまして16万2,000円を追加するものでございます。続きまして、歳出の7ページをお開きください。4款3項1目居宅介護支援事業費の委託料といたしまして、ケアマネジメント業務委託料15万5,000円を追加するものでございます。続きまして、5款1項1目積立金といたしまして、介護給付費準備基金積立金で3,000万円を追加するものでございます。6款1項3目23節の償還金、利子及び割引料といたしまして、地域支援事業国庫交付金返還金として53万6,000円、地域支援事業県交付金返還金といたしまして26万8,000円、地域支援事業支払基金交付金返還金といたしまして148万4,000円、合わせて228万8,000円を追加するものでございます。予備費につきまして

は、予算調整として5,224万円を追加するものでございます。以上で、提案説明を終わらせていただきます。ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（堀 賢司君） 第73号議案から第75号議案まで一括してご説明申し上げます。まずはじめに、第73号議案、平成23年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ17万2,000円を増額し、それぞれ総額を8,673万8,000円とするものでございます。今回の補正の主なものは、浄化槽使用料について、人数算定に誤りがありましたので、過誤納金還付金を補正するものが主なものでございます。2ページをお開きください。歳入でございます。繰入金としまして17万2,000円を追加するものでございます。歳出につきましては、17万2,000円を追加するものでございます。ページ、6ページをお開きください。歳入でございます。一般会計から17万2,000円を繰り入れて1,587万7,000円とするものでございます。次に歳出でございます。一般管理費、職員手当5万円、これは時間外勤務手当でございます。滞納徴収の時間外に充てます。それから、11の需用費、これは修繕費でございます。流量調整ポンプの取り替え2件が発生しておりますので、3万6,000円を計上しております。それから、23の償還金、利子及び割引料につきましては、8万6,000円、過誤納金の還付金です。過誤納金還付金は2件あります。浄化槽の使用料は、基本料金1,100円、人数割700円×人数と、それに消費税をもらっております。その基準で算定しております。今回、この誤りが発生したのはですね、事務作業中にその誤りが発生、世帯の人員に誤りがあるということを発見しました。これを受けてですね、7月から8月にかけて、建設課におきましては、全加入世帯に対してですね、通知を出しまして、世帯人員の調査を実施したところでございます。以上、過誤納金を含めまして、補正予算、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。以上で、73号議案の説明を終わります。続きまして、別冊の議案書綴りの中の第74号議案、町道の路線認定についてご説明申し上げます。今回認定する町道につきましては、路線番号355号、路線名が舞木下堂突線でございます。起点が南関町大字相谷字舞木1572番2地先から、南関町大字相谷字下堂突1530番の9地先まででございます。延長が452メートルでございます。次のページに赤で図示しております。第三小学校区の向原地区になります。向原団地から向原の方に進みまして、これでいきますと平井建設の先から左の方に行く道路でございます。この道路につきましては、人家があるということで町道認定の提案をするところでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。次に、第75号議案、町道の路線変更についてご説明申し上げます。変更する路線でございます。変更前の路線番号は248、路線名が境原線でございます。起点、終点が変わっております。まず、変更前から説明しますと、南関町大字肥猪字下堂突1530番地先から、南関町大字肥猪字境原1316番地先までが変更前でございます。変更後は、起点が南関町大字相谷下堂突1530番の1地先から、南関町大字肥猪字境原1384番の3地先までと、延長につきましては410.8メートルから590.0メートルに延長することになります。次のページに起点、終点の図示を示しているところでございます。ちょっと見にくいですが、起点につきましてはですね、先ほど町道認定に提案しましたその先から左の方に行く道路がありまして、青い線まではこれまでの町道認定、変更前の道路でございます。赤い路線が新たに終点を変えたところでございます。ここにおいても終点につきましては人家があると、住宅地が

あるということで町道認定すべきだということで提案申し上げております。よろしくご審議のほど、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 次は、日程第25、諮問第1号についてです。町長。

○町長（上田数吉君） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につきご意見を求めることについて。人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。住所、大字関町1509番地2、氏名、北原秀樹、生年月日、昭和25年1月2日生まれでございます。人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条の規定により、法務大臣が委嘱するものであります。市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道・新聞の業務に携わる者など、及び弁護士会、その他女性労働者、青年等の団体であって、直接・間接に人権の擁護を目的とし、またはこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければなりません。任期は3年となっております。現人権擁護委員の北原秀樹氏が平成23年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き北原氏を人権擁護委員に推薦をお願い申し上げます。北原秀樹氏は、昭和43年3月、熊本県立、現在の熊本高校前の山鹿高等学校を卒業され、昭和43年4月から南関郵便局に勤務され、福岡地方郵便局、博多郵便局、熊本中央郵便局等を歴任され、平成7年10月、南関町郵便局長に就任され、平成19年3月に退職されております。国家公務員として37年間、郵便業務に従事され、郵政行政に熱心な方でございます。退職後は平成20年1月から南関町振興計画審議会委員に、さらには平成22年11月からは南関町行政改革審議員に就任され、現在も活躍されております。また、地域における奉仕活動をはじめ、趣味を活かされ、地域における文化活動にも熱心な方でございます。経歴のとおり、人柄も温厚誠実、人格・識見とも優れた方でございます。今回、人権擁護委員には地域社会において人権相談、人権啓発、人権救済など、各種の人権擁護活動に従事することが求められていることから、地域社会において信頼、人格、識見や中立公正さを兼ね備えた北原秀樹氏を今回、人権擁護委員としてご推薦を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。住所、大字四ツ原1435番地、氏名、黒田則行、生年月日、昭和25年2月11日生まれでございます。人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条の規定により、法務大臣が委嘱するものでございます。市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人権識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道・新聞の業務に携わる者など、及び弁護士会、その他女性労働者、青年等の団体であって、直接・間接に人権の擁護を目的とし、またはこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければなりません。任期は3年となっております。現人権擁護委員の多田隈祺紀氏が平成23年12月31日をもって任期満了となりますので、ご本人から前もって辞退の申し出がっておりますので、新たに黒田氏を人権擁護委員に推薦をお願い申し上げます。また、議会の選任同意を得て推薦するわけですが、法務大臣から委嘱されまで、3カ月程度の期間が必要でありますので、本議会で提案するものでございます。黒田則行氏は、昭和45年3月、熊本県立農業講習所を卒業され、昭和4



5年4月からは農業に従事され、昭和50年7月から南関町役場に勤務され、農林課長、建設課長及び社会福祉生活課長等を歴任され、平成22年3月に定年退職されております。地方公務員として34年間、地方行政業務に従事され、農林関係や福祉行政に詳しく、熱心な方でございます。また、地域における奉仕活動をはじめ、趣味を活かされ、地域における文化活動も熱心な方でございます。経歴のとおり、人柄も温厚誠実、人格・見識ともに優れた方でございます。今回、人権擁護委員には地域社会における人権相談、人権啓発、人権救済など、各種の人権活動に従事することが求められているところでございます。地域社会において、信頼、人格・識見や中立公正さを兼ね備えた黒田氏をご推薦申し上げる次第でございますので、よろしくお願いを申し上げまして、提案とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 以上で、提案理由の説明を終了します。

-----○-----

○議長（本田眞二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日15日は午前10時に本会議場にご参集ください。

本日はこれにて散会します。

-----○-----

散会 午後2時33分

9 月 1 5 日 (木)

(第 2 日 目)

## 平成23年第6回南関町議会定例会（第2号）

平成23年9月15日  
午前10時00分開議  
於 議 場

### 1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問について（4名）

- ① 9番議員    ② 11番議員    ③ 8番議員  
④ 6番議員

### 2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 井下 忠俊 君	2番 境田 敏高 君
3番 打越 潤一 君	4番 鶴地 仁 君
5番 田口 浩 君	6番 島崎 英樹 君
7番 大木 幹夫 君	8番 山口 純子 君
9番 橋永 芳政 君	10番 唐杉 純夫 君
11番 酒見 喬 君	12番 本田 眞二 君

### 3. 欠席議員なし

### 4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（11名）

町 長 上田 数吉 君	会計管理者 北原 耕治 君
教 育 長 大里 耕守 君	福祉課長 高橋 稔 君
建設課長 堀 賢司 君	総務課長 柳田 陽一 君
教育課長 大石 和幸 君	経済課長 雪野 栄二 君
住民課長 木村 浩二 君	まちづくり推進課長 佐藤 安彦 君
住民課審議員 菅原 力 君	

### 5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 松本 寛 君    書記 橋本 恵 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 起立。礼。おはようございます。お座り下さい。

ただ今から本日の開議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（本田眞二君） 日程第1、一般質問を行います。

発言の通告があつていますので、順次質問を許します。

9番議員の質問を許します。9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） おはようございます。9番議員の橋永でございます。

先だって質問の通告をしていましたので、ただ今より一般質問を行います。

まず、1番目として、総合文化福祉センターうから館の今後の10年間の施設管理費などの町の支出をどう考えているのか。要旨といたしまして、うから館も平成10年4月開業以来、13年半ぐらいになりますが、平成21年に民間の力を活用し、公から民に経営委託を、指定管理者制度を取り入れて、今運営されておるわけでございますが、これから先の施設の修理費や設備機器の耐用年数からしても、かなり今後の町の負担が予想されると思うが何うというようなことでございますが、基本協定書の内容からしても、修理代だけじゃなくて、250万円以上の費用がこれから先、どっと来るんじゃないかならうかと思うわけでございますが、そのへん、担当課として設計をしておるのかどうか伺います。

それから、2番目でございますが、まちづくりに対する職員の姿勢、意気込みはというようなことであげさせていただきました。先の8月、県関与型最終処分場の建設に伴う基本契約書が調印も終えられたわけでございますが、この機を今まで南関町になる前、5つの村が合併いたしましたして、南関町になったわけでございますが、それ以来の一大事というようなことで、町長も考えられておるようでございます。もちろん私たち議員もそういうことで考えております。今後も町民の協力、議会の賛同、そして重要に職員の取組み方の姿勢が重要視されるわけでございますが、職員がまちづくりに対する姿勢、取り組む姿勢が重要視されると思うわけでございますが、職員の教育、これから先の考え方、意識高揚とより良いプランでまちづくりを必要と思ひます。どう考えておるのかお聞きしたいと思うわけでございますが、よろしくお願ひ申し上げます。

次の再質問におきましては、自席にて行いたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（本田眞二君） 9番議員の質問に対する答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（高橋 稔君） おはようございます。9番議員、橋永議員の一般質問にお答えいたします。

質問の趣旨は、総合文化福祉センターうから館の今後10年間の施設管理費等の町の支出計画はどう計画しているか。うから館も平成10年開業以来18年半、21年には民間の力を活用した公から民に経営委託したが、これから先の建屋部分の修理費や設備機器の耐用年数からしても、かなりの町の負担が予想されるが、どう考えているかとの質問にお答えさせていただきます。

総合文化福祉センターは、平成10年に開館し、本年度で14年目を迎えているところであります。開館いたしましたしてから、平成15年度には家族風呂7室を増設し、家族風呂は現在16室となっております。このうちのうから館と、身体障がい者風呂が2つありますけれども、そのときの工事費

といたしまして約1億1,000万円ほどかかっております。さらには、温泉ポンプの取替えも行っているところであります。温泉ポンプにつきましては、地下600メートル付近に設置しておりますので、約350万円ほどの経費がかかっております。こちらにつきましては、開館して約6年程度で一応故障した経緯がありますので、そういう点も今後検討しているところであります。さらに、平成20年度からも補正予算での改修工事を行っているところであります。今後、施設や施設用品等の点検を行い、計画的な改修計画を策定して、計画的な整備を進めていきたいと考えているところであります。20年度には厨房機器購入等で270万円、平成22年には屋上の防水工事等で800万円程度、本年度につきましては6月補正等で浴場、家族風呂改修工事や厨房機器の冷蔵庫等の取替工事等で700万円の改修を予定しているところであります。今後、屋根の防水工事、外壁工事、外部設備塗装、さらには空調機器工事ということで、空調機器につきましては14年を迎えているということで、故障した場合の部品等も非常にないという状況にありますので、こちらについては全面改修すれば約2,200万円程度が必要経費が見込まれておるところです。こういうのを計画的な整備を必要と推測しておりますので、こういうのをあわせて今後10年間では約4,000万円から5,000万円以上の改修維持工事等が想定されると推測しているところであります。計画的な実施計画等に基づきました整備を進めていきたいと考えているところであります。

以上、お答えいたしまして、今後の質問につきましては、自席にて答弁させていただきます。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） 9番、橋永議員の一般質問にお答えいたします。

質問事項といたしまして、まちづくりに対する職員の姿勢、意気込みはとのご質問にお答えをいたします。これからのまちづくりに対します職員の心構えとしましては、行政のプロとして行動し、町民から信頼される職員を目指さなければならないというふうに、まず思っているところでございます。そのためには、まず挨拶は職場を明るくする第一歩といわれますように、挨拶による明るい職場づくり環境が求められるというふうに私は思っております。毎朝、上司、先輩、同僚、そして町民の皆さんと会ったときには、大きな声で相手に聞こえるように挨拶することで、一日の仕事を明るく、気持ちよく果たすことができるのではないかとこのように思っております。

次に、町民の視点に立ち、町民とともにまちづくりに取り組むという姿勢が求められるのではないかとこのように思っております。町民の感覚で物事を考え、行動し、信頼関係を構築していく、そのことが大切というふうに思っております。

それから、もう一つ、職員一人一人が自習自得の向上心をもちまして、適確に職務を遂行するという意識の高揚を大切だというふうに思っております。全体の奉仕者としての自覚と責任をもちまして、常に自習自得に努めることが必要であるというふうに思っております。

以上、お答えをしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） どうも、担当課長、ありがとうございました。

まず、1番でございますが、今、担当課長から大きな数字を読み上げられたわけですが、これから先、こういった工事がだんだん持ち出しが増えてくるというようなことですが、今、入湯税を納めていただいとるわけですが、その入湯税は公から民に変わりまして、民の指定管理者、今まで通算のいくらぐらいをお支払いになっとるか、住民課長、お願いしたいと思

います。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） ただ今の議員のご質問にお答えいたします。

なかなか固有名詞という形では非常に難しい点がございます。指定管理者と申しますか、うから館と申しますか、そういう観点から申し上げまして、ご質問の部分にお答えする内容といたしましては、全体的な税額はもちろんございますけれども、これまでに入湯税として入ってきております金額は2,258万3,900円でございます。22年度まででございます。

以上です。

○議長（本田眞二君） 9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） 今まで、南関町で経営しておる中で、13年経っておるけれども、一時は黒字ですね、剰余金も出ておったわけでございますが、年々と剰余金も少なくなって、最後には赤字に転じたというようなことでございます。そういった形の中で指定管理者制度を導入したというようなことですが、この2,200万円も入湯税を払っていただいたというようなことでございますが、片一方ではこういった支出がなされとるというようなことでございます。非常に指定管理者の並々ならぬ努力でですね、こういった形で入湯税も納めていただいております。しかしながら、片や反面こういうことでございますが、大体こうして見ますと、同等な数字ぐらいじゃなかろうかと思うわけでございます。しかし、これからまだまだ続くわけでございますので、そのへん、頭を切り換えんといかんとじゃなかろうかと思うわけでございます。これが大きくなってからじゃ、どうにもならないわけでございますね、出費と逆になってきた場合には、南関町の負担がそれだけ負担も重くなるというようなことで、指定管理者制度で補ったやつが補われんような形になってきた場合に、どう考えて、どうした方が一番いいのかというようなことで、早期にこのへん、判断すべきじゃなかろうかと思うわけでございます。今、課長が申しましたように、空調設備費だけでも2,200万円というようなことで、そういうことで執行部のトップでございますが、町長にお伺いしたいと思っておりますが、どう考えておられるのか、そのへんお聞きしたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 今、質問者のおっしゃることは、入湯税のことでしょうかね。

○議長（本田眞二君） 9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） 入湯税と、これからの管理費ですね。そして、管理費が嵩むにつれて、入湯税はもう要りませんので、町の負担がどれだけ増えるのかですね。大体予想つくと思います。それで、これをどう、このまま続けられるのか、将来的にです。町の財産として持つておられるのか、持ち続けられるのか、そのへんをお伺いします。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 一応ですね、うから館は町の財産ではございますけれども、なかなか維持費が現在高価になってくると、一年一年この維持費が大きくなることは当然かと思っております。そのためにはかなりの金額が要ります。担当課長から4,000万円から5,000万円という負担が要るということでございますけれども、これからはですね、それ以上の負担は私は出てくると思っております。そういういいものも、耐用年数が出てまいりますし、そしてまた機械類の部品等の問題もありまして、

かなりの負担となりますけれども、これをですね、即、民間に渡すということは、これは私が走りすぎかもしれませんけれども、渡すということはなかなか難しい点もございます。といいますのは、このうから館の敷地につきましては、4名の方々の借地がございます。面積的には4,800平米でございますけれども、そしてまた今は補償としてですね、毎年87万4,000円程度の補償をしておるわけですね。しかし、地権者の方がどう思われるか、そのへんをまず語ってみなければわからないと思っております。そういうことで、一番簡単なことはですね、あまり早すぎると思えますけれども、民間に渡した方が私は一番いいと思えますけれども、法的にできるか何か、そのへんを十分検討してまいりたいと思えます。質問者のおっしゃることは、今から維持費のことを心配してのご質問かと思えますので、私の考え方を一応案ではございませんけれども、心配をしながらも案としてお答えをしたところでございます。

○議長（本田眞二君） 9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） 今、町長からお考えを聞いたわけでございますが、将来的に負の遺産というふうな事になった場合に、それからじゃ遅いというようなことでございますので、早い時期からそういう検討も必要かなあと、私自身思うわけでございます。1番の質問につきましては、町長の思いもお聞きしましたので、これで終わりたいと思うわけでございます。

2番、まちづくりに対する職員の姿勢、意気込みというようなことでございますが、総務課長より大変喜ばしい、それからやる気のある返答をしていただいたわけでございます。行政のプロとして町民の負託に応えるというご返事をいただいたわけでございます。それで、まずは挨拶からというようなことでございます。武道にしましては、挨拶で始まり、挨拶で終わるとというのが武道の心構えでございますが、まさにそのとおりだと思うわけでございます。今まで、私も4年間、行政に携わってきたわけでございますが、非常に感じておったわけでございます。議員になった冒頭にも1回質問をしとるわけでございますが、まず挨拶というようなこと、職員の笑顔というようなことでございます。町民憲章もございますし、町民憲章には、今総務課長が申されましたような形ですね、ことをいっぱい書いてございます。町民の方もまちづくりに対する姿勢も勉強していただかなきゃいかんと。それを導いてやるのが職員じゃなかろうかと、または執行部だろう、または議員だろうと思うわけでございます。そういった形の中で、最終処分場の建設を決めて、基本協定書も作ったわけでございます。そして、これから先、もう後に振り返っても同じでございます。これから先のことを考えにゃいかんというようなことでございます。最終処分場の建設を機に、まちづくりというようなことで、町の行政と県の担当局と、環境局と一緒にになった形でまちづくりに対し懇談会もやられたわけでございます。その中の職員の意気込みというようなことで、懇談会の出席をですね、私は黙って、私も全部が全部、懇談会に出たわけじゃございませんが、出たときに、職員の数が少ないなと思ったわけでございます。全箇所を回られて、職員150名ぐらいおるわけですが、130どしこかおるわけですが、それはほとんどの方が出ておられるのかおられないのか、そのへん、総務課長、お願いします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） 4月に実施しましたまちづくり懇談会における職員の出席状況はというお尋ねでございますけれども、まず懇談会を始める前には、全課長として職員にも出席するようにという指示とございますか要請等、あくまでもこれは職務ではないという観点から自主的な呼びかけを

いたしておったところでございますが、いざ蓋を開けてみますと、あまり出席率については、あまり芳しくなかったということもありまして、実際、懇談会に入りましてから、再度要請といいますか、職員のまちづくりに対するその気持ち、あるいは町民の方がどのように考えておられるか知るとよい機会だというようなことも踏まえて、再度、職員に周知をしたところ、かなりの出席率が上がったというふうには思っております。ただ、今、職員130名でございますが、全員が来たとまではちょっと言い切れない状況というところでございますが、当初から比べますと、回を追うごとに職員の出席率は上がっていったというふうに思っております。

○議長（本田眞二君） 9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） 私もそう感じました。途中で一回私も叱咤激励をした覚えがございます。それから、途中でだんだん増えてきたというようなことも感じております。やる気が出たなというような捉え方もしました。そこでお尋ねしますが、町長の所信表明の中で、まちづくりのプロジェクトを当初作られたわけですが、その後、地域振興策を中心とした考え方のプロジェクトを作られたと、立ち上げられたとお聞きしたわけでございますが、今その各課長が中心となった形でやっておられると聞いておりますが、それも職員に徹底をしておられるのか、またそして、そういった会議を各課で開かれるときに、一般職員からのお考えを聞いておられるのか、そのへん、ありましたらお答え願いたいと思います。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） まちづくりのプロジェクトをですね、課長ベースで今現在立ち上げているところでございます。といいますのは、いろいろな件がまちづくり懇談会の中で出てまいりました。それをベースとしてですね、課長に職員からの吸い上げをして、そしてまた、まとめていただきたいということを今作っているところでございます。これをもって、また新たな時間がございましたならば、議員さんの皆さまたちにもご意見をいただきたいと思っております。これをもって、県の方にこれから申し出をしたいと思っております。当然、職員の中からですね、これをどうしたらという意見は、私はいただいておりませんが、課長がそれは吸い上げた上で、プロジェクトが今、活動をしているところでございます。

○議長（本田眞二君） 9番議員。

○9番議員（橋永芳政君） そういうことで、一生懸命やってほしいわけでございます。まずは、地元の要望、そしてそれを中心とした形の地域を広めながらの町全体の町民からのご意見、そして各々の議員もそれに地域住民の負託に応えるような行動、そして執行部がまとめ、そして県に要望して、南関町の将来にわたって安心して住みよい町になるように、県にも要望していく。私たちも、町民の方も、職員の一緒になった形で、まちづくりに取り組んだら、人口も増えるしですね、Uターン組の方も帰って来られると思います。そういうことで、もっともっとより良いまちづくりを早期に考え方をまとめていったらどうかと思うわけでございます。私の考えを、町長はじめ、聞いていただいたわけございまして、各議員もそういう形で認識をお願いしたいと思うわけでございます。

これをもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（本田眞二君） 以上で、9番議員の一般質問を終了しました。

続いて、11番議員の質問を許します。11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） おはようございます。11番議員の酒見です。



今回は、4項目にわたって質問をさせていただきます。

最初に、財産についてでございますが、町には行政財産と普通財産というふうに分かれておりますが、その普通財産のことでお尋ねをいたします。その普通財産の中には、まったく利用しない、その中身についてはいろいろなことがあって、一概にはいえませんが、まったく荒地で、町としてはどうしようもないという土地がありはしないかと思えます。そういう土地の面積はどのくらいあるのか、そしてまたそういうような利用もされないような土地を今後も維持していいのか、また何らかの処分をしてもいいというようなことを考えておられるのか、そのへんのところをお聞きをしたいと思えます。

2番目に、河川の汚染状況をお尋ねをいたします。人が生活していく上においては、環境全般にわたる環境基準というものが定められておると思うわけでございますが、そういう中で河川に対する水質の基準というのも恐らく設けてあると思えます。その水質の基準値ということは、この小原を起点とする内田川水系等についてでございますが、調査をされたことがあるかないのか。そして、その調査ポイントを定められて調査をしておられるのか。そしてまた、今後、先ほども話に出ましたが、産廃処分等は建設されるということになりますと、非常にこういうようなデータというものが必要になってくる、また重要になってくると思われまので、常にそのへんのところの基準値というものは把握しておかねばならないというふうに思いますが、どのように考えておられるかお尋ねをしたいというふうに思えます。

それから、町道の強化舗装等についてお尋ねをいたします。非常に毎年毎年でございますが、この町民の方々から要望の出されるのが、町道の強化舗装あるいは水路の整備というものは非常に多く出されております。その中で、予算的に非常に厳しいものがございまして、十分な町民の方々に応えることができないというふうに思いますが、なるだけ誠意をもって、スピード感をもってこれに応えなければならないと思うわけでございますが、今後、建設課としてはどのように具体的に考えられておられるのかお聞きしたいと思えます。

次に、経済課の中山間総合整備事業でございますが、南関町については、もうこの中山間総合整備事業は4年ぐらい前から計画をされておるわけでございますが、南関町については東西に分けられてですね。西部の方から計画が進み、着工の予定をされて進んでおるとような状況でございます。そういう中ですね、非常に農業の形態が厳しいものがございまして、個々の農業者の高齢化というのが進んでおります。今、非常にそのへんのところが危惧をされておるところでございますが、このまま山のものか、川のものかもわからないような状況では、高齢化だけが進みまして、この圃場整備というものが非常に根本から崩れるという自体になりかねないような状況でございます。それで、このスピード感はどのように思っておられるのかお伺いをしたいというふうに思っております。

以上、お尋ねをいたしまして、あとは自席よりお尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（本田眞二君） 11番議員の質問に対する答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） 11番、酒見議員の一般質問にお答えします。

質問事項としまして、普通財産について尋ねるということで、①普通財産の中で利用不能と思われる土地の面積はどのくらいあるかのご質問にお答えをいたします。該当するものとして、まず元警察官舎跡が上げられるというふうに思えます。宮の前と迎町の2カ所でございます。宮の

前の土地の面積は386.66平米で、ここには建物が現存しておりまして、これを個人の方に住居として貸し付けておるところでございます。ただ、その建物は相当老朽化をしております、周囲との環境等を考えますと、今後これは取壊しを検討しなければならないかなというふうに思っているところでございます。また、迎町の土地の面積は490.21平米と414.42平米の2筆で、ここにも建物が残存いたしております。ここは住宅までの進入道路が狭く、自家用車等の進入ができない状況でございます。それから、沖田進氏から寄贈された土地でございます。土地の面積は3,622.12平米で、建物も残っておるところでございます。ここにつきましても現地までの進入路がなく、隣家の敷地を通過して通行しなければならないという状況でございます。以上3件の合計面積は4,913.41平米でございます。

そのほかに南井弥原の雑木林が3,767平米、それから元北中跡の山林が1,392平米、それから関下の雑種地328平米があり、この3件で5,487平米を前述の3件と合わせますと、合計で1万400平米というふうになります。

ご質問の②まったく利用されていない、今後もということでございますが、普通財産、土地など、状況に応じて処分したらどうかとの質問にお答えをいたします。迎町の元警察官舎の土地につきましては、3次の行政改革の中で、建物はそのままにして競売の計画を立て、落札された方が私道部分についても使用できるようにということで、近隣の方々に何度かご相談をしてきたところでございますけれども、競売になるとどのような人が落札するかわからないと、不安が残るというような理由などから、なかなかご協力が得られず、競売計画を見送っているという状況でございます。

それから、次に沖田進氏から寄贈されました土地につきましては、有効活用を検討しようにもですね、進入路がありません。また、これは用途を指定した指定寄附扱いというふうなことになっているために、まずはご家族の方に町の自由裁量で処分をさせていただくという趣旨のご同意を得る必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

それから、2保と3保の跡地利用につきましては、現在、定住促進のための企業誘致や、あるいは地域のコミュニティ施設としての活用ができないか、まちづくり推進課とも協力をいたしまして、その活用策を検討しているところでございます。また、学校側の声からとしましては、学校管理下の駐車場にも欲しいというような声もお聞きをしているところでございます。

以上、お答えをいたしまして、この後のご質問につきましては、自席にてお答えをいたします。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 11番、酒見議員のご質問にお答えいたします。

河川の汚染状況の調査は、その中で①小原、豊永、上坂下、下坂下と流れる河川の水質検査は行ったことはありますか。2番目として、検査ポイントを定めデータを出していく必要があると思うがどうか。3点目といたしまして、今後、最終処分場等が建設されれば、そのデータは重要なものとなる。水質の変化は常に把握しておかなければならないと思うがどうかというご質問でございます。

まず、1番と2番に関しまして、まとめてお答えさせていただきますと、南関町の河川を美しくする条例というのがございます。平成4年3月に制定されまして、その中に河川水援隊員の設置条項がございます。任務といたしまして、河川の水質及び河川の環境を監視し、異常があるときは町へ通報する等でございます。現在、3名の隊員さんと町で、毎月、会議及び年4回の水質検査を町内21カ所のポイントで水質検査を行っております。その中で、議員ご質問の小原、豊永、上坂下、

下坂下におきましては、準用河川八貫水川及び合流いたします県の2級河川内田川と思われまます。まず、八貫水川につきましては、坂下地区の出登橋、このポイントでございます。内田川といたしましては、米田地区の野中橋並びに石井橋の3カ所で実施をしているところでございます。検査項目といたしましては、pH値、水素イオン濃度でございます。SS、浮遊物質濃度並びにBOD、生物化学的酸素要求量、それからDO、溶存酸素量並びに大腸菌群数、全磷、全窒素の7項目をいたしております。この項目につきましては、検査時の天候において結果は異なりますけれども、データは保存をしておるところでございます。3番目につきましてはでございますけれども、非常にデータとしては重要と考えております。過去からの分を保存しておりまして、その数値の変動により河川の状況が把握ができるものでございます。今後、最終処分場の建設に伴いまして、これまで行ってきております内田川の米田地区の野中橋や石井橋付近の検査は継続して行っていきます。その他の地域におきましても、これまでどおり水援隊員さんの協力によりまして、町内の河川の水質検査を実施していくつもりでございます。

また、最終処分場の建設に伴いましては、県の説明といたしまして、オープン放流型から、クローズド無放流型に変更されております。処分場で発生した汚水はきれいに浄化されますと、さらに河川に放流はしないために、影響はないと説明を受けてございます。議員のご指摘のとおり、河川の水質は住民の皆さまの不安や心配が大きくて、工事中や供用後にも事後調査並びに定期的に水質検査を実施することになっております。その結果は住民の方に参加していただくところの監視委員会などでご報告、確認していただくことを予定しているところでございます。町としましては、基本協定書の中で町は地域の生活環境が保全され、地域住民の安心が確保されていることを確認し、その状況を地域住民に公表するものと明記をしております。このことによりまして、財団法人から示される検査結果を住民の皆さまとともに確認し、監視し、必要に応じ広報紙などを活用して、多くの町民の皆さまに情報提供をしていきたいと思っております。また、町の責務としての水質の検査を別に行うことも検討しておりまして、このことにつきましては、住民の皆さまの安心・安全に因るために大事なものと思っております。検査項目や検査箇所を水援隊調査の部分との調整も含めまして、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（堀 賢司君） 町道の強化舗装等の整備についてお答えします。町道の維持補修関係の要望書は、昨日までに61件の要望書が各行政区の区長から提出されております。この内訳は、強化舗装が27件、それから側溝整備が25件、それから道路改良が3件、河川が2件、その他4件、その他4件はですね、橋梁、それからアスカーブがあります。これらの多くの要望がある事由を考えてみますと、一つは、舗装についてはもう既に舗装面の老朽化が来ている状況にあることが考えられます。次には、全体的に町道の整備が遅れているんじゃないかと思われまます。そして、3つ目ですけど、平成20年から平成22年までにですね、国の経済危機対策、これで強化舗装で7,000万円の交付金が町の方に来ております。この7,000万円で既に町内の強化舗装をやったところでございます。これに伴って、この次は自分の地域が強化舗装されるんじゃないかというふうな期待感を住民の方がもっていらっしゃるというふうにご考えているところでございます。これらの要望を受けて、町としては、まずどのように対応していくかということ考えてみますと、一つは、や

はり交通事故等の防止、いわゆる危険性を回避していこうという視点、それから当然、歩行者の安全確保、小・中学校の通学路の整備も含まれますけど、いわゆる歩行者の安全を確保していこうと。次に、防災面、防災面といいますと、いわゆる道路の雨水によって、農地等に被害を与える。大きく3点の視点に立って、今後対応していきたいと考えております。それらのことを踏まえ、優先順位を立てながら取り組んでいきたいと思っております。これらの要望を受けてですね、今後、総合振興計画の実施計画を見直しを行い、必要な予算を計上していきたいと考えているところでございます。

なお、本年度、当初に予算していました維持補修関係の予算については、既に執行しております。このため、この9月議会において、強化舗装を8件、1,286万4,000円、それから側溝整備12件、1,221万1,000円を道路維持関係の予算として計上しているところでございますので、この件につきましてもご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、お答えしまして、この後の質問については自席でお答えします。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（雪野栄二君） おはようございます。11番議員、酒見議員の質問に対してお答え申し上げます。

中山間総合整備事業につきましては、南関町は平成18年から町内を回り、14地区の地区で事業を実施するという形で進めてまいりました。県との協議の中で、今言いました14地区につきましては、南関町として1地区では対応できないと、これは予算的な面、それから事業量の面からです。つきまして、南関町を西と東、ご指摘のとおり、計画工区を分けて対応という形で、平成22年に南関西地区、これは高速道路から西側でございます。今地区、墨摺、八田、松丸地区です。これを22年に採択をいただき、本年23年10月から工事の着工という形で、3工区間、今地区が2地区です、墨摺地区が1工区、事業の着工となりました。ご指摘の点につきまして、平成18年から23年、5年間の期間を要して着工するわけでございます。農家の方々には本当に申し訳なく、5年間もお待ちいただき、このような形で進んでおりますが、弁解ではなく、県の方も財政的な面含めまして、予算的な裏付けがないと対応できないということでございますが、南関東地区につきましても、23年の採択申請を計画しておりましたが、先ほど申しますように、震災関係で財源不足等、いろんな諸問題が発生しまして、24年度に新規採択という形で現在話を進めております。8月19日に和水・南関推進協議会におきまして、会長が南関町長でございます。副会長が和水の町長さんでございますが、県庁農政部に福島農政部長を訪ねまして要望活動を行い、南関町、和水町の実情につきまして、中山間の事業の重要性、意義につきまして要望活動を行い、一応の成果が見られるようなお答えをいただきましたので、もうしばらくお待ちいただき、この事業を見ていただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

以後の質問については自席からお答え申し上げます。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） それぞれありがとうございます。

順をおってお聞きしていきたいと思っております。

普通財産についてでございますが、先ほど宮の前、迎町警察官舎と、沖田さんのところというふうにお答えいただきました。そして、山林等も面積等も教えていただきましたが、この決算書の中に

行政財産と普通財産に分かれておるわけですが、この中の田畑や山林やその他、この普通財産にも分かれておるわけですが、この面積と少し異なりますが、先ほどのやつはこの普通財産の中に入るとるわけですね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） そのとおりでございます。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） それは当然、総務課長が先ほど言われましたようにですね、非常にこの中には宅地等もございまして、建物が建っておって、非常に老朽化をいたし、これはもうすぐ壊れるような建物ばかりのように、私は思いました。それで、こういう建物を利用して、今、住みたいという方もいらっしゃると思います。特に宮の前の土地、警察官舎の土地等については、周辺にこれはもう沖田さんのところと同じですが、周辺に住んでおられる方々も随分おられて、非常に荒地になっておる、周辺に迷惑をかけておるといふふうに思います。それで、もしこれが町として、処分等に関係ないようであれば、処分したらどうかと私は思うわけですが、その処分について、何らかの差し障りがあるのかなのか、そのへんのところはいかがですか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） 迎町については建物がございしますが、ここには住んでおられません。それで、宮の前ですね、B&Gの上り口ですが、ここには今説明をいたしましたけど、建物はかなり老朽化をしております。ただ、ここで個人の方に住居として貸出しをしておるものですから、南関の町内の会社にお勤めなんですけれども、以前といいますか、これまで町としては解きたいというようなことも伝えてはおります。それで、その後はその方を引っ越しをしていただいた上で、まずはその建物は解いていきたいというふうに今思っているところでございます。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） この宮の前とかですね、宮の前は非常に便利もいいし、日当たりもいいというようなことですので、こういうところこそ有効活用が、町の住宅でも建てればいいんじゃないかというふうに思いますが、警察官舎については、それは先ほど言われましたように、進入道路等に非常に不便なところがあるというふうに思います。しかしながら、山林の近くでもないし、住宅地でもあるし、町として有効に利用する価値があるんじゃないかなというふうに思います。そういう中で、先ほど言われました細永の沖田さんの跡地ですね、あれはああいうところについては、私も何回か行ったことがございますが、非常に山手でもあるし、総面積では3,600平米あるということでございますが、当初、何年前かあそこには養鶏場などを経営されておられてですね、もうその養鶏場も立ち腐れしておるような状況でございます。そしてまた、母屋も非常にもう危険きわまるような状況になっているように見受けました、納屋も同じですが。そういうような状況の中でですね、近所の方々はどう思われておるのか、もし町がですね、それを有効利用する価値がない、何も計画もないということであれば、もともとの沖田さんのところの親族の方々にお返しをするとか、若しくは近所の方が欲しい方がおられるならば、もう南関町から離れた方がいいのではなかろうかと、非常に迷惑をかけてはいないかというふうに思うわけでございますので、よくよく検討されて、やっていただきたいというふうに思います。それで、これは数年前からまったくあその土地、この普通財産の土地の荒地については、ほとんど面積的にも変わらないし、検討されて

おるのか何か、そのへんのところはいかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 答弁の途中でありますが、10分程度休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁の途中でありましたので、これを続行します。総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） 沖田進氏から寄贈されました土地のことについての処分の検討状況はというお尋ねでございますが、これにつきましては、議員が先ほどおっしゃいました近所の方に協議をいたしたことはございますが、一部ならばというようなご返事をいただいたところではございます。一部と申しますのは、近くに民家がありますので、その近場というところの意味でございますが、一つ私が前任者あたりから申し送りを受けたのは、この土地はいわゆる教育的な目的にというような、先ほど指定をされた寄附というような扱いというふうなことを承っておりますものですから、どうしてもご本人はもう故人となられておりますので、ご家族の方に町の自由裁量の処分をお願いしたいというところで、ご本人は福岡におられるというようなところでございますけれども、現在のところ、お会いするまでにはまだ至っていないというところでございますので、今後まずそういったちょっと条件といいますか、寄附された方との話し合いをまずもってというところを今考えているという状況でございます。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） この沖田さんのところの土地などというのは、道路の拡張とか、その工事に伴う土地の買収等によって残地ができたり、そういうこととはちょっと異なるように思われます。経緯も私も聞かなかったわけではございませんが、今言われましたように、子どもたちの教育のために、体験学習とかするために、ここを使っただけないかというような条件といいますか、そういうことを言われておったということは聞いておりました。しかし、今現在、子どもたちももうまったく昔の3分の1もないような状況の中で、ああいう不便な、そして危険きわまるようなところを、利用が本当にできるのかということも考えますときに、まったくそういうところを今の子どもたちに体験学習をすとか、林間学校をすとかいうようなことに使おうというようなことは、もうほとんどこれから先もないだろうというふうに私たちは思います。それで、それがそういう利用する価値のない、価値のない、せっかく頂いたものを、そういう言い方はもう非常にご無礼ですけれども、できないところを、利用されないところを、町が抱えておくということはもうやめて、元の持ち主に戻すとか、近所の方々が迷惑しておられるようならば、そこにお譲りすとかいうことも考えていただきたいと思うわけでございます。それで、早急に、何年も何年もここはほったらかしてあるようでございますので、早急に、処分方法を考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） 議員の後押しとの発言というふうを受け取らせていただきます。まず、ご家族の方がお出でというところまでの情報は掴んでおりますので、そういったご家族の方にお返し

するのか、あるいは町に処分をお任せいただきたいというふうなところの筋道を付けまして、議員おっしゃったような方向性をもって進んでいきたいというふうに思います。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） 是非一つ、よろしく願いいたします。

次にいきたいと思います。町にはですね、河川の汚染の状況でございますけれども、南関町には大きく分けて2つの大きな河川がございます。というのは、関川水系と内田川水系とあると思います。そういう中で、それぞれが小さな河川から、その大きな河川に流れ込んでおるわけでございますが、ほとんどのところで、農業用水として取水がなされております。そのような中でご存じのように、今年の6月にはこの関川河川で大変な事故がございました。幸いにして、早急な対策がとられましてですね、大事に至らず、地元の方々とも和解をしていただきまして、現在に至っておるというふうなところでございます。非常に関係者の方々のご苦勞であったと思います。しかしながら、あのような事故はいつどこで、どのようにして起こるか、これはわからないわけでございますので、河川の水質の把握というものは、いつもしておかなければならないというふうに思います。先ほど課長がBODというようなことを一口言われたと思いますが、これは水に含まれる酸素のことをいとうとだろうと、私たちは専門でなく分かりませんので、思いますが、その酸素が余計含まれておる川ほど、きれいな水だというふうに思います。それで、その内田川系、関川系というのは、恐らく県ではランクというものが付けられておると思いますが、この内田川系というのは、熊本県ではどれくらいのランクにあるものか、そのへんのところをご存じですか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 議員のご質問の、内田川系のランクということでございますけれども、今のところ、私が手元に持っております資料では、そこまではちょっと確認をしてございません。調べるとわかると思います。できれば後ほどでも調べさせていただくということでもよろしいでしょうか。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） いや、それはもう結構です。私たちもまったくそのへんのところはわかりません。しかしながら、熊本県も広いのですよね、山鹿あたりの菊池川系でございますが、山鹿あたりの鹿北の方から流れてくる水質と、このへんの関川とか内田川系の水質がまったく同じかという、そうではないんじゃないかなというふうにも考えられます。

そこでですね、この内田川系に先ほど、計測ポイントを示してされたらどうかというふうに私は質問しとったわけですが、結構ポイントを決められてされておるようでございます。それで、別にそれより以上、お尋ねするつもりはございませんが、内田川系の小原が起点として、豊永、上坂下、下坂下と流れておるわけでございますが、これは出登やら石井やら野中やらということで、計測ポイントを先ほど言われました。それで、その検査されたときの基準値、値ですね、水の値というのは、もうほとんど皆どこも一緒でしょうか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） ただ今のご質問にお答えいたします。

先ほど申しましたとおり、出登橋下、それから野中橋下、石井橋下で、その水系に関しましては、調査をずっとやっておるところでございます。まず、一番最近のデータといたしましては、23年

8月24日の日に水援隊員の皆さまと調査をしてございます。その中で、まず水素イオン、先ほどpHといたしましたけれども、その範囲といいますか、それは6.5から8.5内が望ましいというふうなその数値の範囲内に、それぞれ7.7、7.6、7.7ということで、基準値内に入っております。先ほどご質問のありましたBODに関しましても、これは酸素量があまりにも多すぎますと、またいけないということで2ミリグラム／リットル以下というふうなことでなっておりますけれども、出登橋下、野中橋下、石井橋下、ございますけれども、それぞれともその基準値内に収まっているというものでございます。ほかにも数値項目ございますけれども、ならしていいまして、今のところきれいな河川だというふうなことがいえるのではないかと考えております。ただ、大腸菌群数とか全磷とか全窒素、これに関しましては、やや基準値を上回っているというふうなところは数字が出ておるといふふうなことでございます。

以上です。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） 私たちのところもですね、流れる水、その水を使って農業をやっているものですから、見た目にはですね、まったく昔の水と最近はきれいになりまして変わりません。しかしながら、もう昔なかったようなですね、この水の藻といいますか、水路にびっしり、真っ黒い藻が付きます。それは、やっぱり何らかの水質が変わっているから、ああいうような藻が水路にびっしり付くんじゃなかろうかというふうに思いますが、そのへんのこの水質、値を出した時点ではそうないけれども、実際、昔の水と今の水、水路に付く藻やら浮遊物やら、いろんなことで変わってきているというような苦情なり、そういうようなことはございませんか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） おっしゃっていただいていますように、私の近所でもやはり河口から見ても、昔あったようなものが、きれいな水草あたりがなくなったりとかですね、そういった状況に確かにあるとは思いますが、それが具体的にどういったものでそういうふうになっているのかの詳細までは、いろんなところをはっきり掴んでいないのが状況でございます。比べますと、やはり生活環境あたりが変わった部分で、家庭、ダム、排水等で、やはり川の方が少し汚れてきているのかなというふうにも考えているところでございます。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） 水なんかというのは、例えば一口に水といたしましても、この分析すれば多くの化学分析の値が出るのではなかろうかというふうに思うわけですが、普通家庭から出る、合併浄化槽から出る汚水、あるいはまた企業が出す汚水というのは、内容的にまた違ったものがあるはしないかというふうに思われます。そこでですね、この小原を起点とする内田川系といたしましてもですね、その河川の周辺にはいろんな企業等もございますので、そのポイントをですね、河川から出る汚水のところ、あるいはまた上坂下の柿原やらあちらの方から合流してきて、もうちょっと変えて、ポイントも多くしてされたらいかがですか。検査をですたいね、検査地点。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） ご指摘、ありがとうございます。

ただ、これまでのやはり蓄積されたデータというのも非常に貴重なデータと考えております。これまで各ポイントにつきましても、水援隊員さんの皆さまと一緒にどのへんのところが適当だろうか



というところも踏まえまして検討しているところでございます。その時々状況に応じて、やはりあそこへんのところをもう少し重点的に調べていったらどうかというふうなご意見もいただきまして、ポイントを変えたりもしております。ただ、予算も伴いますというふうなこともございまして、新たにというところでは今のところ考えてございせんけれども、先ほどの処分場関係に関しましては、今後また新たにそういった部分で独自にする分を考えていかんとでけんというふうに、こちらの方としては考えているところでございます。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） 是非ですね、そのへんのところを考えながら、検査ポイントというのを増やしていただきたいというふうに思います。これはですね、まだはっきりしたことが確定しておるわけではございませんが、この産廃処分場というものが建設されるということにでもなればですね、これは必ずこの施設は安全だということは言い切れないというふうに思います。それで、安心・安全な施設を絶対造るという前提のもとに工事はされると思いますが、まったく言い切るといことばてきませんので、前もってこの水質の検査等は、我々は把握しておかねばならないといことは十分、課長あたりもご存じであろうというふうに思いますので、後で大変な事態にならないようにデータ等を出していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次にまいりたいというふうに思います。先ほど建設課長の答弁の中にも、非常に丁寧に答えていただきまして、ありがとうございます。これは産業厚生の方々の所管でもございますので、いろんな話も聞いております。そういう中で、やはりこの地域から出る要望というものは、先ほども課長が申されましたように、多くの要望が出されております。8月いただいた資料の中にもね、約60件の要望が出ておるわけでございます。その中にも言われましたように、道路の強化舗装やら側溝の要望等が非常に多いわけでございます。これは地域の方々にとってはですね、やっぱり一番身近な問題であり、町は何しととっかい、いつまでもせでなというような、苦情のもとにもなるわけでございますので、早急にしていただきたいというのは当然のことでございますが、これを、あそこはやらんかといことばかりではなくて、基本的なことから解決していかんとでけんとなかなかというふうに思います。と申しますのはですね、大体この書類の中では、約9,000万円ぐらいの道路の強化舗装等だけであるわけですが、当初予算がですね、維持補修作業ですね、強化舗装、維持作業、こういうとも含めて、三千五、六百万円しかない。こういう中で、地域の方々から60件も70件も出てくる要望に応えられるわけがないわけですね。それで、この要望書の中には21年度から繰り越しておる箇所もございまして。そういうところの住民の方々はこれは不満がたつら溜まっておるんじゃないかというふうに思うわけでございますので、この当初予算にもうちょっとプラスして、年間8,000万円も要望がある中で、当初の予算が3,500万円しかないというようなことでは、どうしてもこれは工事は遅くなるのは当然のことですから、そのへんのところも町長はどういうふうに思われますか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 舗装につきましてはですね、やはり地元の方には大変心配をかけておりますけれども、やはり予算的な問題もございまして。といいますのは、現在の道路はほとんどが直営でした舗装だと思います。これにつきましては、もう十数年かけて、直営舗装はずっと町の方でしたわけでございます。その道路が非常に傷んでおると。それがいつぺんに来るといことござい

すので、町といたしましても、1年に9,000万円とか1億円とかいうことはできませんけれども、やはり計画を立てて、数年間の中で解決をしていくような案も作ってまいりたいと思っております。そして、地域の方々が生活の基盤としてですね、使われるような形にしていまいりたいと思っております。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） 町長がやっぱりそういうふうにおられて、それは恐らくそういうふうにご答えられるんじゃないかなというふうに思っておりました。しかしながら、やっぱり計画はこれはもう前からこういうようなことで、工事が追い送りになって住民の負託にできていないというような事態が起きておるわけでございます。建設課長が交替されときに非常に意気込みを感じて、これは前に住むとじゃないかなというふうに思っておりました。しかしながら、もとの基本的なことが、お金がないものですから、前に進められんわけですね。それで、これはやっぱりやむを得ないというふうに思いましたけど、当初予算の組み方が間違っておるとじゃないかなというふうには思います。それで、補正を組めばいいんですけど、補正が当初予算よりも余計組むようなことであってはこれは話になりません。それで、大体年間どれくらいぐらいの住民の方からの要望が出てくるかで、土地予算はどれくらいせないかんということは誰でも分かるはずですから、そのへんのところは、もうやがて11月になれば、新年度の予算の査定も始めにやいかんというような時期になります。それで、これは建設課ばかりでなくて全課が大体の予算はやっぱり補正予算をしたり、予備費を使ったり、専決をしたり、繰り越したりと、うーばんぎゃーなことではないように、考えてもらわなくてはなりません。それで、特にこの建設課のですね、維持工事については要望を相手にせないかんものですから、わからんところがあると思います。しかしながら、予算が残れば経済課の農道舗装等も半分は補助ですが、半分は出さなきゃいかん。地元負担を出さなきゃいかん。建設課の補助工事も50%は地元負担ということになるわけですが、そちらの方に予算の組み換えはどうにでもなることですから、当初の予算はですね、あまり迷惑をかけないような予算を考えて組んでいただきたいというふうには私は思うわけですが、建設課長、いかがですか。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（堀 賢司君） 61件の要望の概算工事費として、現在1億円を超えております。先ほどちょっと答弁の中にですね、いわゆる総合振興計画の実施計画、いわゆる財政を確保しながら計画を立てて、整備計画を立てていきたいと。議員ご質問の中に、やっぱり3,500万円だけしか、道路維持関係の予算は当初計上しておりません。財源を確保しながら、総合振興計画の実施計画に計上して、ご承認いただいて、当初予算に計上しなければ、これだけの要望には応えられていけないというふうな状況でございますので、まず実施計画に財源を確保しながら、計画を立てていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） 今までの、この国の予算の配分であれば、当然ご存じのように、いろんな特別交付税等もありまして、年度途中で使っていいような、ほとんど紐付きでしたけれども、紐付きでないのもありました。そのような予算が今までは途中で来ておったというふうに思います。しかしながら、このような国難が2回も3回も続くような時代の中で、あのような特別交付税が回ってくるということは考えられません。それで、来年度あたりから、町長の査定の中にも、このよ

うな住民の負託に応えられるような、十分でということはもちろん基本的に厳しい財源でございますので、潤沢にはございませんので、厳しいところがあるとは思いますが、その厳しさの中にも、3分の1しか予算が立てていないというようなことではですね、仕事になりません。当然、現課の、課長以下職員の方々も現場に来られて、事情はわかって、これはせにやいかんなあとは頭では思っておられるようでございますけれども、現場の人たちと話をしますと、要望しますと、やっぱりするとも言わん、せんとも言わん、もごもご言うてきやおるけんですね、そういうことでは町民の人たちは安心されません。それで、やっぱり、ある程度の自信をもって仕事をできる、意欲をもって仕事をできる、先ほど総務課長も言われましたように、やっぱり前向きに仕事をできるような環境をつくってやるのも課長たちの仕事の一つだろうと思います。是非、そのへんのところも考えられて、やっていただきたいというふうに思いますが、町長、今度の予算査定はいかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 先ほど言いましたように、一応検討させていただきたいと思っておりますけれども、検討といいますのも、前向きに検討してまいりたいと思っております。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） どうぞ、ほかの辛抱するところは、あまりどこの課もないかも知れませんが、是非一つ身近な問題をなるべく住民の負託に応じてやられるような行政であってほしいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、まいりたいと思っております。中山間総合整備事業でございますが、随分、計画から見ると、伸びたように思いますが、いかがですか。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（雪野栄二君） 先ほども申しましたように、実を言いますと、民主党に政権交代後、農業・農村の予算5,000億円が米戸別補償の方にまず移っております。それから、リーマンショックですか、それで景気の低迷、税収の減少というような形で、農業・農村の方のこういうハード事業については、実を言いますと、南関町は圃場整備率が現在31.6%です。和水町は80%がもう圃場整備は完了しております。国としましては、土地改良法に基づき、戦後ですね、土地改良事業をじゃんじゃんやっておりましたが、大方、圃場整備はもう済んだというような意向でございまして、私たちが部落を回ったときは、最後の圃場整備という形で回っております。国の方の農政としましては、逆にいいまして、もう終わった事業というような意識がございまして、予算を削られたというのが現実でございまして。しかしながら、何とかこの中山間、高齢者が増える中で遊休農地、耕作放棄地が増えていますので、ということをもとに和水、南関の両町長様とともに陳情要望に行き、何とか来年、新規採択という形でのところまでこぎつけたわけでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） やっぱり、これは担当課とされましても、その建設課のことではございませんけれども、町民の方々の要望には是非応えてやりたいと、やっぱり一生懸命になってやられておるといふふうに思っています。しかしながら、こういうのもみんな国のお金、県のお金等が回ってこなくてはどうしようもないところがございまして、そのへんのところの事情はわからんではございません。しかしながら、今言われましたように、南関町は三十点少々しか、この圃場整備等も

進んでおりません。そういう中で、この最後の計画等がなされておる、私もこれが最後じゃなかろうかというふうに思いますが、とにかく農業に携わっておられる方々の高齢化というのが、非常に進んでおるわけでございます。農業はもうされんというような方々ばかりになってきはせんかなあというふうに思います。そのときに、この圃場整備を本当にできるかというふうに思います。それで、そのときにはその地主さんということじゃなくて、農業の農地の集積というものを含めて考えるような、考え方の全然180度変わったような考え方をもっていかなければならない時代が来るんじゃないかというふうに思うわけでございますので、しかしながら、今の時点ではもとのままの考え方で個人個人がやっというふうなことで進めておられると思います。それで、このへんのところの、24年度になるかならんかわかりませんが、今年の24年度までに西部地区が完全に終わるのか、ダブってでも東部地区が始められるのか、そのへんのところの大体の予想は、課長、いかがですか。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（雪野栄二君） 今、11番議員のご質問でございますが、この事業につきましては、県の方から連続して採択と、22、23で採択するという当初のお約束でございました。しかし、22年に言いましたように、西地区は採択して、今年9月の明日がもう入札が完了すると思います。当初は今村に1工区、墨摺に1工区でしたが、途中で予算が増えまして、今村の方は15町からありますので2工区と、合計3工区の入札に県でなっております。また、八田、松丸がですね、現在、追加予算をいただきまして、換地農法をやっております。ということは、来年着工ということです。それと、議員のご指摘の東地区でございますが、これについても1年待っていただいたので、要望活動を、会長、副会長、行きましてでございますが、24年度採択でというような形で、今の段階で金額は申し上げませんが、それなりの手応えはいただいているつもりです。この来年度は何とか東地区の採択と、早いところであれば換地業務に入れるというような見込みで、経済課は対応をするつもりでおります。よろしく申し上げます。

○議長（本田眞二君） 11番議員。

○11番議員（酒見 喬君） 現課としても、一生懸命やっておられることは十分わかります。理解しておるところでございます。それで、1年も早く、少しでも早く、このように取りかかっていたいというふうに私たちも、東部地区も4カ所ほどございますので、話しておるところでございますが、何しろ見通しがつかんことには、私たちも課長からお話は聞いてはおりますが、どうしようもないところも理解できます。しかしながら、少し県の方々とも、振興局あたりとも是非一つ強く要望していただいて、少しでも、早く見通しがつくようにしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（本田眞二君） 以上で、11番議員の一般質問は終了しました。

続いて、8番議員の質問を許します。8番議員。

○8番議員（山口純子君） こんにちは。8番議員の山口です。ただ今より一般質問を行わせていただきます。

子どもたちの疾患のうち最も多く占める虫歯の予防についてでございます。この度、熊本県歯及び口腔健康づくり推進条例が制定されました。そこで、歯及び口腔衛生についての事業が予算化され

たと聞いておりますけど、南関町における今後の考え方を聞きたいと思います。

あとの質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（本田眞二君） 8番議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

○教育長（大里耕守君） こんにちは。8番議員、山口議員の質問にお答えをさせていただきます。

子どもたちの虫歯の予防についてということでございますけれども、町の教育委員会ではですね、各学校学校長、保健主事、養護教諭、PTA代表、あるいは三師会といって、医師会、歯科医師会、薬剤師会ですね、三師会、そういう関係者で南関町学校保健委員会を組織して、年2回、その保健委員会を開催しております。児童・生徒の健康保持とか、疾病現状などを把握して、その課題解決を図るのが目的です。山口議員からご指摘のように、子どもの疾病で最も多くのデータに上るのが、やっぱり虫歯です。虫歯はそして万病のもとになります。そういうことから、世界保健機構、WHOはですね、8020運動、80歳まで自分の健康な歯を20本以上保てるようにという目標を定めた提唱をして、もうかなり以前のことですけど、経過しています。しかし、虫歯の保有は減る傾向にはありません。

幸いなことに、南関町では各学校に歯科衛生士さん、歯科医もですが、専門家を招いて、直接、子どもたちへの歯磨き指導を実施をしてもらったり、それから年2回、歯科健診をやってもらっています。そういうことがあって、虫歯治療を滞りなく実施するために、虫歯予報と、それから治療と、両面から効果が上がってですね、ここにちょっと資料をお見せいたしますが、12歳児の南関町の子どもたちの、小学校6年生ですね、の子どもたちの虫歯のない順番が県下45市町村のデータでありますけれども、熊本県で3位です。虫歯がない方で3位ということで、これは昨年度、22年度のデータですけど、こういう状況に、これも学校保健委員会の努力で実現ができています。

ところで、昨年度ですね、トップセミナーに、ちょうど私が就任して間もなくでしたけれども、副町長とそれから本田議長と3名で確か出席したと思いますが、そのセミナーの中で玉東町の前田移津行町長が、玉東町における医療費のトップを占めてきた歯科治療費ですね、その削減を目指すということで、子どものフッ素洗口事業に取り組んでこられた、そのシナリオを発表されたわけですが、これは議員からも指摘がありましたように、県の方で定められておる歯及び口腔の健康づくり推進条例、あるいは平成21年度に熊本県歯科保健医療計画というのが立てられておまして、その具現化を図る一つの実践事例ということで、前田町長が発表されてですね、そのことをもとに実は今年度から5カ年間、県の市町村の補助事業ということでフッ化物応用による虫歯予防対策事業というのがスタートしているわけです。この事業でですね、南関町の子どもたちはさらに虫歯予防対策が図れば、それこそ玉東町と並んでトップと、玉東町が県下でトップでございます。そういうふうになるかと思っておりますけれども、実はこのフッ化物を用いることについては、賛否いろいろ意見がございます。そういうことから、県の事業ではありますけれども、実施に至るまでにはいくつかの課題克服を図る必要があるというふうに考えております。そういう意味で、実は町の学校保健委員会の副会長であり歯科医師会代表の大林先生が、先だって7月実施しました町の1回目の学校保健委員会の中でこのことを提案されて、是非、南関町でも前向きに検討してもらいたいという要望を出されています。そこを関係者は全部聞いたわけですが、今後、その具体化を目指してですね、まずは学校に理解してもらうことが大事です。玉東町は、学校がどうも抵抗があっ

て、8カ年かかって、やっと実施に踏み切れたという発表を前田町長はされました。そういう意味で、学校はいろんなことをやっているものですから、一応現場の課題クリアのために、そしてフッ化物の応用ということでの、この虫歯予防の課題の解決の両面から検討会議を開いて、年度内に南関町歯科保健医療協議会ということで立ち上げて、是非実施の方向に向けて考えていきたいというふうに、今、大林先生とも相談をしているところであります。

以上です。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（高橋 稔君） 福祉課の方で保健センターを中心に歯の健康づくりということで進めておるところであります。まず、広報「なんかん」にも今年からは健康だよりということで、毎月掲載をしているところでありますし、6月4日が虫歯予防ということで、語呂合わせで毎年、習慣等で進めておるところであります。特に保健センターを中心に進めているところにつきましては、口や口腔の健康を保つことは、単に食物を咀嚼するという点だけではなく、食事や会話を楽しむということで、豊かな人生を送ることを一応基礎とするものであるということ。先ほども教育長が言われましたように、生涯にわたり、自分の歯を20本以上保つことを目標とした8020運動を中心に推進をしておるところであります。

それから、特に虫歯予防デーは、乳歯から永久歯に切り替わる時期が一番大事とされておりますので、乳歯から永久歯に切り替わる時期に歯の歯質の強化をすることが大切であるということ。特に保育園等を中心にですね、フッ化物の洗口等を今進めているところであります。現在、フッ化物の洗口につきましては、保育園と幼稚園を含めましてですね、毎日、月曜から金曜まで、昼食後、約十何分ですね、歯磨きの後に行っているところであります。実施にあたっては保護者の同意を得て実施をしているということ。ちなみに保育園につきましては、保護者の同意を得られてない点は、同意をされない保護者はいないということ。今進めているところであります。そういう中でですね、今後はですね、もう少し幅広く、保育園だけではなく、幅広くですね、教育委員会とも連携して、8020運動の実現に向けた歯の喪失の2大原因である虫歯と歯周病の予防のためにですね、今後は健康増進を進めていきたいということ。今進めておるところであります。

○議長（本田眞二君） 質問の途中でありますが、ここで昼食のため休憩します。1時まで休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番議員の一般質問の途中でありましたので、これを続行します。8番議員。

○8番議員（山口純子君） 歯は、やはり歯の健康は全身の健康につながっておって、口の中の状態が悪くなるとですね、非常に全身に様々な症状が、また病気が発生することがわかってきております。それで、私も何度か勉強に行きましたけど、糖尿病は歯周病を悪化したり、インシュリンの働きが邪魔されたり、血糖値が上昇して糖尿病が悪化したりという、こういう冊子に書いてありますけど、やはり歯というのは非常に大切でございます。それで、フッ素が先ほどから出ていましたけど、玉東町ではもう前向きに検討されていますけど、フッ素は歯の質を丈夫にし、口の中の細菌の働きを

弱めて、出来はじめになる虫歯を治すことができると思いますが、フッ素は過剰摂取によって非常に危険とかいわれたり、慢性中毒、急性中毒を起こし、量が難しいと聞きますが、有効であったり、害があったりしておりますけど、実施するにあたりですね、学校の方のまたは先生たちに負担されるということもありますけど、なんか問題ございませんですかね、学校に対して。課長。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 今のご質問にお答えいたします。

実際、フッ素自体は劇物でございます。実際、第一保育園がですね、平成15年度に保護者会を開きまして、平成16年度から実施しております。今、100%のですね、実施をされております。特に平成21年度、熊本県下はですね、ほとんど学校ではですね、玉東以外はまだやられておりません。フッ素のこの洗口はですね。ところが、就学前、保育園、幼稚園になるとですね、41%、このフッ素洗口が行われております。その理由としまして、やはり歯ブラシのブラッシングが幼児ではなかなかできないとかですね、それとか乳歯から永久歯に生え替わる、とても重要な時期であるということでございます。先ほど、フッ素についてはですね、インターネット等では様々な学者の方で意見が分かれているのも確かでございます。

その中でですね、第一保育園ではそのへんをどう対処されているか調べましたところ、実際、もういわゆる希釈というか、薄められた状態でですね、もう決まった量で袋に入っているから、もうそれを間違えることはないということです。口の中で1分間、口をぐじゅぐじゅするわけですけども、これをまず2週間練習させると。4歳から5歳ですから、それは可能だということでございます。実際の原液の0.055%で希釈をされているから問題はないと。

それと、小・中学校になるとですね、今度は0.2%と、約3.6倍濃度が上がってまいります。このことについてですね、少し疑問を呈されている方もいらっしゃいます。実際、3日前の荒尾の議会ではですね、ある議員の方がこのことは希釈をするときに、または医師が立ち会わないのは医師法違反ではないかとかいう疑問を呈されております。これについては、まだ回答ははっきり出ていませんのでわかりませんが、そういった劇物であるとかですね、希釈の問題とか、そういった医療関係のこととかもですね、先ほど教育長が申しましたように、協議会を立ち上げて、十分、やっていきたいと。そのへんも少し実際悩んでいるところですので、確かに玉東が虫歯のない保有率第1位という結果からすれば、実効性はあると考えておりますので、そこを十分、安全性を検討していきたいと思っています。

○議長（本田眞二君） 8番議員。

○8番議員（山口純子君） 安全性が一番やっぱり、ここに私も資料を持っていますけど、劇薬にもなるし、いろんな問題が出ていますけど、例えば玉東町では父兄の方がお手伝いされているということで実施されていますけど、保育園でできたことが、なぜ小学校ができないのかなという疑問もありますけど。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 実際ですね、玉東町に聞きますとですね、約6人体制でされていると。それは保健師さんであったりとか、委託ですね、医療関係の看護師の免許を持っておられる方である、それと学校のPTAのボランティアで、その方々がですね、あそこは3校あります。山北小学校、古名小学校、玉東中学校、それをですね、定期的に週1回ないし2回まわっているということでご

ございます。そういったですね、体制が整うかという問題が出てまいります。保健センターの保健師さんが、それだけのですね、今、保育園に行ったりされていますけれども、人数的にそういうのが足りるかとか、そういう体制はですね、実際問題になってくるのではないかというふうに思います。保育園の方では、やはり乳歯から永久歯に生え替わる、とても大事な時期ですね、そのへんの重要性から、歯科医師会の方ではそこにまず重点をおかれて、早く始まっていると思いますけれども、実際、南関では歯科健診を2回、それとブラッシングの講習とかですね、中には先生方の中ではもうブラッシングをぴしゃっとすれば大丈夫という方もいらっしゃいます。そういう中で、小学校・中学校になると、ブラッシングがよくできますので、少し今のところ遅れると思うんですけども、この推進法はやっぱりフッ素洗口の推進を目指したものが入っておりますので、そのへんは前向きに検討していかなくちゃいけませんけど、先ほど言いましたように、安全性がとても考えられると思っております。

以上です。

○議長（本田眞二君） 8番議員。

○8番議員（山口純子君） 課長はそんなお考えですけど、教育長としての考えはちょっと。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 先ほど壇上から申しあげましたようにですね、実施の方向を考えております。

今までできなかったじゃなくて、今まで全然取組みをしてないわけで、今回初めて、この条例によってですね、県で予算化されましたので、前向きに考えていこうというところでございます。期限も勉強させていただきました、お陰で。欧米ではですね、フッ素を水道水に入れていると、そしてその水道水の希釈度がちょうどよかった都会の虫歯がまったくないところから、フッ素の役割が50年ほど前に発見されたわけですが、残念なことに、副作用でその毒性であるガンの発生と、体に入れるわけですから、水道水の場合ですね。ぶくぶく洗口はもう出せば問題ないということで、そういうことで取組みが始まっています。

以上です。

○議長（本田眞二君） 8番議員。

○8番議員（山口純子君） まだまだ、やはりフッ素の危険性とか、先ほどおっしゃったように、本当に劇薬というて、絶対反対というところも地方によっては、世界的にも動きがあっているようですが、熊本県としての虫歯は何かワースト、悪い方でワンツーぐらいいってるんじゃないですかね。南関町としては良い取組みをされて、ブラッシングの仕方、フッ素抜きでされているようですが、やはり虫歯というのは本当に先ほど言いましたけど、フッ素じゃなくても、・・・（聞き取り不明）と落ち着いた食生活、児童の精神的安定があれば、ほとんど予防できるという、この雑誌に書いてありましたけど、やはり磨き方が不十分で、私たち女性は妊娠したり、一子を生んで一歯を失うという言葉もございますけど、子どもを産んで一子、一歯を失うということじゃないですけど、何の因果関係もないけど、女性ホルモンが増加して歯茎の炎症が起こって虫歯になりやすいということだと書いてありました。私ももう今、8020運動があっっていますけど、非常に今後悔していますので、やはり今から子どもたちの歯の健康を言って後悔ない、また医療費も非常にかかっている方だと思いますけど、そのフッ素はまだまだ勉強する余地があると思いますけど、ほかの玉名郡とかではやっぱり玉東だけですかね。



○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 21年度状況調べでは、小・中学校では玉東が100%、阿蘇市が9.1%以外はゼロでございます。荒玉でも玉東のみでございます。

○議長（本田眞二君） 8番議員。

○8番議員（山口純子君） ああそんな、もしですよ、そのフッ素が何でも後手後手になってですよ、フッ素がよかったけんして、ガン発生率が多かったとかいうことがあって、この危険性というのはもう非常にこれを読んでたら、本当毒みたいに書いてあるんですよ。そうするとき、効果的といわれている反面、ブラッシングが効果的と、まあ難しい問題ですけど、南関町はやっぱり実施に向けて、この補助金がいろいろありますから、する方向でいってほしいと思うんです、先ほどお答えはありましたけど。それで、良かったならば、福祉課の歯に対しての啓発ですね、今後の。いろんな啓発、南関町のあれに出されたりしますが、どのようにされますかね。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（高橋 稔君） まず、福祉課といたしましては、平成21年度に国民健康保険の方で福祉と歯のことについてのリーフレットを使ってですね、特定健診者宛てにですね、2,000部作って送付しております。それから、啓発につきましてはですね、非常に健康関係は、検診関係とか非常に保健センターが中心になっていきますけれども、広報等にはですね、毎月、今、健康づくりということで、健康の広報等もですね、載せてますので、これは6月だけが歯の月間ということで、22年度からA4版の2面ということで、「知っとこ健康情報」ということで、昨年までは健康広場ということでA4版だったわけですが、そういう中でいろんな健康情報がありますので、特に歯の啓発につきましては、6月4日の虫歯週間という形ですね、6月に掲載をしているということで、そういうことで広報「なんかん」を通して、できるだけ進めていきたいということで、今啓発を進めているところであります。

○議長（本田眞二君） 8番議員。

○8番議員（山口純子君） やはり、日本人の約8割が歯周病にかかっているといわれていますし、歯を失う第一の原因も歯周病、50歳以上で約9割も歯を失って、また厚生労働省の調査によると、歯茎にまったく問題なかった子どもは5歳から9歳で約6割、10歳から14歳では半数がもう虫歯に侵されている。原因は、やはり歯磨きが不十分であるということと、柔らかい物を食べるものが多くなっているんで、硬い物をなるべく食べさせて、食育もやはりされて、決して歯の歯周病は中高年の病気ではないということなんです、また、虫歯ができたら、寝たきりになったときに非常に進行して、入れ歯を入れたら、寝たきりの人が元気になったという事例もございますそうです。だから、私もこのことは自分で後悔していますので、非常に重大なことだと思いますけど、これからですね、教育課長にお尋ねしますが、現状と課題をお願いします。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 義務教育の学校におきましては、今、全部の学校で食事の後に歯磨きをするということはやっております。やはりこのブラッシングというのは、やっぱり一番大事ではないかというふうに思っております。また、歯科衛生士による各学年ごとの歯についてのですね、学習をやっております。ここには、四小には大林先生が行ってですね、お話を全部のクラスにやられております。そういうわけで、現状としてはですね、ブラッシングに力を入れて、給食の後には必ず

歯を磨くということでやって、歯の学習もですね、養護の先生も含めてやっているところでございます。

課題は、この推進法の中でいわゆるフッ素洗口が非常に有効であると、今、洗口している玉東町が、いわゆる虫歯のですね、ないところのランクの第1位という結果が出ております。また、大林先生がこの推進の副会長をされて、これはもう絶対有効であるということで進められておることも現状も踏まえると、課題とすると、やはりここに少し向かっていかななくてはいけないのかなど。実際、どこの町村も今から全部始めていくと。ちょっと聞き伝えによると、長洲も始めていくというようなお話も聞いておりますので、やはり現状はブラッシングで今一生懸命やっていますけれども、やはりこのフッ素洗口もですね、視野に入れて検討していく必要があるというように思っております。

○議長（本田眞二君） 8番議員。

○8番議員（山口純子君） 是非、そのように要望いたします。

それで、ブラッシングで、私も大林先生から幾度となく研修を受けましたけど、やはり食後すぐ磨いたら、唾液が出ない状態になって虫歯につながるから、30分はそのままの状態ですて、ただ空でブラッシングを、もう本人さんは40分ぐらいしているて、そしたらもうぐじゅぐじゅペえでいいということを言われたことが、私、ちょっと思い出しましたが、そのようにやはり歯は必ず磨かなんけど、時間も考えたり、いろんな虫歯になりにくいような指導をお願いしたいと思います。それで、本当にもう歯は大切、重要なものでありますし、虫歯予防することは体全体の健康に大きく影響しておりますので、フッ素洗口をはじめ、様々な方法があると思いますけど、より良い方法をしていただきたい。また、学校関係、行政の中でも何が歯にとって良いかということを検討していただきたいと思っておりますし、子どものときから歯の健康に関心を持ち、日々、歯磨き、歯茎のブラッシングなど、良い習慣をもって、子どもたちを育ててほしいと思っております。また、私たち大人も、これから歯について関心をもって、歯の衛生管理をしていきたいと思っております。子どもから大人まで、啓発をお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（本田眞二君） 以上で、8番議員の一般質問を終了しました。

続いて、6番議員の質問を許します。6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） お疲れさまです。こんにちは。6番の島崎英樹です。一般質問を行います。

まず、冒頭、相次ぎました集中豪雨や台風災害によって亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。また、去る11日はアメリカの同時多発テロから10年、そして東日本大震災3.11から半年という節目でございました。昨日、町長のご挨拶でもありましたが、地域の防災、減災を考えるきっかけになればなあ、そしてそれが亡くなられた方々、被害に遭われた方々への思いに報いることではないかなあというふうに思います。

さて、国におきましては、菅政権から野田内閣がスタートいたしました。大震災と原発事故の対応、社会保障等税財政の改革、また国際関係ということで円高をはじめ、国際経済と外交あたり、これが非常時の急務といわれているようでございます。野田総理は、自分を派手さはないけれども、ドジョウということで例えられておりますが、南関町ではドジョウ汁というのが知られておりますが、そういう意味では縁があるのかもしれませんが、パフォーマンスではなくて、噛めば噛むほど味が出る、誠実に一つ一つスピード感をもって困ってある国民のために頑張っている仕事をされるものと期

待しております。

さて、その中でも財政の問題、一つ挙げますと、大変深刻な状況であろうと思います。財務省が8月10日に、今年6月末の国債と借入金を合わせた国の借金が943兆8,096億円となって、過去最高を更新したと発表しております。7月1日現在の人口推計、およそですが1億2,792万人、これで割りますと国民1人当たりの借金の額はおよそ738万円に上る計算になります。こうしたことからわかりますように、増税の話、また年金、社会保障、改革を進めていくという話も出てくるわけでございます。南関町におきましては、今定例会において平成22年度の決算が出てきております。一般会計、そして8つの特別会計、103億円の収入済み、91億7,800万円の支出済みという数字が出てきておりますが、これは大変重要な血税、税金をどう町で使ったかということを見る大変重要なものでございます。慎重審議を進めていかなきゃならないと思います。

さて、今回の質問は3つでございます。1つが住民サービスの向上ということで、役所で複数の手続きをする場合、その内容に応じて該当する窓口を回るため、時間がかかるといわれております。主な手続きが1カ所で済む、いわゆるワンストップサービスというのが全国で広がっているようでございます。南関町でのその取組み、考えていきたいと思っております。

次に、子ども医療費助成制度の拡大ということでございます。玉名市と玉名郡内の医療機関に限られていた窓口無料化が平成23年9月から県内の医療機関へと拡大をされております。そこで、福岡県（生活圏ともいえる大牟田市）にも同様の拡大ができないかお尋ねしたいと思っております。窓口無料化と書いておりますが、要は窓口で現金の支払いをしないでいいということでございます。利用者の方は後で申請書を出して口座の方にまた窓口の方で、その負担した額をもらうということでございますが、県下の病院、県内の病院については、この9月からその手間がなくなると、負担が軽減されたということでございます。それを何とか大牟田、福岡県、拡大ができないかという質問でございます。

次に、最後に町民栄誉賞の創設でございます。これは以前にも質問をしております。ちょうど1年ちょっと前で、22年の6月定例会でございましたが、このとき町長の答弁は、町民の励みにもつながると思う、前向きに検討したいというものでございました。その後の検討状況をお尋ねしたいと思っております。

以上、3点をお尋ねしたいと思っております。執行部におかれましては、簡潔、明瞭、前向きな答弁をお願いしたいと思います。あとの質問は自席にて行います、

○議長（本田眞二君） 6番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただ今質問を受けました6番、島崎議員の質問にお答えをいたします。

まず、住民サービスの向上についてということで、役所で複数の手続きをする場合、その内容に応じて該当する窓口を回るため、時間がかかるといわれる。主な手続きが1カ所で済む、いわゆるワンストップサービスの取組みを尋ねるということでございます。議員さんおっしゃいますとおり、まさにそのとおりだと思っております。住民サービスとしての最善の策と思われまます。ただ、現状として、直ちにそのことが可能といいましても、検討する時間が必要と思われまます。現在のところ、ワンストップサービスの具体的な取組みとは少し異なりますけれども、第4次行政改革大綱の中で行政改革の具体的に推進策の中、住民サービスの向上の項目で、住民の生活様式の変化などについて、ニーズの高度化・多様化に対応して、窓口サービスを目指し、町民の視点に立った適確で質の

高いサービスの提供と事務の迅速化を図ることにより、来庁者の利便性の向上に努めます。また、町民が安心して利用できるよう、庁舎施設環境の改善に努めてまいりたいと思っております。その施設として、まず窓口サービスの時間の延長、さらには休日対応の充実を図る、2つ目といたしまして、窓口手続きの簡素化、さらには事務の迅速化に努めてまいりたいと思っております。また、3つ目といたしまして、申請書様式のホームページの掲載及び簡略化に努め、添付書類の合理化、インターネットによる申請手続きの充実を図りたいと思っております。役場庁舎への来庁者を案内する係員を配置する、これにつきましては既に配置をしておりますけれども、まだまだ不十分なところもあるかと思っております。この中で実現している項目もありますが、今後に向けて、さらに全課的にそれぞれの計画・検討を行っているところでもございます。

また、議員ご質問の主な手続きに関しましての現状について、事例を挙げて説明しますと、大きく分けて、まず各種証明書、住民票の写し、戸籍の証明、印鑑登録証明、税証明など、各種届出及び相談、転入・転出手続き、国民健康保険、子ども医療、子ども手当、介護保険と思われれます。このような中で、それぞれの窓口で必要に応じ庁舎内の関係担当者に窓口に来てもらい、説明や相談を受けることもしております。このように、できる限り短時間で、住民の方の負担が減らされるように対応しておるところでございます。今後さらに住民サービスの向上を検討しておりますが、併せてより良いアイデア等がございましたらばご提案をいただきたいと思っております。

2番目の子ども医療費の制度の拡大ということでございますけれども、玉名市と玉名郡内の医療機関に限られた窓口無料化が平成23年9月から県内医療機関へ拡大されました。そこで、福岡県、生活圏という大牟田市にも同様の拡大ができないかという質問でございます。この質問のように、玉名市と玉名郡内の医療機関に限られて窓口無料化が平成23年9月から県内医療機関へ拡大したところでもございます。しかし、熊本県外で特に多い大牟田市の医療機関での受診につきましては、個人負担分を医療機関へお支払いして、役場に精算払いの手続きの上、子ども医療費の助成金として請求する償還払制度となっているところがございます。子ども医療費の窓口払い無料化のためには、社会保険診療報酬支払基金と福岡県の医師会の契約が必要であります。また、福岡県の各医療機関がパソコン基本ソフトを新たに購入することが必要になってまいります。また、現在、県を超えた社会保険診療報酬支払基金等の事務委託が全国にありませんので、福岡県医師会と南関町の協議が必要となってまいります。福岡県の医療機関も熊本県内の医療機関と同じ取扱いができるよう、社会保険診療報酬支払基金と協議しながら取り組んでいるところがございます。しかし、社会保険診療報酬支払基金が使用しています身体障がい者医療コードの番号と、大牟田市が使用しております医療コード番号が同じであり、支払基金のコード番号を変更する必要があります。コード番号の修正するパソコンソフトの変更が大変であり、現時点での導入は非常に厳しい状況にあるところがございます。

町民栄誉賞の創設でございますけれども、①といたしまして、以前に一般質問したが、町長答弁は、町民の励みにつながると思う、前向きに検討したいというものだった。その後の検討状況をお尋ねしますということでございますけれども、広く町民に郷土の誇りとして敬愛され、希望と勇気と感動を与えることに顕著な功績があった者に対し、南関町町民栄誉賞を贈ることは、町民の励みにもなりますし、今後のまちづくりに大いに大切なことであると考えております。表彰の条件としては、スポーツや文化、芸術に限らず、産業、民生、地方自治等のあらゆる分野で輝かしい活躍をし、そ

の功績が特に顕著であることを表彰の条件としたいと思っております。また、表彰の方法としましては、表彰状及び記念品を贈り、町広報紙に記載されるとともに、南関町栄誉賞台帳に記載し、その功績を永く後世に伝えたいと思っておるところでございます。このことにつきましては、なかなか厳しいところもございますけれども、どういう人をするかということもございますけれども、特に全国的に有名な方ができた方と、それからやっぱりスポーツのこともございますけれども、そういうことに大変功績のあった方を、その時点でですね、考えてまいりたいと思っております。事務につきましては、そういう状況で準備を進めておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） それぞれ町長の方からご答弁をいただきまして、ありがとうございます。順番に質問をしてみたいと思います。

住民サービスの向上ということで、町長の方が私が挙げましたところで、まさにそのとおりだと、住民サービス努めていかなければならないというふうに言われました。また、先ほども総務課長の方で職員の意識ということの質問に対しまして、町民とともにですね、まちづくりにあたっていかなくちゃならないというお答えもございました。挨拶で明るくという思いもありました。

そのようなことですね、一つ事例を挙げたいなあと思います。窓口が設置をされております。まちづくり推進課のところに相談窓口ができました。また、住民課の方にもローテーブルがですね、設置をなされております。そこで、それぞれ課長にお尋ねしたいんですが、あれができてからの方の皆さん方の利用、また評判、そしてまた課題等、気づかれたところがありましたらお尋ねしたいと思います。どうでしょうか、まちづくり課長からいきましょうか。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） まちづくり推進課の窓口につきましては、受付窓口ということで対応しておりますけれども、島崎議員言われましたとおり、うちの方もですね、来られた方には笑顔で対応していただいて、そしてやっぱり目的、どういったことで来られたかということを確認した上で、丁寧に親切にその担当課にご案内するというように対応しておりますけれども、業務につきましては、それぞれですね、どういったことで来られたかということですね、窓口設置以来ですね、毎日そういった台帳を作っております。今日ここに持ち合わせておりませんが、どういった目的で来られて、どういった会議にということで、そういったことについては毎日ですね、今までの分をトータルで付けておりますので、そういったことが必要であればですね、お見せしながらですね、また詳しい内容について説明させていただきたいと思っております。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） ご質問にお答えいたします。

参考といたしまして、昨年1年間、平成22年の4月1日から平成23年3月31日までの住民の異動の届出件数というのを把握してございます。一番多いのが、やはり転出ということで251件ほどあります。その次に転入が186件、3番目に死亡届が162件、そして出生が62件というふうな届出の件数を把握しております。今回おっしゃっていただきましたような中で、一例と申しまして、転入届もさることなんですけれども、死亡届出という際に関しまして、やはり死亡届といえますのは、非常な手続き的にも多くて、高齢の方も中にはおられますということでございます。そういうところを配慮いたしまして、今おっしゃっていただきましたローテーブルあたりを利用し

まして、掛けていただいて、そしてそのところで各係とかから来ていただいて、丁寧に説明をしながら対応させていただいているというふうなのが現状でございます。

以上です。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） ありがとうございます。

この質問、やさしいまちづくり、そして利用しやすい庁舎ということで、バリアフリーですとか、接客対応、それぞれにご尽力いただいていると思います。町長からもありましたとおり、短時間でいろいろな手続きができるように、そしてすぐサポートができるように、町民の方の意識、思いが、なぜ役場に来られたかという把握に努めておられるというのは、真からわかるところでございます。

そこで、一つ例でございます。これは私が実際申請をしたことでございますので、担当の方が、窓口の方がいけなかったということではなくて、とてもいい印象で親切・丁寧に対応していただきました。そういうことで一例を挙げたいと思います。実は、子どもが生まれまして出生届を提出いたしました。住民課に出生届を出しました。そこで、いろいろ出てくるわけでございますが、まずまちづくり推進課の方でされております「関所っ子祝い金」ということがありました。お願いしようということで、まちづくり推進の方に行きました。そして、まず町税の滞納がないかということで住民課の方で滞納状況、滞納がないという証明書を発行していただきました。それを持ってまちづくりの方に提出いたしました。そして併せてですね、乳幼児交通安全の助成、いわゆるチャイルドシートの助成金があります、1万円が最高額だったと思いますが、それもあつたということでございましたので、2階の総務課の方にお邪魔をした。そして、子どもが生まれまして、保険証をですね、福祉課の方でお世話になりました。そして、子ども医療費の分、医療費が福祉課からいただきました書類を持って、今後は保健センターということでございました。保健センターにお邪魔をしました。本当に時間が結構ですね、かかる部分でございます。職員の方々、それぞれ急いで丁寧に対応いただいたわけですが、こういう例もあるということでございます。

そこで、例えばですね、出生届を出す、ということは子どもさんが生まれたということでございますので、「関所っ子」の申請書もあるでしょうし、そしてまたチャイルドシートもあるでしょうし、そのほかもろもろ、その1カ所で書類をまず集めてもらつて、該当の方がおられたら、すぐ出せるような体制というのができないかなあとちょっと思うわけですが、いかがでしょうか。この総合的なことですので、総合的なことですので、まとめということでございますので、総務課長ですか、まちづくりですかね。いかがでしょう。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） お答えします。

確かになるほどなというお話を伺ったところでございます。率直に申し上げますと、先の課長会議の中においてもですね、今おっしゃいましたような事柄について、1カ所でできないかと、そのためにはどうするかというところで検討しますと、やはり職員がですね、ある程度のそういった申請書の説明あたりができるまでになれば、全部とはいいませんけれども、まずできるところからしていけば簡単とはいいませんけれども、5つ、6つはできるのではないかとこのところまで実際今話をしているという状況でございますし、そういったふうにしていかなければならないのかなという思いしております。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） よろしく申し上げますとしか言えませんが、是非ですね、それを実現していただきたいと思います。ワンストップ窓口というのは、本当に住民の皆さんの負担軽減、時間の節約というのと同時に、行革ということで、事務の軽減と、事務コストの軽減というのにもなります。何日かかかるものを何時間でできると、そういうようなコスト軽減にもなりますので、是非、住民サービスという向上とともに、という意識の中でやっていただきたいと思います。

そして、もう一つ、例を挙げたいなと思います。次は経済課長の方かなと思いますが、農就センターでございます。例えば農就センターの体育館ありますが、ビーチボール、バレーあたりでですね、体育館を使いたいというときに、どういう手続きで使えるんでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（雪野栄二君） 6 番議員にお答えします。

ただ今の質問でございますが、一応農就センターにうちの方で委託した職員がおりますので、そちらに申込んでいただいて、その使用の申請書はそこで出していただいて、有料である場合はですね、役場の方で券を発行するという、申し出のとおり二重になるというような、今システムになっております。

以上です。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） 私がちょっと聞いたのはですね、利用したいということで農就センターに行くと、日にち空いとればですね、体育館を使うことができます。じゃあその日お願いしますと、ではお金の払い、使用料ですね、お金の払いが出たときはどうするかという、経済課に行ってチケットですかね、綴りを買ってということで、それならもういいですよという例がいくつかあったというふうなことを聞きました。事務のコスト、住民サービスということで、今課長もご認識されたとおりですけれども、何とかそのお金ですね、農就センターでお金のやり取りができないものかなあとお尋ねして尋ねたわけです。その委託職員さん、委託の方はお金のやり取りというのは、契約的にできる、できないんですか。それでそういうようなシステムになってるのかな、ちょっとお尋ねします。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（雪野栄二君） その件でございますが、業務におきまして、今、役場のお金といいますか、そういうのを扱うというような形で契約に至っておれば可能と思うんですけど、全然そこまではいかずに、お金を徴収するというのは非常に私達も含めて会計職員あたりの許可をもたんとできんものですから、そういうところで、せずに、そういうのはこちらでやるという形での管理業務委託というのをお願いしています。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） わかりました。管理業務という規則の中でですね、されているということですので、今の現場はちょっと住民サービス向上ということから見ると、手間がかかるということで、実際、私が聞いた話によると、じゃあいいですよと、わざわざ役場まで行ってチケットをあれして、買ってというならいいですよという事例がありましたので、是非それも検討課題としていただきたいというふうに思います。そのようなことでございます。

まとめに入りますけれども、「公務員の改革力」という本がございました。ちょっと手にとって見たんですが、「住民が満足する77の法則」という名前でした。この作者の弁ですけれども、住民の質問は要望であるというページがございまして、ちょっと見たんですが、例えば保育園の入園についてですということ電話があったとします。何月から1人入りますでしょうかというふうに聞かれる。例えば、また一方で、丸々の手続きは、役場、役所まで出掛けないといけないんでしょうかという質問もある。また、さらには住民向けのこういう丸々といったイベントを今年される予定はありますかというふうな質問がいろいろあったとします。それぞれ著者が分析をしているんですが、要はこれを単に質問として片付けしないで、住民の方の要望、こうしてほしいんだ、こんなのではないですかという、そういう要望として見るのができないかという話でした。つまり、丸月から、例えば3月から保育園に入れたいかどうかという質問に対しては、3月から入りたいんですがという質問、要望ですね。また、役場に行かないといけないんでしょうか、手続きはできないんでしょうかという質問については、役場に行かなくても済むようにしてほしいと、こういう要望だろうと。また、最後の、そういうようなことで住民の電話なりですね、ご質問というのは要望だというようなことを作者は書いてございました。それぞれ行政、長くやっばりされておりますので、わかっておられると思うんですけれども、改めてそういう思いですね、サービスの向上に、また住民目線でわかっていただきたいというふうに思います。

以上で、1番の質問は終わりたいと思います。それぞれお願いいたします。

次に、子ども医療費助成制度の拡大ということを出しておりました。町長の方から、詳細にわたりまして各種基金のこととか、制度のこととか教えていただきましたが、確かに県境を越えての制度の利用というのは、なかなか難しいというのは、私も福祉課長からのお話ですとか、調べてわかっておるつもりです。そこで、いくつかちょっと町長のお話の中でお尋ねしたいと思います。細かいところになるかもしれませんが、福祉課長の方にもお尋ねするかもしれませんが、まず1点目ですけれども、その社会保険診療報酬支払基金、これは熊本県とか福岡県とかにあるものだと思うんですけれども、これとのいろいろお話し合いというのはされた経緯、この9月から窓口払いがなくなったということですが、接触というのはされたことがありますでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（高橋 稔君） 診療報酬基金とは、昨年ですね、今年の当初予算に計上する前に、昨年度に数回、打合せを行っております。そういう中で、今回、当初予算の中で計上して作業を進めて、熊本県内につきましては9月1日から無料化の現物給付が可能ということでありましたんですけれども、福岡県につきましては、診療報酬基金の取扱い医療費担当がまだ、福岡県の医師会との、まだないということですね、それと基金の方は今度、全国的に東京が本部ですので、東京の方からちょっと理事が来られて、大牟田医師会の方とも一回、こういうことで進めたいということで話をされたんですけれども、非常に今度はソフト面の購入、医療機関に必要な経費がかかるのと、町長の答弁にもありましたように、新たなコード番号が同じということですので、ソフトの基本的な分を福岡県の機関の方で変えるか、医療基金の方です、コード番号を変える必要があるということで、非常にこちらにつきましては時間がかかるということですね、現段階では非常に厳しいところが今の状況です。



○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） なるほど、わかりました。

これは広報「なんかん」の8月号ですけれども、この中にも「知っとこ健康情報」というコーナーの中に、南関町子ども医療費助成制度、この9月からのですね、いわゆる窓口無償化の実施が書いてございます。それで、この9月から子ども医療費の受給者証、いわゆるピンク色ですね、これはピンク色の受給者証になるというお知らせが書いてあります。そのようなことで、広報とともに対象の世帯にですね、南関町子ども医療費助成制度についてお知らせというのが入ってきておりました。要は、新しい制度になって、受給者証もですね、ピンクになるということで、その受給者と一緒に送ってきたわけでありましたが、この中の最後のところにずっと書いてあるんですが、米印ですね、福岡県につきましては、これまで同様の助成制度となりますので、領収証を添えて保健センター、または役場福祉まで申請をさせていただきというように書いてあります。大変この県下の医療機関で窓口払いが不要になったということはいいいことだと思いますが、もう一歩ですね、生活圏ということを考えると、大牟田市もあります。またちょっとした大きなケガ等ありましたら、久留米の病院とかですね、行くことになりますので、このあたりの拡充もできないかなあということ今回質問したわけですが、制度、規則ということで、できないと行ってしまえば、それで終わるわけでございます。ストップするわけでございます。何とかできないかということが、私の前の質問もありましたとおり、住民サービスということになろうと思います。できない、駄目ですということではなくて、もうちょっとですね、踏み込んで考えていただきたい、利用者の立場で。確かに、細かい小さなことかもしれませんが、南関町がここまで子育て支援、子どもを大事にしてんだという思いをPRする、やっぱりいいきっかけであろうと思いますし、これからの医療無料化、中学校まで無償化というのが出てきますから、全国、県下で全部、全国各地に広がってくるであろうと、そういう方向になるだろうと思いますので、南関町が是非この問題点を提起をして、生活圏であるならば、こういう制度の拡大もすべきじゃないかということ、南関町からですね、県に、また九州、日本にですね、提言するようなものもですね、気概をもってあたっていただきたいなあというふうに思います、毎回言っていることですが、規則規則ということではなくて、規則が現状と違うならば、変えていくという思いもですね、必要じゃないかなあというふうに思います。なかなか難しいことだと思います。思います、努力をいただきたいと思います。町長、そのあたり、いかがでしょうか。今後また、福祉関係、また基金の方々、医療関係でもトップの方々とお会いする機会もあると思いますので、是非、行動、発言をしていただきたいと思うんですが、ご答弁ございましたらお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 私もですね、確かに福岡県と連携ができれば、有効に利用できると思っております。そういうことで、医師会との関係もでございますので、さらに、昨年だったと思っておりますけれども、話をしておりますけれども、そのことについても再度いたしていきたく思っております。

○議長（本田眞二君） 6 番議員。

○6 番議員（島崎英樹君） ありがとうございます。是非、そういう思いの中であたっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。町民栄誉賞の創設ということでお尋ねしております。これは先ほ

ど言いましたけれども、平成22年の6月お尋ねをしております。町長も今の先ほどの答弁で、郷土の誇りになるような方、そして今後のまちづくりにもこれはいいことだろう、大いに大切ということで、大変前向きな実現したいということでお話がございました。大変ありがとうございます。この町民栄誉賞といいますのは、国民栄誉賞といってもいいかもしれませんが、やっぱり頑張った方、明るい勇気を与えた方というのがふさわしいと思います。突発的ないっぺんに有名になった方というのも素晴らしい方だと思います。と同時に、長い活動をされておられる、10年、20年、30年、40年、南関町のために頑張られた、地道にやっつけられた方というのも、私は対象としてですね、考えていいんじゃないかなあとと思います。所管の総務課長もしっかりご認識をされていると思うんですが、そのようなことで、例えばですね、今、南関町が全国区になっております、食の方で全国区になっておりますのは、南関そうめんとか、南関あげとかあると思います。例えばですよ、その南関あげ巻き寿司というのがありますが、ケンミンショーという全国ネットでも放送されたわけですが、このあげ巻き寿司を作られた松島さん、生活研究グループの会長さんとか、いろいろ南関町の地元の食文化をリードされてきた方だと思いますけれども、こういう方にもですね、町民栄誉賞が該当しないかもしれませんが、文化功労的な賞、こういうのも私は考えていいんじゃないかなあとと思います。表彰すると同時に、これは南関あげ、あげ巻き寿司のPRにもなるだろうと思うわけです。このあたり、文化関係の功労の表彰というのは、現在ありますでしょうか。表彰関係ですので、総務課長になるでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） 条例規則で定めたものについてはないというふうに思いますが、思い出しますのは、合併何十周年というようなことで、10年ごとに祝典あたりを開催しております中で、地方自治とか、あるいは文化功労とか、あるいはスポーツ功労とか、そういった方々において、20年表彰といいますか、そういったことは実施をしている状況にございます。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 是非ですね、こういうとても大事なまちづくり推進が進んでいる時期でございますので、そういう方にもですね、スポットライトを当てて、町の長く地道に頑張っつけられた方にもスポットライトを当てていただきたいと思います。

また一方で、柔道の方で世界大会に今度、立山選手出られるという話もありますので、そのあたりのことも注目していきたいなあとというふうに思っております。

以上、3点、今回はお尋ねをいたしました。それで、すみません、もう一つ、町民栄誉賞の関係でございますが、人材育成基金というのがございます。将来、南関町のためになる人材を育成するために、町から補助金を出すということでございますが、これも引いては町のためということでございますが、この利用というのはいかがになってますでしょうか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） ちょっと急に言われましたものですから、22年度の決算を分析すればよかったですけど、22年度は確かなかったと思います。ここ数年はなかったように記憶をいたしております。

○議長（本田眞二君） 6番議員。

○6番議員（島崎英樹君） 私もちよっと調べてみたんですが、この何年かはなかったろうと思います。

こういう制度もありますので、是非町民の方々に周知をいただきながら、将来の20年、30年先のですね、輝く南関町、そういう人材のために使っていただきたいということをお願いしたいと思います。

それでは、まとめに入りたいと思います。冒頭、野田総理の話、ドジョウの話をしていただきました、ドジョウ汁の話もしましたが、野田首相がこういうふうに言われております。この歴史的な国難から日本を再生をしていくために、この国のもてる力をすべてを結集していこうということで、13日、所信表明をされたわけでございます。これは南関町にもいえることであろうと思います。若い方がしっかり仕事ができ、そして子育てもできて、年をとってからもしっかりとケアをいただきながら、地域で生活ができる、そういう南関町を目指していかなきゃならないというふうに思います。今定例会から、国旗が掲げられておりますけれども、南関町も頑張ろう日本の一員としてですね、全員野球でこの発展に努めていかなきゃならない、住民のためにがんばらなきゃならないということをお新たに思います。

これで、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（本田眞二君） 以上で、6番議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日予定していました一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（本田眞二君） 明日16日は、午前10時に本会議場にご参集ください。

本日はこれにて散会します。起立。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後1時57分

9 月 1 6 日 (金)

(第 3 日 目)

## 平成23年第6回南関町議会定例会（第3号）

平成23年9月16日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問について（3名）

① 3番議員 ② 2番議員 ③ 10番議員

### 2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 井下 忠俊 君

2番 境田 敏高 君

3番 打越 潤一 君

4番 鶴地 仁 君

5番 田口 浩 君

6番 島崎 英樹 君

7番 大木 幹夫 君

8番 山口 純子 君

9番 橋永 芳政 君

10番 唐杉 純夫 君

11番 酒見 喬 君

12番 本田 眞二 君

### 3. 欠席議員なし

### 4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（11名）

町 長 上田 数吉 君

会 計 課 長 北原 耕治 君

教 育 長 大里 耕守 君

福 祉 課 長 高橋 稔 君

建 設 課 長 堀 賢司 君

総 務 課 長 柳田 陽一 君

教 育 課 長 大石 和幸 君

経 済 課 長 雪野 栄二 君

住 民 課 長 木村 浩二 君

まちづくり推進課長 佐藤 安彦 君

住 民 課 審 議 員 菅原 力 君

### 5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 松本 寛 君

書記 橋本 恵 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 起立。礼。おはようございます。お座り下さい。

ただ今から本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

ここで1点、報告を行います。住民課より、できるだけの答弁を行うという理由で、審議員の入室の申し出がありましたので、これを許可したことを報告します。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（本田眞二君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

発言の通告があつていますので、順次質問を許します。

3番議員の質問を許します。3番議員。

○3番議員（打越潤一君） 改めまして、おはようございます。

3番議員の打越です。よろしく申し上げます。

去る8月9日、町役場において、熊本県代表者、熊本県知事 蒲島郁夫、財団法人 熊本県環境整備事業団理事長 村田信一、南関町代表者、南関町長 上田数吉、三者で熊本県公共関与管理型最終処分場に係る基本協定書が締結されました。内容は、趣旨、県の責務、財団法人の責務、町の責務、環境保全協定、地域振興、監視委員会、情報公開、跡地利用、その他の項目になっております。環境影響評価準備書の縦覧期間が8月30日から9月29日まで、意見の提出期間が8月30日から10月13日までとなっています。建設候補地の地元、下坂下、米田区としても、とうとう来るべきものが来たなという感じです。

県が平成18年3月に、南関町の当地区に建設候補地を決定して以降、地元の苦悩が始まりました。5月には、最初の住民説明会を受け、その後の何度となく県の説明を聞き、既に6年目を迎えました。その間、地下水が汚れないか、臭いが発生するのではないか、子・孫の世代まで大丈夫かなど、様々な議論がありました。県内どこかには必要な処分場だとはわかるが故に、本当に地元の住民の方々は思い悩み、苦しんできました、今年3月には、町長の受入表明、町議会の容認、これを受けて6月26日の米田区総集会では、この現実を受け止め、処分場建設の賛否は別として、もしできるとしたら今のうちに言うべきことは県にももの申していく、今後は前向きに検討していくということとしての方向性を決めました。

その上で、9月10日、米田公民館で環境影響評価準備書及び基本協定について、県の説明を受けました。一部には、米田区は金の力に屈して、態度を一変させたとの誤った考えをお持ちの方がいます。しかし、事実はそうではありません。平成18年3月以降、5年間にわたり、当問題と向き合ってきた建設予定地の米田区としては、南関町長及び町議会が建設を容認し、基本協定という道筋が立てられたこと、県が処分場の廃止後も将来にわたり責任をもつことを約束したこと、クローズド無放流型で施設の安全性について一定の理解が深まったこと、環境影響評価準備書で周辺環境に影響がないことが確認されたことなどを踏まえ、今後は施設の安全性の詰めと、処分場と一体となった周辺環境整備、引いては下坂下、町全体の役に立つような取組みについて、建設的な議論をしようという結論にいたったものです。

今回の質問は、環境影響評価準備書の次の項目についてお尋ねします。1、産廃処分場について、環境アセスメント方法書の段階から、今回の環境アセスメント準備書の段階で、①処理する廃棄物の種類の比率、②遮水工、漏水検知システム、③集排水施設、④浸出水処理施設、⑤覆蓋施設計画など、事業計画の一部は見直されていますが、これはどのような理由からですか。

2番として、農業所得を充当する第2種兼業農家の増加や、田の4割減反などに伴う荒廃地の増、畑の荒廃地の増など、農業対策について農林業センサスの資料、平成17年、平成22年に基づいて、①農家数の推移、②経営耕地規模別農家数、③主な農産物の販売、農家数と作付面積などについて、今後の方向性を尋ねます。

3番として、平成22年度決算について、監査委員の審査が済んでおりますので、係数のことではなく、不能欠損額の平成21年度と平成22年度を比較して、町税等について、時効によるもの、滞納処分によるものの件数、平成22年度については理由ごとに件数、金額をお尋ねします。

関連して、財政健全化法に基づく財政指標のうち、標準財政規模（収入）に占める借金返済額の割合を示す実質公債費比率は9.5%（前年度10.5%）、町債残高や将来負担する見込みの借金を加味した将来負担比率は3.7%（前年度34.2%）で、いずれも早期健全化比率を下回っております。平成21年度、平成22年度を比較して、よい結果となった要因などをお尋ねします。

あとの質問は自席で行います。よろしく申し上げます。

○議長（本田眞二君） 3番議員に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） おはようございます。

ただ今質問を受けました、3番、打越議員の質問にお答えいたします。

大変この広範囲にわたっての質問でございますが、私の方から簡単に説明をしたいと思います。県にそれぞれの変更点について確認をいたしましたところ、主な変更理由としては、①として、クローズド無放流型の施設構造になったことでございます。2つ目に、最新の県内の産業廃棄物の処理動向を踏まえた時点で修正されたものでございます。現時点で、より安全性を高めるため、機能が追加・変更されておるところでございます。いずれの内容とも、施設の安全性を低下、ことを変えれば手抜きしようという発想ではなく、より安全性を高めたものにする。そういった各種修正であると理解をしております。県の説明では、準備書に記載されている施設構造とは最終型ではなく、今後も安全性の向上にむけ、引き続き検討を重ねることと言われております。最終的には本体工事の前段階となる詳細設計の中で決定すると伺っているところでございます。今後、施設の細部設計などに入り、さらに詳細な構造が明らかになってくるものと思っております。本日頂戴いたしました議員のご意見等も踏まえながら、より安全性の高い施設となるよう、町執行部として、施設構造、それぞれの内容に対して必要な意見を県に申し上げてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席より答えさせていただきます。

それから、農業関係、それから財政につきましては、それぞれ担当課長からお答え申し上げます。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（雪野栄二君） おはようございます。経済課長の雪野です。3番議員のご質問に対してお答え申し上げます。

この質問事項の農業センサス、平成17年、平成22年の資料に基づき、農家の推移、経営耕地規模別農家数、主な農産物の販売農家数と作付面積とございます。先ほど文書、この提案書以外に

2種兼業農家の増加に伴う耕作放棄地の増加、対する導入作物についてというふうなお尋ねでございました。この件につきましては、数字的なことを多少申し上げますと、経営規模の農家につきましては、高齢化、兼業化によって減少しております。また、規模別の農家につきましては、0.3ヘクタール、3反です。3反から2町までの農家については減少傾向にあります。約114戸、平成17年から22年度に減少しております。また、2町から10町の間につきましては17戸増加しております。と申しますのは、一般的な米農家、俗にいう3反程度、自給自足の農家については減少と、しかし認定農業者、担い手農家につきましては、規模拡大を図り、増加しているというふうな傾向が出ております。

その次の主な農産物の販売農家数ということでございますが、これにつきましては、南関町は米を特産品、主作物としてやっております。この面積については、390ヘクタールぐらいでございます。残りの面積につきましては、転作によりまして、大豆、野菜、特に野菜というのはサトイモです。あたりを作っていただいて、転作を実施しておりますが、農家は米農家については、先ほど申しましたように減少しております。ただ、兼業農家が持っておられる農地を、規模の大きい農家が借り受けまして、そこに転作の大豆または認定農業者等であれば、夏秋茄子といいますか、露地ナスですね、それから野菜、これはカブとか、キュウリとか、そういうのを作って、市場及びJAの方に出荷しているというのが現実でございます。今のような状況を申しますと、総体的には高齢化により自給、自分の家で食べる農家は減少しておりますが、意欲のある農家につきましては増加しておりますので、町経済課としましても基盤整備を今一層に進め、農家の規模拡大につながるような施策を取り組んでいきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

以後の質問については、自席からお答えいたします。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） おはようございます。3番、打越議員のご質問にお答えいたします。

3番目の平成22年度の決算についてという中で、1番、不能欠損額は平成21年、平成22年の比較ということで、町民税等ということのご質問でございます。住民課の税の方といたしましてご説明いたしますと、不能欠損書についてということでございますけれども、不能欠損をする根拠といたしまして、地方税法第15条の7と地方税法第18条の適用によって、時効により納税義務が消滅するという法の規定がございます。地方税法第15条の7は、滞納処分の停止の要件を定めたものでございます。その要件は5項目に分かれておりますけれども、まず1番に、滞納処分をする財産がないとき、2番といたしまして、滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫される恐れがあるとき、3点目といたしまして、その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明なとき、第4といたしまして、執行を停止した場合に、執行を停止した地方公共団体の徴収金を納付し、または納入する義務はその執行の停止が3年間継続したときに消滅するという第4項でございます。第5項といたしまして、執行停止をした場合に、滞納処分の停止に係る税額を徴収することができないことが明らかであるときは直ちに納税義務を消滅させるという項目がございます。

第18条に関しましては、法定納期限の翌日から起算いたしまして、5年間徴収を目的とする権利を行使しなかったときに時効によって消滅するというものでございます。つまり、法第15条の7第4項では、執行の停止後3年、第5項では、執行停止後即時に、第18条の部分では、執行停



止後5年経過した後に税金の納入義務はないということになってくるものでございます。

今回のご質問の中にお話をしてまいりましたけれども、21年度の不能欠損額及び22年度の比較でございますが、平成21年度の一般会計、町税全体では2,153万5,824円でございます。平成22年度は1,26万3,349円でございます。比較といたしまして、マイナスの2,027万2,475円でございます。その内容といたしましては、昨年度不能欠損が大きかった理由でございますけれども、企業倒産が1件ございました。それに関しまして、交付要求等を行っていったわけですが、精算が行われまして、固定資産税で1,593万9,846円が地方税、先ほど言いました地方税法の第15条の7項第5号の規定によって、即時消滅となったこと等でございます。

また、国民健康保険税につきましては、不能欠損額、21年度が528万4,442円、平成22年度が532万4,350円でございます。このように、不能欠損という形で出てきておりますけれども、この処分につきましては、現在、我々税といたしまして、北部4町におきまして、併任徴収制度を設け、他町と連携しながら搜索差押え等を行っているところでございます。できる限りの努力をしてまいりますが、やむなく今申しました条項によって欠損をしたというふうなことでございます。

ご質問のところの部分で不足しております部分については、自席にてお答えしたいと思います。

○議長（本田眞二君） 再質問をどうぞ、3番議員。

○3番議員（打越潤一君） どうもありがとうございました。

それでは、1番目の方から聞かせていただきたいと思います。①の処理する廃棄物の書類の比率ということで、方法書の段階では、計画の産業廃棄物の量が年間に約3万トンというようなことで、今度、事務所の方で約、年間に2万7,000トンと、大分減ってるわけでございます。この内訳としまして、方法書の段階では、1位が汚泥21.3%、2位が廃石綿等で18.8%、3位が燃えがらで14.5%、4位が産業廃棄物を処分するために処理したもの、制令13号の廃棄物というふうなことで、5位がガラス等、ガラス屑、コンクリート屑及び陶磁器くずということで11.3%、これで約81%占めたわけですね。これが準備書の段階は、産業廃棄物を処分するために処理したものが、これが1位でございます27.2%、2位の汚泥が27%、3位のガラス屑等は14.3%、燃えがらが10.9%、廃石綿等が下がっておりまして7.2%、これで86.6%となっております。方法書のときも調べた年分と、それ以降の準備書を調べた段階で大分廃棄物の量が変わっているようでございますが、これはそれぞれ土地によって、請負分によって違うと思いますが、これはもう一応調査の結果でこのようになっているものと思います。これはまだ南関町に処分される年等によって、またその数値も変わってくるかと思いますが、その分の比率について、ちょっと住民課長、どう思われますか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） お答えいたします。

その前に、一つお話といいますか、今回のご質問等に関しまして、事業主体ではない町が、例えば法令等並びに施設構造法令等に基づいた施設構造、工法、様々な基準値等にお答えすることに関しましては、非常に困難なところがあることをご理解をいただきたいと思います。しかし、町として安全・安心の確保や確認について申し上げていく立場でございます。どうぞ住民の皆さまのご心

配やご不安に対してのご意見、そういったお尋ね等を出していただくこと、そして一緒になって議論をしていただくことが大切なことかと思っております。安全性を高めることになると考えます。町がお答えできない部分については、その旨を県事業団に伝え、全員協議会等の場を通してお答えをいただくようにつないでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

先ほどの議員のご質問でございましたけれども、こちらの方で県の方に確認しておりますことにつきましては、方法書につきましては、平成18年度のデータをもとに作ってあると聞いております。準備書につきましては、平成19年から21年までの平均、並びに22年度分を加味したところでのそういった量になっているというふうに向っております。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） 一応、県に尋ねつとがほんなこつとは思いますが、町も同じような形で情報を共有するがためにお尋ねをしているわけでございますので、あしからずお願いいたします。

それと、埋立ての処理、方法ですかね、今まで方法書の方ではセル方式といいますか、一回産業廃棄物を捨てて、その上に砂を載せるという、その繰り返しでしていったって、2メートルぐらいになった場合は、またそれをこう全体的にするというようなことでございますが、今度の準備書の方ではそのセル方式をやめて、2ないし3メートルごとに覆土をするというようになっております。これはオープン型からクローズ型に変わって、そこらあたりの分が変わったから、やっぱりそのような方法になったのかと思いますが、そこらあたりもちよっと住民課長、お願いしたいと思っております。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃっているとおりでございます。先ほど町長の方からご答弁がありましたとおり、やはりクローズド無放流型の構造変更等になったというふうなところの部分でのことで、恐らくその周辺への廃棄物が飛散をしないというような状況にもなるというふうなことで、やはりその即日覆土というのを不要になったというふうなことでお尋ねをしているところでございました。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） 次に、大体準備書によりまして、埋立面積が3万1,200平方メートルですか、大分これも少なくなっております。これで自分なりに先般、環境影響評価準備書の要約書をいただいて、計算したわけなんですけど、大体4トン車、実際は10トン車とか何か書いてありますが、4トン車で計算して、1日20台としますと、1日に80立米、これが月に日曜日が仕事をやめるというようなことで、25日として計算しますと、大体1日2,000立米、それとこの埋立分が100メートル×180メートル×20メートルとしますと、36万は、2,000で割ると、1年6回ということですかね、42万立米ば埋めるとすると、約18年ぐらい、私の試算ですけどですね、まあそのような形になるわけです。それで、1年間で2メートルですかね、だけん2メートル、1年間でいうか、2メートルごとに覆土をするというようなことで、3万6,000÷2,000ですかね、だけん1年に6回ぐらい、そのまま覆土をしないというようなことで推測されますので、先ほどいろいろこのパーセントが多い分あたりの埋立具合によって、ここらあたりのクローズド型になりますので、臭いですかね、あたりが心配するわけでございます。一応これは参考までにこのような自分で計算してそのようになりました。だけん、大体このぐらいの分で、まあ多く埋

められれば年数が少なくなるし、少なれば多くなるというような形になろうかと思えます。

続きまして、遮水工検知システムあたりで、当初の分ではベントナイト混合土の上に保護マットがあっとして、今度は底面部のことなんですけれども、今度は保護マットがなくなっておると。それと、遮水工については、コンクリート吹付けが10センチされてるから、この分はこれは倉庫で考えるといいというようなことで、底面部も覆土が50センチから1メートルというようなことで、これもよしとするというようなことで、この保護マットのなくなった部分は何かお聞きになられていますですかね。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） こちらの分でお伺いしている分についてご報告いたしたいと思っております。

今、議員がおっしゃいましたように、保護マットが下の方が1枚、いろんな説明会のとときと比べて抜けているというふうなご質問でございましたけれども、これまで県の方で検討をなされた結果というふうなことでございまして、ベントナイト混合土に使用する発生土というのが、その突起物あたりの部分があると破れるからというふうなことで、そういったものがしてあったというふうなことでございますけれども、現在、その突起物部分のものも小さく砕いて、いい機械があるというふうなことをこの説明会の中でおっしゃっていたと思えます。そういうことによって、そういった突起物あたりがなくなってきたことによって、そういったこのシートを破るというか、そういう部分が少なくなってきたというふうなことで、今おっしゃっているようなことで一つ安全性が確保できると判断したということで、そういうふうな今回の準備書の中には掲載されているというふうな聞いております。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） ありがとうございます。

続きまして、3番の集排水施設にいきます。集排水施設につきましては、オープン型からクローズ型になったということで、調整層ですかね、それについては大分少なくなっとして、600立米ですか、1層目300立米、2層目300立米というようなことで、これも人工的に散水するというようなことで、少なくなってる、そのような結果になっているんだろうと思えます。浸出水の処理計画、流入水量も1日に60立米ですかね、これも150ぐらいになっとなったかと思えますが、これもそのような関係で少なくなってる、これは当然な数値の減、この量はわかりませんが、数値の減は見込まれているところだろうと思えます。

それと、この水素イオン濃度がですね、pHといいますか、これが計画流入水質が4.0から9.0と、一般的に外部の、この間、宮崎とか佐賀とか行ったもので、資料をもらいますところが、5.0ぐらいなっとなった。だけん、これ4.0だけん、ちょっと酸性が強いということですかね。だけん、そこらあたりの分も、もし県の方からお聞きになっとなるならお尋ねしたいと思えますが。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 詳しいことにつきましては、私もまだ詳細につきましては確認している段階ではございません。おっしゃっていることにつきましては、県の方にお伝えしたいと思えます。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） それと、地下水の分が、集めて一部分はそこの中に回すというようなこと

でございましたけど、何か今度は内田川に流すというようなこと、まあこれもそれまでは期間がありますので、そのようになってたんですけど、時期がすれば、またはっきり流すか流さないとか、まだ検討されるでしょうし、そこらあたりはもうそれでいいです。

5番目の覆蓋施設計画、これはもうあくまでオープン型からクローズ型になったということで、大きな変更要因だと思いますが、これも何か下の底面といいますか、そこが方法書の段階ではあまり底を埋立てする必要はなかったと。しかし、この準備書の段階では、そこを埋め立てるというようなことで、鉄骨あたりを何カ所かに建てて、屋根ば覆わねばならないと思いますので、そこらあたりも一番地元としては心配しているところです。これも何か50メートルの、1スパンが50メートルぐらいというような、それとこっちは十何メートルぐらいという、やっぱりそこらあたりの分も本設計に入る段階でコンサルタント、そこらあたりによってまたいろいろ違ってくるでしょうけれども、そこらあたりの情報を共有して、わかりましたら、地元の方にもそこらあたりの分が心配でございますので、早めにお願ひしたいと思います。いろいろこういう準備書が出来てきますと、やっぱりそこらあたりが一番地元として不安な要素が大きいものですから、やっぱり安全性ということ考えると。やっぱり今はっきりしない段階でございますけど、お尋ねしたいというようなことでお尋ねしております。まあ一応これはまた町の方にもそういう話がありました場合は、地元の方にも早くお知らせ願ひたいと思います。一応、先日の米田区の住民説明会の際に、内容について県から伺っておりますので、およその理解はしておるところでございますが、是非、執行部におかれましてもですね、住民の目線に立って、議会からの意見、是非とも参考にされながら、県に疑問や要望を投げかけて、施設の安全性をより高め、地域住民の不安が一つでも多く取り除かれるよう、是非最後までしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上で、この1番目につきましては終わります。

次の2番目につきまして、経済課長の方からお答えいただきまして、また資料あたりも平成22年度につきましては、ちょっと私が準備しませんでしたので、ありがとうございます。この資料を見ますと、さっき課長がおっしゃいますように、農家数あたりはやっぱり今、農家は認定農業者あたりを除きまして、高齢者等が主になって働いているというような、年齢別の従事者数からも見ましても、やっぱり65歳以降ですか、そこらあたりが多数を占めております。この資料をいただきました分によりますと、65歳以上分で、平成22年度が935人、平成17年の1,050人、115人の減というようなことで、そうすると15歳以上60歳未満が、平成22年度で309人、これは販売農家、年齢別農業従事者数ですか。まあ生産年齢の分が401人と、これも90人の減と、この中でも生産年齢人口といいますか、それも減少、高齢人口といいますか、これも減少と、まあこれは必然的な成り行きでそんなになっていると思いますが、何しろ一番心配するのが、こういう減によって、耕作地が荒れてくると、耕作放棄地が増えるというようなことで、何かいい対策がないものだろうか、やっぱりそこを一番危惧するわけですね。それと、米の水稲作付けあたりも、販売農家数、先ほど課長が説明された分から見ますと、17年度は675戸、22年度が624戸と、またこれも下がってるですね。田ん中も399ヘクタールから356ヘクタールと、約43ヘクタールと。やっぱりもう年代はずっと上がっていきますので、ここらあたりの対策は本当顕著に見られるわけでございます。それから、ここらあたりの分を経済課長としてはどのような判断で今後の方向性を考えていったらいいものかどうかをちょっとお尋ねします。

○議長（本田眞二君） 経済課長。

○経済課長（雪野栄二君） ただ今の3番議員の質問に対してお答え申し上げます。

ただ今議員がおっしゃいますように、農家というのはもう本当に減少でございます。その中で町としましては、先ほど数字でいいました356町の水田に、やっぱり南関町の特産品というのはお米がまず、皆さんが作られるのは米だと思えます。この米を中心に現在、私たち経済、及び農協とともにですね、施策を議会の予算を付けていただいております。その中でも米の転作作物でありますのが田ん中に大豆でございます。フクユタカ、ムラユタカ、これは地場産業の丸美屋の方に納豆の材料として毎年出荷しております。また、畑の問題がちょっと出ましたが、畑の耕作放棄地といいますか、遊んでいるところに今年から、先の議会出も申しましたが、これも丸美屋との計画で、黒大豆のですね、大きい粒のクロダマルというのが、これは甘納豆の材料で、契約で生産しております。また、あんこの材料になるのがやっぱり黒豆でですね、アソクロマルという豆、これも町内希望の農家には種子を丸美屋からいただきまして、配付して今年から試作で7町ぐらい作っております。私たちが今考えておりますのは、この耕作放棄地の水田におきましては、そういう大豆及び南関の特産であります、逆にいいますと、イモ類ですね、あたりでサトイモあたりを、これも焼けないように対応しておりますが、畑につきましては、先ほど言いました大豆とマンジロウカボチャというのも、これも相当、農家数使っていただいて、製品といたしましては焼酎の材料にもなっております。ヒゴマンジロウという焼酎も昨年からできました。並びに、黒棒に黒砂糖じゃなくて、そのマンジロウカボチャをペースト状にしたやつでお菓子ができております。そういう形で何とか作ったやつが売れないかという形です、これも地元の誘致企業さん、及び地場企業さんとJA及び役場によって、農業所得の向上を狙って対応はしております。そういう形で、限られた作物を適確に情報を掴んで生産し、そして販売所得が上がればですね、やっぱり付いてきていただきますので、作っても売れないならですね、何回お願いしても駄目ですから、そういう形での施策を現在、地場産業及び農協、役場で、三者でやっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） どうもありがとうございます。

本当、農家というのは高齢者で、本当後継ぎも少なくなっている状況において、耕作放棄地を少なく、食い止めるといいますかね、そのような形で、本当担当課としてご苦労は身にしみるほどわかるわけでございますが、本当その分につきましては、引き続きJA等ともタイアップしながら、頑張っておって、農業者のために頑張っておっていただきたいと思っております。

続きまして、3番としまして、先ほど住民課長の方からお答えいただきまして、ありがとうございます。一応、平成21年度分につきましては、もう済んでおりますので、これについてはもう先ほど教えていただきましたので、その分についてはお尋ねしません。

先ほど、住民課長の方からおっしゃいましたように、地方税法には18条の1項、時効が5年、15条の7の1号から5号まであるわけですが、滞納処分の執行停止と、これは3年あるいは即時停止、ここらあたりが税を司るものとしては違うわけでございますが、この個人町民税が不能欠損額が9件で12万9,249円となっております。法人が1件、5万円、これは均等割額でしょうけどですね、ここらあたりで、この分については18条あるいは15条の7、どちらか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） ただ今のご質問に関しましては、町民税のことで、法人町民税と町民税と2つの部分になったかと思えますけど、今おっしゃいました町民税の9件と法人が1件というふうなことでございますけれども、町民税の9件につきましては、時効が8件、それから執行停止が1件でございます。

○3番議員（打越潤一君） それは4項ですか、5項ですか。

○議長（本田眞二君） 発言のときは手を挙げてお願いします。

○住民課長（木村浩二君） 今の執行停止の分につきましては、これは1件につきましては第4項でございます。それから、法人町民税につきましてはの1件につきましては時効でございます。

以上です。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） 一括して聞けばよかったんですけど、固定資産税が56件ですかね、86万4,600円、軽自動車税が56件、21万9,500円、これもちょっと内訳をすみません。お願いします。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 今、私の持っている表で、ちょっとトータルしないとわからないものから、時効の方から申し上げさせていただきます。まず、時効消滅の固定資産税は37件でございます。軽自動車税が時効の場合は50件でございます。それと、即時といいますか、執行停止の15条の7に関しましては、固定資産税が19件です。それから、軽自動車税が6件というふうになっております。件数的には以上でございます。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） 滞納処分の方で、4項の5号の内訳はわかりますか、19件と6件の。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） お答えいたします。

4項の方からお答えいたします。4項の方につきましてはこれは即時消滅じゃない方の部分でございますけれども、4項につきましては、固定資産税が5件と軽自動車税が5件ということでございます。内容といたしましては、亡くなられたとか、生活苦とか、そういった内容の部分でございます。

それと、第5項の即時消滅に関しましては、固定資産税が14件、並びに軽自動車税が1件でございます。理由といたしましては、固定資産善に関しましては死亡、並びに軽自動車に関しましては生活苦等でございます。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） どうもありがとうございました。

それでは、関連しての質問で、ちょっと総務課長の方にお尋ねします。先ほど壇上で申し上げましたように、財政健全化法に基づく実質収支が22年度が9.5%、前年度が10.5%、0.1%、それと将来負担比率が平成22年度は3.7%、前年度が34.2%になっております。この中で将来負担比率の分が前年度と比較しまして30.5ポイントとちょっと大幅に減といいますか、大幅に減ということは、大幅に良くなっているというようなことで表せるかと思えます。実質公債費率も

まあ公債等が減ってるというようなことで、良い結果が出ているようでございます。

将来負担比率の分についてちょっと、その減ってる要因ですか、そこらあたりをちょっと教えてもらってよろしいですか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） お答えします。

将来負担比率におきましては、壇上で議員が説明された内容のとおりでございまして、基準値が350%となっておりますが、21年度が34.2、約10分の1と、今回が3.7ということで、約100分の1になったと。要するに、10倍の負担比率が減少したと。議員おっしゃるとおり、心配材料が少なくなったという考えでよろしいかと思えます。

なぜこのような原因というか、生じておるかというところのご説明をいたしますと、要するに将来に見据えた財源が多くなったと、積み増しされたという考えでよろしいかと思えます。具体的に申しますと、将来に充てる充当可能財源という表現で申しますが、基金の積立てが約5億円あまり、22年度でなされております。それから、これは交付税関係でございませうけれども、いわゆる交付税措置に還元される分ということで、臨時財政対策債並びに過疎債の70%、これを数値に表すと約10億円程度、将来への積み増しができたというところで、この数値3.7%というのが出てきておるといふ状況でございませう。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） ありがとうございます。

それで、結びとしまして、不能欠損はやむを得ない、地方税法により5年と3年となっております。税の公平性から、職員が北部4町で併任徴収など新たな試みで努力されており、健全財政のもと、財政諸指数がより良くなるよう期待して、私の質問は終わります。

○議長（本田眞二君） 以上で、3番議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩します。10分間休憩します。

-----○-----  
休憩 午前11時01分  
再開 午前11時10分  
-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番議員の一般質問が終了したところでしたので、続いて2番議員の質問を許します。2番議員。

○2番議員（境田敏高君） おはようございます。2番議員の境田です。

先に通告しておりました3点について質問いたします。

まず1点目に、南関町特別職の報酬改定がなされ、去る3月議会において、南関町町長などの給与及び議員の報酬会議におきましては、賛成多数によって議決されました。町長などは特別職の給与、議員は特別職の報酬と考えてのことだと思えますが、見直すならば、他の特別職も一緒に見直すべきではなかったのか、財政的な問題と答弁はできないはずで。なぜならば、自分たちの給料、報酬は先に可決したからです。同じ特別職である各区の区長は区民から選ばれ、毎日毎日、区民の要望、区のお世話、公文書等の配布、農作物等の調査立会いなど、先頭に立って町のパイプ役として行政に携わって、大変な仕事だと思います。他の特別職も同じではないでしょうか。

現在において、異常な歴史的円高、諸外国の人的費、物価の高騰などにより、また国内においては、政治的不安定の中において、なかなか不況から抜け出すことができず、厳しい状況が続いている中で、町民のためにご苦労されているほかの特別職の方々とともに、報酬の改定のお考えはないのかお尋ねします。

2点目に、悩み事行政相談についてですが、町は町民の声を聞き、福祉の向上のために、また行政に活かすために、町民の要望、悩み事、苦情の受け付けや行政サービスに関する相談が行われております。これらの相談は、町民の方が出向き、各担当課に行きますが、どのような相談が一番多いのか、また苦情の整理はこの1年間でどのくらいで、どのようなことが多かったか、その対応について、どのような処理、措置を行い、行政に活かされましたか。

また、当町は高齢化が進み、現在33%の高齢化率ですが、認知症などにより、判断能力の衰えによる介護等サービス、施設への入所など、いろいろな契約に対して、自分ですることが難しく、不利益を被ることがないように、成年後見制度支援、指導体制はどう行っていますか。特に、身寄りがない、頼れる人がない方々に対してお尋ねいたします。

最後の3点目は、産業廃棄物についてですが、先月9日に三者による最終産廃処分場の基本協定書が締結され、現在、9月29日まで、環境アセス準備書の縦覧中です。町長は、基本協定書をもとに議会の協力を得ながら、地域振興対策や施設の安全に対する議論を深めたいと言っておられますが、本当に議論するのは住民の方々に、特に地元の住民の方だと思います。最近、この産廃問題には県、町、議会、地元住民の姿が見えないようですが、もっと議論すべきではないのでしょうか。いよいよ最終段階に向かっていますが、今後の地元対策などに対してどのように考えているのかお尋ねします。

この後の質問につきましては、自席からさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（本田眞二君） 2番議員の質問にする答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただ今質問を受けました、2番、境田議員の一般質問にお答えいたします。

質問事項といたしまして、南関町特別職の報酬改定について、質問の要旨として、3月定例会において、町長等の給与、議員の報酬は、賛成多数で決議されたが、同じ特別職である区長等の報酬改定の考えはないかというお尋ねでございます。

町長、それから副町長、教育長の報酬につきましては、数年前に条例に定めて、期限付きの減額をしておったわけでございます。言うならば、当初は5%、それに15%加えて減額をしておりました。そういうことで、一部をその50%といいますかね、それに返したことによって改定をしたわけでございます。そしてまた、議員さん方も10%の減額をされておりました、当初は。それを賃金の議員さんの方の均衡を見て改定をしたわけでございます。こういうことをお汲みいただきたいと思ひます。

区長報酬につきましては、第3次行政改革大綱において、1世帯当たり5,100円であったものを4,800円に改定したもので、300円減額しているところでございます。減額率といたしましては5.9%でございます。消滅の理由といたしましては、三位一体改革により、交付税削減による財政の悪化が予想される中で、歳出削減を図るため、特別職職員の給与削減に続いて見直されたものでございます。財政状況につきましては、その後、慎重な財政運営を続けた結果、好転しており、昨年度からは町独自の定住促進まちづくり推進プロジェクト事業を展開することとなっている



ところでございます。

このような状況の中、平成23年度から取り組み始めました第4次の南関町行政改革大綱においては、できる限り義務的経費の抑制を図るため、特別職、非常勤を含めた職員人件費等の適正化に努めてまいりたいとしております。この質問の区長報酬につきましては、近隣の状況も参考にしながら適正化に努めてまいりたいと考えております。

なお、第4次南関町行政改革大綱は、区長制度等の見直しについても検討することとしており、そのことと併せて見直しが必要であると考えておるところでございます。

2番目といたしまして、行政相談、悩み事相談実績についての質問でございます。①として、町民の要望、相談、苦情の整理は、昨年度でどれくらい、またどのような相談が多かったか、対応についての処理、措置を行ったかという質問でございます。

2番目として、身寄りのない、頼れる人がいない方々の成年後見制度指導はどのように行っているかという質問でございます。平成22年度中に要望や相談件数につきましては、要望や陳情につきましては31件で、道路改良や交通安全施設、ため池等の関係が14件、45%程度でございました。仕事確保の関係が5件で16%程度でございました。福祉関係が3件で1%程度でございましたとの要望等が多くあったようでございます。

また、心配事相談につきましては33件で、財産に関する相談が15件の45%、人権や法律相談が3件の9%の相談があったところでございます。対応につきましては、町民の方々の要望や苦情等につきましては、総務課で受け付け、関係所属に依頼文書を持って送付し、関係所属で処理や措置を行っているところでございます。

また、相談等につきましては、社会福祉協議会へ相談事業を委託し、心配事相談や法律相談事業を行っているところでございます。相談された案件につきましては、話をお聞きした上で、専門的なことにつきましては弁護士に依頼して行ってまいります。法律相談のことを伝え、専門家への相談の助言や役場に対する相談であれば、役場の担当部署を伝える等の助言が行われているところでございます。

成年後見制度につきましては、地域包括支援センターの総合生活支援事業の一つであります。また、民生児童委員の社会福祉協議会が一体となり、成年後見制度の相談にも取り組んでいるところでございます。今までに民生児童委員と社会福祉協議会の方に5件相談があつているところでございます。そのうち4件につきましては、4等親以内の親族の方が申立人となり、司法書士や行政書士の方を通じて手続きが終了しているところでもございます。5件のうち1件につきましては、4等親の親族もありますが、遠隔地に住まれておりますので、申立人を辞退されるなど、諸事情によりまして、申立人がいない状況にあり、地域包括支援センターにおきまして相談を行っているところでございます。どうしても不在であれば、町長として申立人となり、家庭裁判所に手続きを行う場合もあるかと判断しているところでございます。

産業廃棄物処分場についての質問でございます。①といたしまして、基本協定書がなされ、現在、環境アセス準備書の縦覧期間中である。いよいよ最終段階に向かっているが、今後の地元地域対策はどのように考えているかの質問でございます。基本協定書では、県、財団法人及び町は、相互に連携し、周辺環境の整備など、処分場を中心とした地域の振興に努めるとするとしているところでございます。この基本的な考え方にに基づき、現在、県と事務レベルで、地域振興策をどのように

考えていくか検討に着手しはじめた段階でもございます。今後、本格的な議論を深めてまいります。安全な施設であることを前提として、地域と一体となった処分場の整備が、坂下、さらには南関町全体の役に立つものとなるよう、また地元の苦渋の思いを理解し、しっかりとお答えできるよう、県に強く要望してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 1点目のですね、区長などのですね、報酬の改定についてはですね、先ほど言われましたけど、やっぱり交付税減額ですかね、などによる財政の悪化が予想されるということで、数年前、町長及び議員自ら減額されたと聞きましたけど、そのときは区長の報酬も減額は当然だと、皆さん思ったと思うんですね。しかしですね、今、共にですね、町のために携わっているですよ、町長、議会自ら給与、報酬をですね、可決しましたが、この議決権を持っている自分たちだけでいいのかと、これで町政を司ることができるのか不安になると。信頼関係が損なわれるのではないかと思い、私はお尋ねしたところでございます。町長、どう思われますか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 質問の趣旨はわかりますけれどもですね、前々議会だったと思いますけれども、皆さん方のご理解を得てですね、アップとなったわけでございますので、そのへんはご理解をいただきたいと思います。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 平成17年ですかね、7月1日、先ほど町長も言われましたけど、減額条例で町長は79万円、副町長は57万4,000円、教育長が52万4,000円、議長が30万円、副議長が24万8,000円、議員が22万5,000円ですね。18年にですね、これは減額、これは特例条例でですね、町長は15%のカットの67万2,000円、副町長は10%減の51万7,000円、教育長も10%減の52万4,000円になっております。これは平成23年の3月31日までの条例でしたので、23年4月から28年3月31日の期間は、町長75万円、副町長は54万5,000円、教育長が49万7,000円になっております。ちなみにですね、隣の荒尾市長は76万1,960円、玉名市長はですね、61万6,000円ですね。人口はですね、平成23年の7月末で、玉名市は6万9,860名、南関は同じ7月末で1万890人です。人口はですね、5万8,970人少ない町がですね、給料は高いと。町民の方が首をかしげるのは、何も私は不思議なことではないと思います。これをですね、数人のやっぱり区長さんからの不満が上がってるんですよ、やはり。やっぱりですね、これからずっと住みよい、住みやすい町が住みたくない町になるんじゃないか、私は心配しとるんですよ。これは早めの配慮を、私はお願いしたいと思います。

議員はですね、町民から選ばれ、町民の代弁者としてですね、立法機関として議決制を有してですね、住民の福祉、いわゆる住民が幸せになるために日々、議員活動を行っていますが、区長もですね、やっぱり同じく町民の福祉を増進し、町政の円滑な運営を図るために日々活動されております。特別職の区長はですね、私がいつも言うんですけど、苦しい字の苦長と、苦苦言われておりますと、私が区長さんはそう言われております。今ですね、先ほど聞きましたけど、今4,800円ですかね、年間、区長さんはですね。今、区長は何名いらっしゃいますかね。それとですね、減額前は5,100円と聞きましたけど、これはいつからこの報酬額はなりましたか、4,800円に、2つお願いし

ます。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） 現在、区長は90名でございます。それから、4,800円になりましたのは、平成18年4月1日からということでございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） この区長報酬ですね、今言われました1世帯、年間4,800円、これに担当区域内のですね、世帯数を乗じた額とすると条例でうたっております。ただし、区長の補助に対する一切の給与を含むとなっておりますよね。世帯数が多い区はやっぱり区長代理、会計さんに支払いをしていると思いますが、所得税対策ですたいね。例えば一応簡単に説明しますけど、100万円の報酬を区長が受けたと、大きい区はですね、20万円ほど区長代理、会計に払ったとしますけど、一応実質的には80万円しか自分には残らんですね。しかし、役場からですね、引かれるのは税金で、まあ所得税ですかね。100万円に対して引かれると思うとですよ。20万円の差はどういう指導をされておりますかね。総務課長。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） ご指摘のとおり、区長報酬については、これは所得税法だと思っておりますが、この法律によって町は源泉徴収義務者としての役割を果たすべきというところで徴収をしているという状況でございます。町が区長として委嘱しておるのは、先ほど言いました90名の方でございます。当然その方に、もちろん報酬を支払うわけですが、その中で所得税法等によって徴収をしているというところでございますので、是非、このところは皆さんにもご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 区長以外の特別職はですね、教育委員とか選挙委員、監査ですかね、農業委員とかありますけど、ほかに結構あると思いますけど、大まかに結構ですけど。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） 各種委員等についてですが、教育委員会委員長、これは6,000円から5,700円に、18年からなっております。それから、選管委員長は、同じく6,000円から5,700円になっております。その他諸々の各種委員と呼びますけれども、その方々は委員長さんで5,900円から5,600円、それから委員長さん以外の方が5,700円から5,400円、率にしましておおよそ5%前後の削減率というふうになっております。その中で皆さんご存じかとは思いますが、まず監査委員さんにつきましては、これは多分21年度からだったと思っておりますが、代表監査委員で6,200円から7,500円、議選の監査委員さんが6,200円から6,900円、それから農業委員さんにおきましては、19年からですけれども、委員長さんがこれは年になりますが、13万7,000円から15万6,800円、率にしまして14.45%、それから委員さんが12万7,000円から14万8,000円、率にしますと16.54%。なお、この農業委員さんにつきましては、同じ年月日で定数の削減というのも行われております。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今、特別職を言われたんですけど、この中で改定になるのが、今お聞きし

ますと、監査委員と議選の監査ですかね、改定になったのは。それで、特別職の審議をする南関町特別職報酬審議委員ですね、この方は申し訳ないですけど、今いくらですかね。ちょっとお尋ねいたします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） 委員長さんが5,600円で、委員さんが5,400円でございます。もちろん日額でございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今度、3月議会で一応改定になりましたけど、議員報酬改定によりですね、町長と、また議員を分けてですね、報酬、ボーナスですね、含めて、1年間どれだけの予算が必要になりましたかね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） 町長等三役につきましての給料及び手当分を合算しましたところで、その差額、増額ですが354万9,000円、それから議員におかれての増額が205万3,000円、以上でございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 例えばですね、区長報酬ですね、今、年間ですよ、500円上げたとすればですね、大体今、世帯数で大体4,000ぐらいですかね、4,000ちょっとですかね。それで、500円すればですね、大体200万円ぐらいになるんですよ。やっぱりですね、私たちが200万円ぐらい上がると、やっぱり均等性をもたせるためですね、もう少しやっぱりそのところで配慮したがよかつじやなかろうかと私は思うとですよ。今、一番少ない世帯数で、一応3戸のようですが、これは間違いありませんか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） そのとおりでございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） ならばですよ、4,800円×3戸で、もう1万4,400円ですよ。月にすれば1,200円ですね。これは町長などの給与、議員の報酬はですね、自分たちで可決する。町民は何と思っとなるのかと声がよく聞こえてきます。この声を、町長、どう受け止めますか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） そのへんはですね、質問者はどういうことでおっしゃるのかわかりませんが、私は仕事の対価だと、私は思っております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） やっぱりそれぞれの特別職についてですね、やっぱり責任はあります。だから、私はですね、均衡上問題がないようにですね、今一度、早めの私は配慮をお願いしたいと、先ほどからお願いしているのでございます。町長もですね、近隣の状況も参考にしながら、適正化に努めると、努めているとお考えのようでしたので、大いに期待しております。

2点目の質問に移ります。この行政相談員はですね、問題解決に対してですね、相談を聞き、やっぱり助言をしですね、これは多分総務省の委嘱を受けた民間の有識者ですかね、ボランティアでやっておられると思いますが、この委員会制度ができて、ちょうど50周年と聞きましたけど、全

国に5,000人おられて、熊本県でも114名の方がおられると聞きましたけど、南関町には何名の方がおられますかね。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） 1名でございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） ありがとうございます。

やっぱり助言を受けてですね、やっぱり町に解決に向け、処理、調整などを行うと思いますけど、この町に専門相談員、または相談室、お客さまコーナーとか、そういう角が立たんような相談室の部屋は何か設けてございますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） 庁舎内ということにつきましては、これはございません。この行政相談並びに心配事相談につきましては、社会福祉協議会の施設を利用させていただいているという状況でございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） これは無料相談もあっていると思いますけどね、昨年度の相談件数は何件ぐらいあるのか、また法律相談はできることとできないことがあると思いますけど、解決したのは何件ぐらいか。相談内容はですね、やはりどうしても秘密になっていますが、社協が今、結構多いみたいですけど、社協が受けた場合、町に対してですね、どのような報告をされておるんですかね、ちょっとお伺いします。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（高橋 稔君） 社会福祉協議会の方の心配事相談所につきましては、委託をして進めているところなんですけれども、22年度で心配事相談で件数が33件ほどあっております。主な内容につきましてはですね、人権擁護委員、民生児童委員、それに行政相談員さんも、一応参加してもらって、月に2回、第2と第4木曜日実施しておりますけれども、行政相談員は第2の木曜日だけ、1回のみということで、そういうことでしておりますけれども、ほとんど心配事相談件数につきましてはですね、33件のうちにですね、ほとんど相談員につきましては、相談の窓口ですね、役場に関しては道路なら建設課、福祉関係は福祉課ということで、内容をお聞きしてですね、対応の窓口を答える程度でですね、詳しくはちょっと、専門的な部分等については非常に少ないということです。

それと、あと一つ法律相談も月1回等は行っております。こちらについては、弁護士等を頼んでですね、午後2時間行っております。これにつきましては、件数等は事前に受付をいたしまして、1日4名の方を対象に行っていますので、こちらは弁護士の方が相談的にお受けします。専門的な指導が出来ておるとい状況であります。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） この相談は先ほど言いましたけど、やっぱりプライバシーの問題も多いと思うんですよね。それとですね、特に高齢者の相談はですね、相続とか、この前ちょっと司法書士の方にお聞きしたら、何か非常に境界の問題が多いと言われたんですけど、やっぱり似たような問題が件数が多いのではないかと思いますけど、解決した案件ですね、これは相談者からですよ、了解

を得てですね、いわゆる打合せ相談を行いながらですね、行政に活かされないかと。例えば、簡単に言いますと、南関広報にですね、Q&A方式とか、そういうことを載せるような考えはございませんか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（高橋 稔君） まず1点目ですね、33件の相談のうちですね、相続に関する相談が約15件あっております、50%程度。

それから、あと一つ、Q&Aという形で載せることはできないかという質問なんですけれども、法律相談と一緒にですね、法律に関する学習会を年に1回行っております。それにつきましては、本年度につきましては7月23日に、こういうチラシを配布いたしましたですね、この中でですね、弁護士を講師にお招きして、Q&Aについてはですね、例を挙げて説明をしております。一応、相続に関する事が一番多いということで、そういうのを中心にしておりますけど、その他については、より詳しいことはですね、やはりプライバシーの関係等がありますので、できる限りですね、こういう中でですね、個人のどういう件数が多かったから、こういうことについてはこのように取扱いをしますということと、内容につきましては社協だよりの中でもですね、若干掲載するように今現在は行っているところであります。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今、相談場所ですかね、場所としてはやっぱり社協の方が多みたいですけど、やっぱりあそこはどうしても交通の不便が多いですよ。交通の不便がありますから、各校区を回ることも、私は大事じゃないかと思っておりますけど、お考えはございますか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（高橋 稔君） 各校区を回ってはどうかということなんですけど、以前、そういうお話があったということで、各校区を対象に心配事相談事業を行ったところですね、高齢者の方からですね、毎回ちょっと場所が変わると忘れるから、非常に困るからということで、逆に反対の方が多かったものですから、社会福祉協議会の方にですね、1カ所で行っているところであります。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） わかりました。

相談内容はやっぱりどうしてもですね、幅広く行政関連、家族間、近隣とのトラブル、いじめ、相続等ですね、様々ですが、なぜ私が悩み事、苦情を関連して質問したかといいますとですね、毎年毎年ですね、窓口の受付対応に対してのですね、不満を聞くからですよ。今年からですね、総合受付案内が設けられ、明るくですね、さわやかに対応されております。非常に身近な役場になりましたが、担当課の対応ですね、未だかつてやっぱりですね、上からの目線で不愉快な思いを抱かれる人が多いようです。対応にどうしても温度差がありですね、相談しようにも行きたくない、これが一番の悩み、私は苦情ではないかと思っております。対話の苦手な人も行くと思っておりますが、町民の中にはですね、どういう教育をしているんだと、やっぱりそう言われておるんですよ。その声を聞きますがですね、指導ですよ、このマニフェストなんかあるのですかね。総務課長、お尋ねします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） それぞれの事務についてのマニュアルは持っておりますけれども、こうした住民の皆さんとの対応のマニュアルといいますか、それは作ってはございません。ただ、その研

修を行いながら、その時々に応じた実情に応じたその研修をいたしながら、実際、今月の9日だったかな、まあ講師の先生をお招きしてですね、その接遇を含めた研修ですけれども、そういったことも実施した経緯もございます。確かに、まず9番議員の一般質問の中にも昨日お答えしましたけれども、その挨拶というところがまず大事だと、この前の研修でもですね、入口はそこだというようなお話も承っておりますので、まず徹底をしながら住民の皆さんが相談に来やすいように、あるいは役場に訪れられやすいような、そういった環境づくりはこれからも努力しながら、していかなければならないというふうに思っております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） あっちの課、こっちの課とですね、振り回さずですね、やはり関係課から出向いてもらう、ちょっとしたアドバイスですね、助言などの配慮をどしどし、私はすべきと思うですよ。親しみやすく、やっぱり信頼関係を築く、住みやすい町になるよう、心がけを希望します。

続きまして、成年後見人制度ですが、この利用はですね、申し立ててから、やっぱり開始まで、個々の事案によりますけど、やっぱり後見人の候補者の適正の検査など、4カ月以内となっておりますが、この中でですね、本人からの聞き取り調査がありますので、やはり元気なうちにですね、支援、指導を行うべきかと思いますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（高橋 稔君） 先ほど町長からの方に答弁があったんですけども、現在5件ほど相談があって、4件ほどが一応手続きができています。そういうことで、今後ですね、地域包括センター及び社会福祉協議会を中心にですね、民生児童委員さんと一緒に啓発も進めながら、逆に今後出てくるのは任意の事前の成年後見人制度を周知徹底を行ってですね、早めに手続きをされて、実際、認知症とか何かかかった場合はですね、早急に対応できるような制度がありますので、そちらを啓発しながら進めていきたいと考えております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） この一人暮らしですね、一番の心配事はやっぱり老後の生活ですね、金銭詐欺、認知症になったら、いろいろ考えたら、不安を抱かれることだと私は思います。これはちょっと新聞記事のデータですけど、2009年度にですね、成年後見人に選任されたのは2万5,800人で、そのうち子どもが31%ですね。配偶者や兄弟、親族が64%を占めているということですが、それ以外は司法書士、弁護士、社会福祉士のようなのですが、最近は唾然とするようなことが起きています。これはですね、大体、通常親族が家庭裁判所に申立てを行います、今は子ども、親戚でもですね、関わりたくないと強く拒否されている問題が起きております。町長にはですね、親族に代わって法定後見の開始の裁判の申立権がございますが、先ほど言われましたけど、何か1件やられてるんですかね。それで、今後ですよ、こういう問題が出てくる場合には、まだ出てくると思いますけど、今後対策としてどういうお考えかちょっとお伺いします。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（高橋 稔君） 今出てきた4親等内がおられますけれども、遠方においてですね、申立人と後見人については辞退したいという相談がっておりますので、当該当事者の方からですね、民生委員さんを通じて相談があらるところですので、そこについてはまだ4親等内の方の再度の、最終的には同意書が要りますので、そういうのをいろんなことを進めながらですね、最終的にどうし

ても4親等内で申立人がなければ、ちょっと町長の方にしてもらって、その手続きを進めていきたいということで考えております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） わかりました。

今ですよ、やっぱり玉東とか長洲、荒尾、玉名よりか、申立てはあつとるそうでございます。大体、この南関町にですね、認知症ですね、この前ちょっと高橋課長に180名と報告があつていますが、これは75歳を超えると、やっぱり急激に認知症は高まると思うんですけど、介護も同じと思うんですよ。当町ですね、要介護率は今、どの程度ですかね。それとですね、認知症の計算ですね、180名の。これは65歳以上が確か3,576名で、5%で計算されると思いますけど、そのうちですよ、後見人を必要と思われる人間は何人ぐらいおられますかね。それともう一つ、今問題になつとる若者の若年認知症ですよ、これは180名の中に入つてないと思いますけど、これは何か把握されておりますか、お尋ねします。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（高橋 稔君） 第1番目の質問で、介護度というと、その介護度という介護率。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） いいえ、介護度じゃなくて、すみません発音が悪いかもので、介護率です。要介護の介護率です。

○議長（本田眞二君） 暫時休憩します。

-----○-----  
休憩 午前11時49分  
再開 午前11時51分  
-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁の途中でしたので、これを続行します。福祉課長。

○福祉課長（高橋 稔君） 大変失礼いたしました。

率といたしましては、現在、要介護者数がですね、一番新しいデータで766名おられますので、その中で約180名で、約23%程度になるかと思ひます。

それから、計算につきましてはですね、認知症につきましては、約180の根拠をとつたので、これは熊本県下、大体5%程度ということでありまふので、その中で熊本県が5万人ということ、そのうちの南関町の高齢者の5%程度ということ、180名の推計をしているところでございます。

若年の場合はですね、その中でさらに熊本県下では0.06%程度ということ、南関町で該当するならば、その率でいきますと3.6人程度になるかと思ひます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今、180人の中にですね、その中に後見人制度を利用しなくちゃならんかなあと、そう思われる人数もちょっとお答えをお願いします。把握されとりますかね。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（高橋 稔君） その人数につきましては、ちょっと今のところ把握ができてない状況で



す。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） この後見人制度ですけれどね、やっぱりこれはですね、手続きに申立て料が8000円、登記手数料が2,000円、住民票、戸籍抄本とかですね、切手代、専門の病院の鑑定料が5万円、これはですね、地元の司法書士にお聞きしましたが、玉名の方の金額だそうです、鑑定料は。法務省のパンフレットを見ますとですね、個々の事案により異なるが、ほとんど10万円以下と鑑定はなっとるそうですけれど、私が念のためにですね、東京の法務省の民事参事官室に問い合わせたところですね、ぴんからきりですよと、5万円は安いですよとの返答でした。何しろ金がかかるんですよ。それとですね、複雑な手続きなためですね、これは依頼しなくちゃ駄目と思うですよ、普通の人。金がないため困ってる人にですね、この支援、これはどう考えておりますかね。またですね、これは県と国は確か補助制度があります。申立ての費用、報酬の足りない分を町が見るなど、先ほど何か包括のあれでちょっと予算を組んどると思いますけれど、別に予算を組むとか、そういうお考えはないのかお伺いします。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（高橋 稔君） まず、助成制度につきましては、本人の資産ですね、所得等を見ながら検討していくということで、今までのうちではまだほとんど町の方が扶助として支出しておりませんが、今回の場合、若干その所得等が非常に低所得ということで、一人の方はですね、今そうしたところは町の方から最終的には出す場合もあり得るかと思えます。だから、今後検討していく中では、予算的には逆に後見人制度を、後見人ができた場合、月額約2万8,000円程度は本人さんの支出が出てきますので、最低限のどうしても厳しいということであればですね、今年の23年度では約月2万8,000円の30数万円ですね、予算措置を行っているところであります。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 是非、そのところはよろしく願いしておきます。

この成年後見人制度はですね、やっぱり財産や権利を守ってくれる重要な制度ですから、町民の方々が安心な老後生活を送るためにもですね、支援・指導を進めるべきだと思います。

最後の産廃処分場について質問させていただきます。これからですね、環境保全協定書を締結し、地域振興、安全対策として監視委員会の設置、情報公開、跡地利用等を協議されると思いますが、そこでお尋ねします。まず1番にですね、周辺環境の整備などは処分場から半径何キロぐらいですかね。整備は何か。また、地域住民の理解を得て、一体となって運営すると、県の説明が記載してありますので、特にこの雇用問題ですよ、雇用対策、関心をですね、やっぱり地元住民も参加すべきと思うが、どうお考えでしょうかね、お尋ねいたします。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 議員のご質問のいろんな環境整備ということでお尋ねでございます。まず、1点目の分につきましては、うちの方で県の方に問い合わせをいたしておきまして、環境周辺整備補助、正式名称は熊本県産業廃棄物最終処分場周辺環境整備等補助金というふうな制度がございます。この制度におきまして、要綱の内容でございますけれども、処分場の周辺地域の環境整備等のために当該処分場が所在する市町村に対して補助金を交付するというふうな補助制度でございます。この補助制度の内容でございますけれども、先ほどおっしゃいましたように、補助事業というのは

周辺環境整備等が必要と認められる処分場の境界からですね、原則として1キロメートル以内というふうな地域において、そういった周辺環境整備等に資する事業という形でございます。補助金の額といたしましては、補助対象経費の3分の2を上限といたしまして、1補助事業あたり300万円というふうなところでございます。1点目の部分に対しては、こういった周辺環境整備等補助金があるというふうなところでございます。

2点目の雇用という形でございますけれども、現在のところ、県の説明を聞いた段階でございます。最終処分場というのが埋立施設のみで、焼却施設や中間処理施設がございません。ですので、処分場自体で多くの地元雇用を生み出すことは厳しいかもしれないというふうなことを伺っております。しかし、今後とも処分場が出来ることによって、企業の進出等も含めて、できるだけ多くの地元雇用ができて、地域の活性化につながるような対策を県とともに引き続き検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 環境保全協定書、最初は四者ですね、地元町と地元住民、財団、県で、締結するようでしたが、何か途中からですね、地元の住民の方々と距離ができたような感じがしておりますけど、今でも地元住民と環境保全協定書を結ぶのか、以前、確か私が12月の議会のときですけど、木村課長はですね、私が質問したとき、地元住民の方も入ってるのかと質問しましたが、当然入ると、当然そういうふうになると思いますと答弁されていますが、今も同じ思いですか。同じ思いならですね、そういうふうな形になるなら、地元住民はどの地域の方々かお尋ねいたします。

○議長（本田眞二君） 答弁の途中ではありますが、昼食のため1時まで休憩します。

-----○-----  
休憩 午後0時00分  
再開 午後1時00分  
-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番議員の質問に対する答弁の途中でありましたので、これを続行します。住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 先ほどのご質問にお答えいたします。

その前に、先ほど2番議員のご質問の中で、私が補助金制度の部分を申し上げました点につきまして、再度、もう一度、ここで述べさせていただきたいと思っております。この補助金制度というのが、先ほども言いましたとおり、周辺環境整備等の補助金という制度でございます。この制度の概要といたしまして、先ほど申し上げましたけれども、周辺環境整備等が必要と認められる最終処分場の設置場所の境界から原則として1キロメートル以内の地域において、補助事業者が実施する最終処分場の周辺環境整備等に資する事業ということでございまして、この補助金につきましての補助事業の内容ということでご説明をさせていただきました。

先ほどの質問でございまして、保全協定に関しましてでございますけれども、地元住民と保全協定を結ぶ考えというふうな部分で、私が昨年12月に議会のとき、地元住民も入ってこられるのかというご質問に対して、はい、当然そういうふうな形になると思いますと答弁をいたしております。そのことに関してでございますけれども、できるだけ地元住民の方々のご理解をいただいた上で事

業が進んでほしいという思いから答弁したものでございました。正直言いまして、当時はそのように思っております。県に確認しましたが、基本協定は三者で締結したものの、環境保全協定をどうするかについては、現時点までまったく白紙の状態でございます。他県事例等も参考にして、今後相談させていただきたいというふうなことでございます。町としては、今後、先月締結いたしました基本協定書に基づいて、建設工事を見据えての、より具体的な安全対策等を協議してまいります。そうした議論の結果を踏まえながら、地元の声も県にお伝えし、最終的な環境保全協定の内容、そして締結書をどのようにしていくかを決定されていくものと考えております。そのため、現時点におきましては、環境保全協定締結を想定した地元の範囲がどこかという点は決定されておられません。こういった状況でございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今年の7月ですかね、産業厚生で行かれましたクリーンパークさがですかね、また8月に議員視察研修で宮崎のエコクリーンプラザみやざきですかね、ここも基本協定書、保全協定書もですね、これは地元と締結されているようですから、是非ですね、南関町もやっぱり締結を地元の方と進めるべきだと思います。

この管理型最終処分場の先ほど交付金の問題でございますが、申請されたら市町村に1億円ですか、交付されるみたいですが、これは予算が平成17年に新規になされているようですが、これは間違いありませんかね。

○議長（本田眞二君） 住民課審議員。

○住民課審議員（菅原 力君） ただ今の臨時交付金のお尋ねでございます。平成17年に管理型最終処分場臨時交付金事業を実際に創設されております。当初、総額が5億円ということで、上限が1億円と、単年度の上限が1億円ということで、管理型最終処分場が供用開始した日を含む年度から起算して5年度以内の期間交付するということになっておりました。確かに当初1億円の、そういうことで単年度が1億円ということで、初年度1億円の予算を計上したというふうに聞いております。その後、平成22年度より限度額が1億円ということになっております。交付期間等につきましては、当初の要綱と同じ5年間ということで、交付の金額につきましては、一応5年間ということで、1億円を5で割った金額というのが単年度の交付金というようなことでお聞きしているところでございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） ちょっと今1億円の問題ですけど、5年間を5で割るとですか。大体、前は5年間やったっでしょう。だけん、5億円じゃなかつですか。毎年、5年間で、1億円ずつの5億円じゃなかつですか。1億円を5カ年で割るとですか。

○議長（本田眞二君） 住民課審議員。

○住民課審議員（菅原 力君） 一応、交付金総額に5分の1を乗じた額を標準としておるということですので、単年度は総額が1億円でございますので、1億円の5分の1というようなことで、5年間ということになっております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） この処分場周辺ですね、先ほど言いよらしたけど、環境整備補助金かな、これは300万円、以前は500万円やったみたいですが、何か300万円に減額になっておる

ようですけど、この期間は何年ですかね。物をつくった場合だけつくるですけど、何年間ぐらい猶与というか、補助金は下りるとですかね。

○議長（本田眞二君） 住民課審議員。

○住民課審議員（菅原 力君） ただ今のご質問でございますけれども、一応先ほど課長の方から答弁しましたように、単年度で300万円ということでございます。これにつきましては、その処分場が存在している期間はずっとできます。ただ、1事業につきましてが、単年度単年度の補助事業ということで、例えば道路あたりを環境の周辺整備ということで、例えば道路を3年なり、3年間ぐらいで整備したいということで、設計、それから用地、工事というふうに全部を分けてやられるのも、対象事業として行いたいということであれば、その年度ごとに申請をしてくださいと。ただ、事業につきましては、例えば処分場ができて、地域の環境を保全するという趣旨で、例えばその処分場が実施する水質検査あたりとは別に、地元あるいは町あたりで水質検査あたりをやりたいということで、そういった面の補助金ということであれば、同じ事業をその処分場が存在する間、毎年申請をすれば、続けて同じ事業でも継続してやっていけるというふうにお聞きしております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今、補助金の問題は、建設予定地から1キロ以内と言われたですけど、小字名を上げるなら、あのへんはどのへんまで入っとですかね、小部落は。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 今のところ、まだ正式にコンパスあたりで、中心として円を描いているようなことはしておりませんので、ちょっとまだはっきりと、あくまでも原則ということでございますので、どの範囲までかということとはちょっとはっきりまだ掴んでおりません。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） じゃあそのほかにですね、町に来る、例えば地域振興費ですかね、交付金、補助金は、ほかにどんなのがあるか、またいくらぐらいになるのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（本田眞二君） 住民課審議員。

○住民課審議員（菅原 力君） 今のところ、お聞きしとるところでは、先ほど課長の方から答弁しました周辺の環境整備補助金、それから私の方からお答えしました立地交付金というのがございまして、処分場関係のものであるのは、今のところ2つだけというふうに聞いております。ただ、県の方がまちづくり懇談会の中でもお話されておりますけれども、本年度5,000万円ですか、一応積立てを始めたというふうに説明されております。また、できれば来年度以降も積立てをして、総額的には数億円になるかなというようなお話をされておりますけれども、具体的にそれをどういった使い方町の方に交付されるかということについては、ちょっと今のごところお聞きしておりません。一応、そういったことも県の方では考えられとるというふうにお聞きしております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） この交付金のですよ、分け方ですね、例えば地元地区、いくつかありますけど、それを分配の方法といいますか、そういうお考えはもっておらるっとですかね。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） お答えいたします。

基本協定の第6条に明記してありますとおり、周辺環境の整備など、処分場を中心として地域の

振興に努めるというふうな条項がございます。この方針に基づいて検討することになると思いますが、現時点では該当地域をどのようにするかはまだ白紙の状態でございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） いろんな交付金ですね、補助金が来ててもですね、まあいい道路、建物が出来てもですね、やはり地元が本当によかったなあと思われるようにしなくてはならないと思います。私が6月定例会です、今、住民の方々がですね、亀裂が生じていると、住民同士が仲良く暮らせるように対策をと、私は訴えました。何回ひざを交えられましたか。また、どんな対策をとられましたか。先日ですね、宮崎の方に産廃施設の研修に行きましたが、やはり建設にはですね、島根県のクリーンパークいずもも同じですけど、地元住民の理解を得るためにはですね、やっぱり何百回となく説明をされたそうですよ。熊本県も十分な説明をすると言っていました、行ったと思われませんか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） お答えに十分ご返答はできないかもしれませんが、具体的な方法といたしましては、今後検討していくということになっていっていると思いますが、処分場周辺の環境整備をしていく中で、地域の住民の方たちのご意見をお伺いしながら、そして住民説明会の場等を通して、少しでも地元住民の方々のご理解を得ていきたいということに思っております。そしてまた、それが住民同士の方が仲良く暮らせるようになっていくというふうにも思います。今後にも必要に応じて、そういった説明会が行われていくものと思っております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） どしどし説明会をするように、よろしく願いしておきます。

それと、冒頭です、地域振興対策をですね、検討に着手をはじめた段階と答弁でしたが、いくつかの案は私はあると思うですね。最近、地元の人たちですかね、地域振興対策、よく道とか公民館問題がいわれてますけど、この際ですね、やっぱり大きな視点、視野です、見るべきだと私は思います。今ですね、町は定住対策の一つとしてですね、平成27年まで1万3,000人の人口を掲げて推進しております。企業誘致です、町に人の出入りはあるが定住がない問題があります。その解決策の一つとしてですね、私は下坂下にですよ、若者定住促進住宅を造ったらどうかと、大原地区にありますね、雇用促進住宅の跡の、今、定住促進住宅になっていますけど、あれは年収で家賃を決めてないので、私は入居率が多いと思うんですよ。今、勤めてもですね、いつですね、自宅待機とか言われる不安定な状態ですから、不安要因が多い中でですね、やっぱり安い家賃です、何年間か期間を決めてやればですね、私は定住者が増えると思うんですよ。またですね、待たなしの高齢化問題ですよ。これはこの解決の一つとして、介護施設も考えるべきですよ。明るく安心してですね、暮らせる若者、高齢者対策地区をですね、私は下坂下につくるよう、県です、私は働きかけるべきじゃないかと思えます。お考え、ありませんか、ちょっとお伺いします。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 定住対策ということでございますけれども、定住対策につきましてはですね、いろいろ質問者はご存じかと思いますが、進めているわけでございます。雇用促進住宅は現在のところですね、国の方でどうなるかわかりませんが、恐らくないと思います。大原地区の雇用促進住宅のような建物を造れば、恐らく数億円はかかるわけでございまして、これに対する補助が

あればですね、検討する価値もあるかと思えますけれども、そのへんを十分検討しながら、慎重に検討してみたいと思えます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） この産廃予定地地域の現状についてですけど、何か最近は何かに反対の旗や看板が取り外されですね、少なくなっていますが、最近、建設予定地周辺を見に行かれましたか。私としてはですね、やっぱり立ってる以上ですね、工事着工するのは、私は町民としてちょっと恥ずかしいんじゃないかなろうかなと、私は思つとるとですよ。今までですね、地元3地区で、確か共闘ですね、反対運動されてましたが、今1校区がですね、一方的に離れたと。地域に暗い雲だ漂っております。お聞きしたと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 産廃建設の周辺に赤い旗が立っているのは、私も伺っております。その中にはいろいろな問題があつてのことだと思えますけれども、現場に行ったことは最近はございません。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） やはりですね、本当にこれを進めるのに、反対の旗が立ってるのを見ると、やっぱり人から見たときですね、最後まで尾を引くんじゃないのかなあとあって、やっぱりそのためには先ほど言いました、木村課長も言われました説明会の方をどしどし進めてください。

今ですね、地元ではですね、やっぱり地元がまとまらないといけないと、いがみ合いがあつておるようなことを住民の方から聞きました。だけん、非常に情けないと、自分たちはいいと、親は。しかしですね、子どもたちまでもいがみ合ったらですね、どうすべきかと嘆かれておられました。子どもたちはやっぱり親の背中を見て育つといわれます。いつまでもいがみ合い続けたらですね、やっぱり心の傷として、私は一生残ると思うとですよ。子どもたちはやはり町の宝です。町長も自覚されてるはずですよ。町の宝にですね、傷を付けたら、私は駄目と思うですよ。住民間の溝をなくしてですね、地元住民に安らぎを与えてください。終わり良ければですね、すべて良しといわれています。私はですね、今からが正念場と思うとですよ。子どもたちにですよ、輝きがなければですね、私は町の将来はありませんよ。産廃を容認し、基本協定書を締結された以上ですね、やっぱり町長は後戻りはできますか。私はできないはずですよ、できないと思えます、もう。5年間ですね、考えに考えた結論ならですね、私は堂々としてですね、住民と向かい合えばですね、不安は私は取り除けるはずですよ。将来の子どものため、住民のため、引いてはこの産廃建設をまちづくりに活かしたい信念ならばですね、私はさらなる対策を町長自ら先頭に立ち、関係地域に出向き、誠意をもってですね、接することを私はお願いして、一般質問を終わります。

○議長（本田眞二君） 以上で、2番議員の一般質問は終了しました。

続いて、10番議員の質問を許します。10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 10番議員の唐杉でございます。

私の方からは、4点通告をしております。

まず、産廃処分場の安全という件につきまして、ここにございますように、①遮水工が出来上がったときに水張りテストは行うのか。その次に、遮水工は産廃の安定化後は漏れてもいいと考えておるか。それから、処分場に存在する特別化学物質は水に溶解さえしなければそれで安定化といえるのかということでございます。

それから、基本協定書の件にまいりまして、環境アセスメント条例による県知事が許可するまでの段階及び時期、見込み、そういったことについてご説明を願いたい。

続いて、基本協定書調印を急ぐ必要はどこにあったのかということをお尋ねいたします。

それから、いち早く建設を容認してしまったメリットは何か。安全には金がかかるものだが、安上がりの設備になり、安全がおろそかにならないのかという危惧でございます。

その次に、ちょっと産廃から外れまして、住んでよかったプロジェクトの推進計画について、空き家バンク制度の進捗状況を問います。

次に、住民参加の人口増対策推進制度、これは仮の名前なんですけれども、の設置を求める、提案です。

それから、最後に介護保険特別会計について、23年9月の補正予算を入れた残高はいくらになるかという質問でございます。

以上、この4点について説明をお願いいたします。その後の質問は自席にて行います。以上です。

○議長（本田眞二君） 10番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただ今質問を受けました、10番、唐杉議員の質問にお答えいたします。

質問として、産廃処分場の安全についての質問でございます。①として、遮水工防災設備が出来上がったときに、水張りテストは行うかという質問でございます。そしてまた、2番目といたしまして、遮水工は産廃の安定化後は漏れてもいいと考えているか。3番として、処分場に存在する特別化学物質は水に溶けさえしなければ安全かという質問でございます。

原則としては、廃棄物処分処理法に基づく許可基準、運用基準によって、周辺環境に影響を与えないよう、施設の安全性を確保するとともに、またそのことは全国的に多くの処分場に安全性の実績があるとお聞きしておるところでございます。今後、基本協定に基づき、さらにより具体的な安全対策を検討することとなっており、今回いただいたご意見について、県にもお伝えし、必要に応じて検討いただきたいとともに、必要があれば、今後、全員協議会を通して県に説明を求めたいと思っております。

まず、①の県の説明によれば、遮水シートは熱溶着によりシートを接合するが、すべての接合部分で遮水シートの水張りテストはなく、水張りテストではなく、空気圧力を利用した負圧検査等により検査することで遮水性能が確保されていることを確認されるということになっております。

住民の理解促進を図る観点から、現地で実験的にシートを破損させ、漏水実験などが行われている事例もあります。汚水を水処理施設で浄化する前に、一時的に貯留しておく浸出水調整槽は、完成時に実際に水処理をした外部への漏水がないかを確認するため、水張りテスト等を行う予定とのことでありました。

②として、雨水等に触れても汚水が発生しない状態になるのが安定化であり、安定化後、汚水が多量に発生し、周辺環境に影響を与えることは考えられないと思っております。埋立終了後、何十年も先に埋立地が地盤を一体化した状態となった後に、地中深く遮水材が破損して漏水するか否かは、現時点では予測しづらいが、いずれにしても地下水集排水施設やモニタリン井戸等も残っており、必要に応じて水質検査をし、適切に対応をすることは可能である。また、そうした将来に対するご不安に対して、今後、締結した基本協定書に県が廃止後も将来にわたり、最終的な責任を負うと約束をしておるところでございます。産廃につきましては、特別化学物質が何を指すかが不明で

あるが、どのような廃棄物を管理処分場で受け入れるのか、あるいはどのような管理のもと、埋め立てることが必要なのかで、廃棄物処理法などにに基づき、各種基準が設けられており、それを遵守すること、周辺環境に影響を与えないものと考えております。民間処分場であればそこまでであるが、処分場は県が関与する公共関与処分場施設であり、さらに公共の役割としてより安全性を高める努力を重ねていかなければならないと考えております。

必要に応じて有害な重金属や医療有害成分は、一部は洗い出されて、適正に水処理されるが、大半は廃棄物槽に固定されることがわかっている。また、ダイオキシン類も廃棄物と強く吸着する性質があるので、廃棄物槽にたまることがわかっておるといことでございます。

産廃基本協定書についての質問でございます。①として、環境アセスメント条例による、県知事が許可するまでの段階及び時期の見込みということでございます。②として、基本協定書調印を急ぐ必要がどこにあったのか。③として、いち早く建設を容認してしまったメリットは何か。安全には金がかかるものだが、安上がりの設備になり、安全がおろそかになりはしないかという質問でございます。

まず、①といたしまして、県の説明によれば、早ければ年度内に環境アセスメント手続きを終えて、年度前半に廃棄物処理法に基づく処分場の設置許可申請を出す予定と伺っているところでございます。

2番、3番につきましては、一括して説明を申し上げます。8月9日に熊本県、企業団、南関町との間で基本協定書を締結しました。平成18年3月、県から公共関与処分場建設地として南関町に強力な要請がありました。その後、県内どこかには必要であることは理解するものの、なぜ南関町かとの苦悩が始まり、二度にわたり県に申入れを行い、住民の皆さんとともに県に説明を傾けてまいりました。県から、昨年9月にはクローズド無放流型の施設構造による安全対策の発表や、11月には知事が自ら現地に入り説明会の開催、さらには12月には県知事名の公文書による町への回等など、要望への誠意ある対応がなされたところでございます。町としては、県の意見が変わらない限り、新たな展望が見えず、中立の姿勢のままでは論議が長引くのみで、下坂下の将来像の論議を進められないと考えたところでございます。そのため、総合的に判断し、5年間考えに考え抜いた結論として、今年3月の町議会で県が進める産業廃棄物処理場の受入れの意思を表明したところでございます。町議会のご理解を得た上で、基本協定を締結したものであります。基本協定は、処分場の建設に向けて、具体的な論議のスタートラインであり、締結後、県及び事業団と、全国に誇れる安全・安心な施設の建設を見据えて、具体的な施設の安全性に対する論議を深めてまいりたいと考えているところでございます。今後、地元の苦渋の思いを理解していただき、安全な施設であることを前提として、地域と一体となった処分場の整備が、下坂下、さらには南関町全体に役立つものとなるよう、県に対して強く要望してまいりたいと考えております。

次に、住んでよかったプロジェクト推進計画の質問でございます。空き家バンク制度の進捗を問う、2番として、住民参加の人口増対策推進制度の設置を求めるという質問でございます。

①といたしまして、空き家バンク制度の進捗を問うとの質問に答えませけれども、空き家バンク制度につきましては、まず町内の空き家の状況などがあるかないかの調査を昨年の秋に、各区長さんを通じて実施いたしました。空き家、空き店舗、住宅用地で約200件の回答があったところでございます。その情報に基づいて、担当課ですべての物件の現地調査を実施いたしました。売却



の賃貸が可能と思われる物件に対し、さらには所有者への連絡等によって、空き家バンクに登録をお願いしたところでもございます。事業開始後には、制度を活用して住宅の賃貸契約が2件で、7名の転入、空き店舗の契約が2件発生しております。空き家バンクの情報につきましては、現在も町ホームページに記載中であり、制度の紹介や売却、賃貸の条件、物件の写真等により紹介しております。また、物件を直接接見したいとの依頼があった場合には、不動産屋さんとの調整はもちろんですが、現地を丁寧に案内するなど、対応をしておるところでございます。しかしながら、空き家等の件数の割には、登録件数が少ないところがございます。今後は1件でも多くの登録をお願いし、ご活用いただけるよう努力を進めてまいりたいと思います。

2番目の住民参加の人口増対策推進制度の設置を求むとの質問でございますが、どのような役割をもっていただくかによって、内容は変わってくるかと思いますが、現在、町では住んでよかったプロジェクト推進事業に伴い、南関町住まいづくり推進協議会と、南関町安心で暮らしやすいまちづくり推進協議会を設置して、様々なご意見を伺ったり、実際に住まいづくりにご協力をいただいているところでございます。また、現在作成しております当事業の詳細では、記載したカラー刷りの12ページのパンフレットを全世帯に配布する計画としております。町内の企業と、その関連企業にも配布して、定住促進を図りたいと思っております。さらには、熊本県の東京事務所、大阪事務所、福岡事務所や、新幹線の新玉名駅、新大牟田駅にもパンフレットを配布したり、営業をかけていきたいと考えておるところでございます。まずは、このような事業を展開しながら、議員からのご提案の人口増対策推進制度の設立につきましては検討させていただきたいと思っております。

3番として、介護保険特別会計についての質問でございます。今回の平成23年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を含めまして、予算残額状況につきましては、今回、歳入歳出それぞれ8,468万3,000円の補正を行っているところでございます。歳入歳出予算総額はそれぞれ11億7,315万3,000円となっているところでございます。歳入につきましては、歳出は37%の執行となっているところであります。歳入の主なものとしては、保険料につきましては予算1億8,410万円、予算で33%程度の収入で、1億2,480万9,803円の歳入未済額となっているところでございます。

歳出の主なものとしたしましては、国庫支出金につきましては、予算2億7,269万8,000円、予算で46%の収入でございます。1億2,480万9,803円の歳入未済額となっているところであります。また、支払基金交付金につきましては、予算3億5,532万4,000円程度の収入で、2億570万4,000円の歳入未済額となっているところでございます。

また、繰入金につきましては、予算1,000円で、8,452万8,000円となっております。

歳出の主なものとしたしましては、保険給付金につきましては、予算で10億3,968万4,000円、予算で35%程度の執行でございます。額としたしましては、6億7,080万2,598円の残金となっているところでございます。

また、地域支援事業費につきましては、予算等2,553万5,000円、予算で17%の執行でございます。金額としたしましては2,130万7,682円の残額となっているところでございます。

また、基金の積立金につきましては、予算で3,002万7,000円、予算で0.1%程度の執行で、3,000万1,377円となっているところでございます。

また、予備費につきましては、予算で5,961万8,000円、予算で執行率は5,961万8,000円の残額となっているところでございます。

以上、お答えいたしまして、以下の質問につきましては、自席よりお答えいたします。この後の細部につきましては、それぞれ担当課長からお答えいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 順を追って質問してまいります。

まず、産廃処分場の安全についてですけれども、今、遮水工の水張りテストは行わない代わりに、空気圧力テストで試験をするということでした。これはですね、面積というのはかなりの面積なんですけど、それをどうやってやるかということについて質問したいんですけど。それから、圧力テストをやるというからにはですね、この水圧がやっぱり20キロぐらいかかるんですよ。その20キロかかるんだけど、その20キロを全部、圧力テストの中で反映させてやるかということなんですけど、そのへんについては、住民課長、どんな具合ですか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） ご質問のことでございますけれども、やはり具体的なところは正確にはお答えができません。町としても安心・安全の面で確認方法として、より完全な策を講じていただきたいというふうなことはもちろん考えているところでございます。ご質問のことですけれども、この前の米田の地区の説明会の場合におきましてもご質問がございまして、遮水シートの水張りテストは行うのかというふうなご質問がございました。県の方からのお答えといたしましては、先ほど町長がおっしゃいましたように、負圧検査等によって、すべての接合部を検査するというふうなことをお聞きしております。どうやってやるのかということまでは、私どもではちょっとそこまで確認はできておりません。大変申し訳ございません。

それから、その圧力テストの水圧の20キロということでございますけれども、これはやはり水張りのテストの場合と考えられますが、実際が水張りテストではございませんので、そのへんのところのお答えも私どもの立場からはちょっとできないと思います。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） わかりました。負圧のテストでやるということですね。どういうやつで負圧テストをやるかというのがちょっと問題なんですけれども、それはそれでいいです。一応、水張りなしだと、しかしながら、それで法面がありますよね。法面のある部分というのもやっぱり密閉せんといかんわけです、全面。そういうことに対してもちょっと私はできるかなあというふうに思いますし、そのへんについては追ってまた県にも質問を私もしたいと思いますけれども、町の方からもですね、こういう意見があるということで確認をしてください。そして、お互いがこの安全に対してのですね、意識向上に役立ってもらいたいというふうに思います。

それから、調整槽は水張りを行うというようなことをちょっと伺いましたんですけど、それはやるということでもいいんですね。簡単に。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 先ほど申しました説明会の場でもそういうふうに、私たちも聞いておりま

すので、間違いなく浸出水の調整槽に限りましてといたしますか、調整槽については完成時に実際に水を貯留し、外部への漏水がないことを確認するために水張りテスト等を行う予定というふうに伺っております。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 多分、遮水工を調整槽に設けるということを意味するわけですが、私はそういうふうに理解をしました。調整槽については行うということなので、それも理解しました。

その次の2番目にまいります。遮水工の安定化、遮水工は安定化後も私は漏れてもいいと考えとるかということを質問したんですけど、それについてはモニタリングテストなんかでその後も引き続きやるのというような町長からの説明でございました。私としてはですね、漏れていいわけがないという前提でですね、モニタリングテストを引き続きやっていくんだというようなこと、そういうふうに理解しましたんですけど、住民課長、それでいいですか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） ご答弁いたします。

今年の5月の15日の日に、3区の住民説明会の際の配布資料がございました。その中で安定化の定義といたしますか、安定化について触れてある部分がございます。その中で確認しまして、その廃棄物の安定化とはどういうものかというふうなことでございました。10ページの方に書いてあったんですけども、安定化とは、処分場に埋め立てられた廃棄物が雨水等による洗い出し、あるいは微生物分解等のプロセスを経て、生物的、物理的、化学的な安定な状態になること、これを一般的に無害化というというふうな説明でございます。このような廃止基準を満たすまで安定化が進んだ場合、処分場を廃止し、別の用途に利用できるというふうなことでございまして、その廃止基準というのが別途廃止基準の技術上の基準というのがございます。この技術上の基準の中で、管理型処分場の廃止基準という表がございます。その中でその廃止の基準というのが保有水、これは浸出水のことなんですけれども、その水質が排水基準水質を2年間以上保持していることがまず一つです。それと、もう一つが、地下水水質が地下水基準に適合していることというふうな点をクリアした場合にこれが安定化ということで廃止をされるというふうな基準のことでございます。その一つの例といたしまして、排水基準水質というのが、これも2つございます。まず基準値というのと、測定の頻度というのがあります。大まかに詳細まではご説明できませんけれども、その排水の基準値あたりも43項目ほどございまして、その基準値が例えば一定の物質については検出されないこととか、0.005ミリグラム/リッター以下とか、そういったものを例えば頻度といたしまして1年間に2回以上、ほかの部分につきましても1年間に4回以上というふうなところをした上で、そういったことをした上での数値として、きちっとした場合がその安定化というふうなことでございます。そういった安定化をしたときに、そういったものとしてが廃止という形ができるということでございますので、この安定化後に漏れてもいいかというふうなお考えの部分については、先ほど町長の方からご答弁がありましたとおり、言い換えますと、汚れた水が発生しないことが確認されたというふうな状態でこの廃止ができるものと思っておりますので、こういった答弁で代えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） よくわかりました。

次にですね、それに連動させた形で、漏水検知器ですけど、これはいつまで稼働させるかということについて、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 先ほどご説明しました資料でございますけれども、これも23年の5月15日の3地区の住民説明会のときに配布された資料の中からでございます。これは12ページの方に書いてあったのでございますけれども、法令上の廃止基準を満たす、安定化するまで施設の管理責任があるということで、埋立て終了後も適正に管理しますというふうな形で載っております。こういうことを踏まえますと、安定化するまで散水されるというふうを考えております。

以上です。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 遮水工はですね、いずれいつかは必ず破れるわけですね。そのとき産廃は地下水に流れて、飲料水に溶け込んでいくと。これは実に恐ろしいことでございますけど、これはあり得ないことかということをお尋ねします。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 先ほど安定化というふうな表現をいたしました。この安定化というのが、その先ほど言いました、いろんな廃止の基準の数値あたりをクリアするということでございます。それで、仮にももしそういった形に、水がそういう形になりましたら、その水といたしましては、安定化、無害化されているというふうな水と考えております。

以上です。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） よくわかりました。

次にですね、安定化した後はですね、そこに何を造ってもいいということでございますが、例えば運動場、これも造れますか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） まだ、私どものところでは、そこまでは考えが至っておりませんけれども、要するに地元の皆さまとご協力しながら、屋外といいますか、上の方に屋根もありますことですし、そういったことも含めまして、今後、ご意見を聞きながら、協議がされていくものと思っております。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 私が運動場と言いましたのは、ちょっと引っかけているか、それがございまして、運動場というのは屋根がないですね。屋内運動場もあるんですけど、そういったドーム型の運動場じゃなくて、屋根が付いてない運動場、これは雨が降った場合に、その雨は当然、産廃処分場の埋立地の中に入り込む部分があると思います。そうした場合は、水を喰いますから、処分場のバクテリアとか、それから酸アルカリの反応ですとか、そういったものが起きてきます。ですから、そのへんについてはですね、使い道が制約されてしまう、あるいはそんなふうな中途半端なやつでですね、安定化といえるのかというようなのをちょっと問題提起をしたかったんですけど、もしそういうことがあった場合にですね、ああやっぱりモニターでも悪いやつが出てきた、そうした場合にね、どういう対応がとれますか。例えば、運動場をほじくり回して、また無害化のための

あれをやるとか、あるいは遮水工を修繕するとか、そういうようないろんなことですが、そういうこともやるんでしょうか。

○議長（本田眞二君） 住民課審議員。

○住民課審議員（菅原 力君） お答えいたします。

今、10番議員のご質問で、屋根あるいは壁を取り払って跡地利用をした場合に、雨水あたりが入って、また汚水といいますか、そういったやつが発生しないかと。そうなった場合、どういう対応をするかというようなご質問だったと思います。これにつきましては、一応県の方にお聞きしまして、利用は実際にはどうなるかわかりませんが、その廃止する際に、議員も先日、氷川の方の施設と一緒にいったときにご覧になったと思いますけれども、廃止する際には、最終覆土をして、安定化させてしまった、氷川の場合には屋根を移すということで、上から雨水が入りますので、もうその時点でコンクリートで覆って、中で散水するという状況でございました。南関町の場合は、まだ壁あるいは屋根が安定化するまではそのままあると思いますので、最終覆土をして散水して安定化までいくと思います。ただ、廃止する際には、ちょっと県の方からお聞きした際には、そのコンクリート張りになるかどうかはわかりませんが、最終的にキャップというようなことで、雨水あたりが入らないような措置をしてふさいでしまうというようなところでお聞きしております。そういうことで汚水あたりが入らないような措置をします。また、その廃止の基準が、先ほど課長が申しましたような基準に到達しなければ廃止できないということで、その廃止する際には、埋立地の中にその汚水が溜まった状況ということじゃなくて、全部流れ出たといいますか、浸出させてしまった状態、カラカラの状態かどうか、このへんはちょっと専門的にはわかりませんが、そういったものがない状態で上を蓋をするというようなことで廃止するというふうなところでお聞きしております。その後、ちょっとほじくり返してやるかということにつきましては、ちょっとそのへんまで詰めて、県の方と話をしておりますので、そこまでお答えできません。申し訳ありません。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） よくわかりました。

その次に進みます。埋立て完了後はですね、安定化というのはできるだけ短期間に完成させるべきと、完了させるべきだと思いますけれども、そのへんについてどのように考えておられますか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） このへんのところも県もおっしゃっていることは、やはり早期に安定化させることが一番望ましいというお考えはおもちでございます。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） この間ですね、氷川町にクローズド無放流設備のこれは一般廃棄物の処分場ですが、それを見てきました。私は、これは都合3回見ることになるんですけども、毎日のね、受入量が今約5トン。その5トンに対してですね、25トンの水で処理できる能力をもっております。つまり、受入量の5倍の水を処理できる能力をもっております。一方、南関町はですね、毎日約100トン受け入れると、計算上ではですね。そういうことなので、5倍としますと、500トンですね、浸出水で処理しなければならんということになるわけです。それは今、県の

説明だとですね、たったの80トンでしか処理しないという説明です。最近の、さらに準備書の中では、この80トンが60トンになっております。大変な差です。氷川の実に6分の1の量でしかない。県は氷川の例を知らないわけじゃないと思いますけれどもですね、例えば安定化を促進するために、氷川と同じ浸出水処理量を目指せといっても、規模が大きいのでできないと言うだろうと、そういう言い方をしないと思いますけれども、じゃあ氷川のようにですね、規模を小さくして、処分場をいくつか分けて造って、引屋方式にすればいいじゃないかということが出てくるんですけども、我々は安全を追求して、そして、なるべく早く安定化をするという県の発言があるならばね、私はそれをまず問題にして、要求しなければいかんというふうに思っております。なぜこういうことが出てきたかといいますとですね、最初はオープン型で設計してたわけです。オープン型で設計していたものをですね、途中でクローズド型に変更したために起きたことであるわけです。今さらといっても、どうしようもないという言い方を県は思うでしょうけど、言わないにしても思うでしょうけれども、これは日本一の設備にすると、知事をはじめ、副知事あるいは前の駒崎環境部長、それから今度の谷崎部長も一緒ですけども、日本一の施設にするというふうに明言しておられるわけです。それが同じ県下の八代郡の広域の氷川の設備ではですね、5倍の水で薄めておる。しかし、それを南関町だけは何で、6分の1じゃないですよ、今度は60トンになったんだから10分の1ぐらいになつとですね。10分の1ぐらいの水しかできない、これはですね。私に言わせると、ちゃんちゃらおかしいと思います。町長は早々と容認をされてしまったので、こういう交渉ができてくくしたわけです。ですから、これは町長の責任でもありますので、これははっきりとですね、もうちょっとちゃんと洗浄能力をもったですね、倍率のいいやつを造ってくれんならば、氷川よりも劣つるので、何で日本一のやつといえるかというようなのを言っていたきたいと思います。そのへんはこれはもう県に言ってください。もう返事をもらってもしょうがありませんので。

それからですね、3番目に移ります。処分場に存在する特別化学物質は水に溶けさせなければ安定化かということ。これは木村課長も廃棄物処理法の中でありましており、法的には水に溶けさせなければ安定化といえます。しかしながらね、水に溶けないもので残ってるやつはいっぱいあります。これはどうしてかといいますと、入ってきたやつは全部完全分析をするんです。ヒ素にしろ、水銀にしろ、鉛にしろ、カドミにしろですね、シアンにしろ、全部完全分析をします。完全分析をしたものは、今、水を抽出されて、水から出てくるやつの何倍も何十倍も、ある意味じゃ何百倍もあると思います。ダイオキシンなんかはまさにそうですね、もし入ってるならば。そういうことはですね、これはどうなるのと、そういうのが入っても安定化といえるのと、私は住民の立場から言いますと、これは決して安定化とはいえないと思います。そのへんについてですね、ちょっと質問をしたいんですけども、受入れのときの有害物の成分検査、これは水溶性じゃなくて、全分析ですね。これをですね、今度はこういうふうに言っております、県は。しかるべく基準に達しているならば、外には捨てないで、平たくいいますと、また中に戻しますと。これは木村課長、そういうことですよ、平たく訳しますと。しかるべく基準に達しておれば、濃度以下のものであれば、また戻す。そうすると、どういうことですか。金属であるとか、有害物とかいうのは、全部ですね、外には出さないで、また元に戻されるんですよ。だから、入ったものは全部中に戻されたまま、それで水に溶けないものは残っておりますよねと、だから、これは廃棄物処理法でもイエスですよということになるんです。これは住民の皆さん、納得しますかね。ちょっと木村課長、答

えてみてください。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） やはり専門的なところとまた違うかもしれませんが、私どもがもっています一般的な常識といいますか、そういう判断基準によりますと、循環する中でその例えばろ過といいますか、その部分にかかってしまうものについては、ある一定量について悪質といいますか、有害なものについてはしかるべき処分場あたりに持っていくというものでございまして、それ以外のものについては、きちっとしたものであるならば、おっしゃるように、循環して元の場所にそのまま処理をされるというふうなことを聞いております。ただ、そういうところの細部にわたっての知識というのが持ち合わせておりません。ですから、そのへんのことについては、やはり県の方にですね、私たちも伝えて、そのへんの説明をですね、これからもしていただきたいというふうに思います。

○議長（本田眞二君） 答弁の途中ですが、10分間休憩します。

-----○-----  
休憩 午後1時59分  
再開 午後2時09分  
-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番議員の質問の途中でありましたので、これを続行します。10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 木村課長、ご存じだと思いますけど、クロズドシステムというのはですね、循環したやつは、また元のきれいな水になって返るということですからね、だから塩化カルシウムとか、あるいは塩化ナトリウム、食塩ですね、それから塩化カルシウム、こういったものはですね、どんどんどんどん入れることによって蓄積していくわけですけど、その蓄積したやつはね、系外にのけんと、もう運転ができなくなる。そういうやつはですね、どうしても系外に出さなきゃかん。これはちょっと言うと有害物じゃないですもんね。有害物というのは、水に溶けないものとして固定化されたものです。だから、そういうやつは水に溶けないので、分析するんですよ。分析して、基準値以下に水で溶いたものが基準値以下になるから、だから元に戻しますと、それでもよございましてというようになってるわけですね。だから、それをどういうように理解をしておられるかということですけど、そのところがちょっと県にもよく話を詰めていただかなくてはいかんし、私もちょっと確認せにゃいかんことだと思っております。非常にその安定化というのは簡単なようですけど、なかなかこれは容易じゃない。これはですね、県がどういうふうに説明するか、まだはっきりとは聞いておりませんが、酸の発生だとかですね、バクテリアによる作用によってですね、この金属でも、それからダイオキシンなんかもそうだと思いますけれども、必ず水溶性のものになるわけです。しかしながら、そこで先ほど申し上げましたように、水がなければそういう作用もできないじゃないのと、だから生生理めでもですね、これは安定化といえるんですよというんです。ところが、それでは住民の方はそれを知った上で納得されるのかどうか、これが大きな問題だと思ってるわけですね。私はもしそれを住民の方が知られたらですね、その途端にやっぱり、わあこれはけんかつはやっぱ駄目ばいて言われるんじゃないかなろうかというふうに思ってるわけですけど、それについては何か木村課長、何か考えはありますか。それについて何か感じることはありますか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） おっしゃっていることが、つくづく私としては勉強不足で大変申し訳なく思っておりますけれども、やはり知識のないことがちょっとお答えするのが非常にできないというところが残念に思うんですけれども、そういった想定のお答えというのが県としてももっておられると思います。そのことを私どもがこの場でお話しても、なかなか伝わらないというふうなところもございまして、やはりそういったところにつきましては、県の方に確実にお伝えして、そして十分に納得ができるような説明をしていただくというふうに、私としてはつないでいきたいと思っております。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） それで十分です。

その次にですね、産廃の基本協定書の次の項目に入ります。環境アセスメント条例によると、県知事が許可までにまだ段階がいくつかあります。先ほどちょっと町長の説明がよく聞こえなかったんですけれども、まあそれはそれとして、オンスケジュールでやっていくんでしょう。しかしながら、今度、準備書を縦覧の期間に入っておりますけれども、準備書の説明会は11日に1回あっただけですよね。これは全町民対象のものなんですけれども、これで意見書を書いてくれということなんですよ。そのへんについてどのように考えておられるかお答えをください。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 中間といたしますか、準備書の縦覧というのが、先ほどお話がありましたとおり、8月の29日から9月の29日まで行われております。その期間に縦覧ができる場所が南関町の場合はうちの役場の住民課のカウンターで縦覧ができるようになっております。ほかに県庁とか振興局あたりにも準備書が用意されております。そういった段階で準備書を閲覧していただき、縦覧していただきまして、それに関するところのご意見等を、その場その場でも結構ですし、持ち帰っていただいて、10月の13日までの間にそういったご意見がある方については、意見書の部分としてその意見書箱に入れていただくという形になっておりますので、その期間を十分にご活用いただきまして、ご意見あたりを出していただくならばと思っております。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 方法書の時点ではですね、私どもは意見書を出しました。その意見書の中で、県はある程度の誠意を見せてくれて、そしていろいろ説明する機会をつくったわけです。今回はですね、ちょっと状況が違ってくるというようなイメージが非常に強い。だから、そうじゃなくて、前回と同じように、意見書に対する説明を十分にやるんだよと、そして納得のいく説明をするので聞いてくれというふうなところの、そういった会を設定するつもりがあるのかどうか、そのへんについてちょっと確認をしたいと思っております。どうでしょう。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 正式な準備書の縦覧期間中における住民説明会というのは、その一月以内のうちに1回をするように、環境アセスメント条例の方にうたっております。それ以外につきましては、県の方でやはり配慮をされて、各地区といたしますか、それぞれの地区ごとに細部にわたる説明はされていくものと聞いております。今回、議員の皆様方に対しても、まだ準備書のご説明があつてないところもございまして、また今度の時期を伺いまして、説明をしていただくような形もお



願っているところがございますので、そういった場でやはり準備書の内容あたりをご確認をいただきまして、そして意見あたりを出していただくなればというふうに思っております。我々ももちろんその準備書あたり、要約書あたりを見ながら、変更点あたりを確認をしていっておるつもりではございますけれども、そういった形でできる限り、私たちとしてもそういった内容について検討しながら、申し述べていきたいというふうに思っております。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） それに関してですけど、広報「なんかん」の6月号ですね、4月から5月にかけて、町民の説明会に対する産廃の多くの質問、意見が出たという、その項目を紹介してあるわけですけど、それについての見解というか、それは今後状況把握に努め、より安全な施設になるよう検討していくというふうに結んであるわけです。それで結んであるだけで、それで終わりなのかというようなことですが、町も本当はすべきことをやってないんじゃないかというふうに思っている中で、調印までしてしまっておるということですね。町は住民の不安や心配を県に丸投げしているんじゃないかと、これで町の役割が果たせているんだろうかというように思います。それで、この基本協定書の中の4条にはですね、町の責務として、処分場の建設及び運営に関して、地域の生活環境が保全され、地域住民の安全が確保されていることを確認し、その状況を地域住民に公表するものとする、こうあります。そのときの公表のどういう項目を公表するのか、またどういう内容をいつの時点まで公表を行うのかという件についてお尋ねをいたします。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 最初のご質問でございましたけれども、まちづくり懇談会でのいろいろな質問等がございました件については、6月の広報「なんかん」で質問の部分についてはご質問事項を出しておたわけでございまして、それに対するお答えという部分がまず不足しておりましたという点につきまして、前回の議会の中でも答弁があつていたように、お答えをするという形でしておたわけですが、そのへんの調整がなかなか付かず、今回まで至っておるわけですが、昨日の11日の住民説明会の中でもご質問があつていたとおりでございますが、現在、県の方でもこれまでの分をまとめながら調整をしておるということでございまして、できるだけ早期のうちに、そういったまちづくり懇談会でのご質問内容等に対するお答えを出していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、先ほど第4条のことに触れていただきましたけれども、昨日の11番議員のご質問の中にもございましたけれども、町としては今後やはり安心・安全の確認、あるいは確保のために、そういった水関係におけるところの部分で河川あたりの水質あたりを調査、独自にも調査しながら、今後そういったことで水援隊の皆さまの部分の水質調査とは別個として調整をしながら、そういった形での水質を調査した結果を皆さまにお知らせしながら、公表していくという形で少しでも安心・安全の確保になればという形を考えておまして、今後その部分につきましても、検討させていただくというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 次に移ります。いち早く建設を容認してしまったメリットは何か。安全には金がかかるものであるけれども、安上がりの設備になって、安全がおろそかになってしまっていないかと、可能性がないかということについて、追加的に次のように述べさせていただきます。

先ほど申し上げたようにですね、クローズドで循環させるために、水の量を少なくしなければならないというようなことであるならばですね、これは氷川の例のようにですね、例えば処分場をですね、6個分けましてですね、今の160メートル×200メートルの、そういった入れ物で34万立米ぐらいの入れ物がたった1つ造っていくというような設計なんですけど、それをですね、処理する水を少なくするためには、あんな大きな規模じゃ駄目なんです。だから、それを例えばですよ、6つに分けなさいと。そして、6つに分けて、それぞれにですね、15トンずつを入れなさい、毎日ですね。そして、15トンずつ入れたところに、その5倍ですから、75トン、80トンぐらいを抽出して、そしてそれを合計しますと500トンぐらいになりますから、その500トンのやつを処理しなさいと。これがですね、氷川町に準じた安定化を最も早くというか、いわゆる氷川町に準じた安定化の手順なんです。そういった設備をつくってるんです、現にですね。そこをですね、やっぱり強く安全、安定化を早める意味ではですね、言わなければならないんじゃないかというふうに思います。

それと、もう一つですね、県はこういう言い方もしました。一般廃棄物も産業廃棄物も除外設備は同じだと、こういうふうに言いました。これはまたとんでもない誤解でありまして、産業廃棄物というのは金属とか有害物がいっぱい入ってきます。一般廃棄物は家庭用のごみを中心ですから、そんな有害物はほとんどないです。そこが違うのはですね、ほとんど同じですよというふうに言って、県は説明しました。そのへんはですね、ちょっとこれは大変おかしな話だというふうに思っております。これは私も一つの意見でございますので、住民課長、そのへんもですね、一緒にこれから勉強していかないかとです。住民課もですね、県に任せっ放しじゃいかんとです。そのためにですね、一緒に共通の理解で頑張って、そしてより良い安全を勝ち取るためにですね、頑張らんといかん。県の言うことは正しくない、私はそう思っております。

次に移ります。住んでよかったプロジェクト推進計画でございます。空き家バンク制度の進捗を問うということでございます。その答えの中にですね、昨年秋に各区長さんを中心にですね、空き家バンクの回答をもらった。その中では200件ほど回答が出たということでございます。そして、その中で可能と思われるところを選抜して、そしてインターネットで紹介をしたんだというようなことだと思います。私、これですね、ニッポン移住・交流ナビ「JOIN」一田舎暮らしを応援します一、この中にですね、南関町の空き家バンクが登録・紹介をされておりますね、まちづくり推進課長。これによりますとですね、空き家等は所有者が登録しなければ、インターネットで登録・紹介できないという仕組みになっておるようなんですが、実際にはまちづくり推進課としては、申告の手続きはしていると思うんですが、そのへんについての実情といたしますかね、それをちょっと説明してください。

○議長（本田眞二君）　まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君）　その申請の申告についてですか。

○10番議員（唐杉純夫君）　はい。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君）　登録されている物件が今7件ございます。先ほど町長の答弁にもございましたけれども、当初というか、今まで9件あった中で2件がですね、もう既に賃貸が発生しておりますので、現在7件ということですが、その7件も含めましてですね、すべて所有者からの申請書を提出いただきまして、その提出された分だけを掲載しているという状況になっ

ております。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） そこでですね、今、私見ましたけど、7件ですね。8件のうち1件はもう処理されたのかどうか、7件があります。そのうちの1件は土地の宅地ですね。だから、本当に空き家バンクとしてちょっと要請されているのは6件だと思います。私はね、今ちょっと質問して、答えにちょっとなっていないんじゃないかと思ったんですけど、申告の手助けはしていないと、つまり申告をする、その貸し手の方がですね、申告をすることによってはじめてインターネットで紹介されるんだというように理解をしたんですけど、それでよろしいですか。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） 申告の手続きをしていただいた分ということじゃなくてですね、うちの方からは是非お願いしますという形をお願いをして、申告をしていただくような形で手助けをして出していただいた分ということになります。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 多分そうだろうと思います。それで、先ほど私、この質問の中で準備したんですけど、200件ぐらいは出てきたということでございますけどですね、この紹介してある7件を見ますとですね、いずれも住宅情報、宅地情報ともですね、具体的な記述がないですね。それで、物件の写真というのは、外観だけ、外側だけしてあるだけ。屋内の状況は、ですからまったくわからないままです。これだとですね、利用する立場の、いわゆる利用希望者というのは何となく、そういった方たちはですね、何となくインターネットをサーチして、そしてある程度の具体的な説明がなければ、次のステップ、すなわちちょっと利用してみようかな、またその次を見ようかなという気持ちにはなりにくい環境ではないかと思えますけど、そのへんについて、推進課長、どういうふうに思われますか。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） 先ほど、唐杉議員の方からも、ニッポン移住・交流ナビということで、「JOIN」ですね、こちらの方に登録されているということで、この熊本県下でもですね、この空き家バンク制度に取り組んで、「JOIN」に登録している市町村はですね、南関町を含めて5市町ございます。この中でもですね、まずやっぱりいろんなところを見ますと、お隣の玉名市、うちの規模よりもかなり大きな市になりますけれども、その玉名市で登録されている件数が今のところ5件です。というのはなぜかといいますと、やはりですね、すぐ売却ができる、賃貸ができるという物件につきましては、もう既に不動産屋さんが入って、いろんな取引をされております。そういったことができない物件について、空き家バンク制度を活用するというような形になつとるものですから、非常にですね、件数も少ないと思えますし、それとその後質問がございました、もう少しですね、いろんな詳細がわかりやすいものを掲載したらどうかという内容のご質問かと思えますけれども、この空き家バンク制度につきましても、私たちのまちづくり推進課の方でも急いでですね、なるべく早く情報を載せたいということもございましたので、現在は外からの住宅の写真あたりだけしておりますけれども、今、打合せをしている中ではですね、家の中、内部の写真、あるいは平面図あたりもですね、自分たちの手で住民課の家屋調査あたりの資料もございますので、そういったものも参考にしながら、なるべくわかりやすいような情報を早く提供したいなど

いうことで、現在検討しておるところでございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 今ですね、ちょっと話が変わりますが、総務省の管轄で田舎の過疎化対策ですとか、地域おこし対策など、いろんな施策が打たれております。地域おこし協力隊ですとか、交流居住のすすめ、あるいは過疎地域の集落対策についての提言、または定住自立圏構想といった多くの政策が打ち出されておるわけですが、総務課長にちょっとお尋ねしたいんですが、国はなぜこういう施策をですね、次々に打ち出してくるんだらうかと、それともう一つ、そういうことをですね、町として十分この情報を把握しているのかどうか、それについてお尋ねします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） 過疎地域においては、集落支援員、それから今おっしゃった交流居住時代のすすめと、これは総務省管轄でございます。その中に交流という部分につきましては、一時的なもの、それから段階を踏まえて定住的なもの、いろんな面がございます。町としても、その今時の基本計画なり、あるいは過疎計画を策定する段階におきまして、念頭に入れながら、その計画策定あたりは行ってきたというところでございますし、一つ紹介をさせていただくならば、全町に光ファイバーを引かせていただきました。大変お金に換算して、大変な投資が要ったわけですが、田舎にしながら、都会でおったときの仕事あたりをできるというような事柄の意味合いも、それには含まれておったわけでございます。以上のようなことで、こういった事柄について、念頭におきながら、仕事をしてきたつもりではおります。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） それにつきましてですね、いろいろこういった総務省管轄の諸施策というのはですね、何においてもですね、まずその南関町にどういう形で住めるのか、そういった空き家バンクの発想はね、どうしても必要になってまいります。そこで、この総務省の問題と、この空き家バンクというのは、もうセットでですね、やっていかざるを得ない。つまり、空き家バンクの充実は必須であると、私は今理解しております。

そこで、今度はまちづくり推進課長にお尋ねするわけですが、行政の方からですね、もうちょっと積極的に働きかけを行って、空き家バンクになりそうな物件をですね、もっともっと積極的にですね、たった7、8件とかいう1桁じゃなくて、もっと2桁も上の方のところあたりまでですね、拾いまくられらうかと、私はそういうふうに思っております。それで、その中にはですね、今、不動産の認可を受けた業者の方は2件あると思いますけど、そういった方のアイデアを入れながら、どうせこの第4条の関係で、登録申込書の中には、結局は不動産を介していろんなことをやるということになっておりますからね、だからそこでそういうものを反映していただいて、そして協力をしてもらうということについてはですね、やっぱり彼らとしてもやぶさかではないのではないかというふうに思います。ですから、そのへんについて、ちょっと課長どういうふうに、もうちょっと拾いまくってくれというふうな提案なんですけどね。どんな具合でしょうか。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） まずは区長さんからの情報をいただいとる中で、まだ掲載できてない部分がかなりありますので、それをもう一度やっぱりいろんな形で、地権者の方とも協議しながら、掲載いただけるようお願いをするということが1点と、それとやはり先ほど申しました

とおり、不動産業者さんもかなりの情報をお持ちです。不動産業者さんがお持ちの情報は、今のところ、町の情報として掲載しておりませんので、やはりダブルのような形になることがあっても、やはりそういった情報が多く発信できればですね、やっぱり効果が上がると思いますので、やはり不動産業者さんの情報あたりもですね、共有しながら、うちの方でも載せることができればですね、そういったものも含めて掲載して、議員の要望があったとおりですね、やはり1件でも数を増やして、多くの情報を発信したい、そういうふうに考えます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） それに関してですね、ちょっとやっぱりインターネットを探しておったときですね、大牟田のある不動産業者さんがですね、肥猪地区の家をですね、ちょっと安い金額でですね、扱っているんですね。それは何でそういうことができるのかなど、結局は個人が行政を頼らずにですね、自分でやったのか、あるいはこの大牟田の不動産の方が頼んでそういうことになったのか、いずれにしてもよくわかりませんが、ちょっと南関としてはね、ちょっと残念な感じがしたわけです。今後はそういうことの、なるべくないような形でですね、やっぱり南関町のいい物件については、積極的に取り込んで、そしてそれを全国ネットでね、やるというような、そういうことでやっていただきたいというふうに思うんですけども、それに関して、ちょっと推進課長、何がですね、8件しかなくて、もっと多くのものがなぜできなかったのか、ちょっと率直なところの反省というのが、そういうのがあったら、ちょっと披露していただきたいと思います。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） まずはですね、やはり個人のおくまで所有物ということで、やはりその所有者の方がどうしてもそういった情報に載せたくないという、そういった意思をもたれる方が多いということ。それとですね、やはりお貸ししたいということですけども、これまでの一般質問の中でもいろいろありましたとおり、建物の中に家具が存在しとると、ですからそういった家具があって、やはり掲載できませんねというような形のそういったお話もあるものですから、やはりこれまでの質問、いろんな要望でもありましたとおり、そういった家具の対応あたりもですね、含めて検討すればですね、もっと多くのそういった物件を掲載することも可能かなとは今話をするところでございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） それについてはですね、私も今ちょっといろいろ勉強している段階なんですけど、実際ね、その求めている側の立場からいきますとですね、そういうものがあつた方がいいという人もね、どうもいるらしいんですよ。だから、その例え担当課のところではスクリーンをかけるんじゃなくて、こういうことはあるんですけど、ここはこういうことですよと言っていたいでですね、そしてそれを但し書きの中で披露していただく、その方がむしろユーザーとしては安心してね、行政も安心して、あそこの行政はなかなかいいことを言ってくれるとか、正直なことを言ってくれるということで、返って好感をもたれるんじゃないかというように思いますので、是非そのへんも念頭におきながらですね、今後推進をしていただきたいと思います。これはもう是非ですね、実現していただきたいんですけどね。よく仏壇の話が出るんですけどね。うちには仏壇があるものだから、その仏壇をちょっとやっぱり先祖様がおるもんだけながらというのがあるんですけど、その難色の一つに言われますけど、この仏壇はですね、やっぱり仏さんを、借りる人が

ですね、お参りをするとかいうような条件も入れていただいてもいいと思うんですよ。いろんなケースが考えられますからね。だから、一つのこれは案ではあるんですけど、そういうこともあるんじゃないかというように思います。仏壇はお寺に頼んで、借り手が読経してやるとか、これはあまり大げさすぎるんですけども、何としてでもこの空き家を、南関町に一人でも多くの人を連れ込んで、そして頑張るんだというようなですね、まちづくり推進課の発足当時は、まあ私はそういう理念が多分あったんじゃないかと思えるんですけど、そのへんの所信をですね、また、失礼な言い方かもしれませんが、立ち返っていただいでですね、頑張ってくださいと思います。

その次に移ります。町長、住んでよかったプロジェクトとか、いろんな協議会が立ち上げておるのでね、その中でこの人口増対策推進の制度設置はもう要らないと、それはそれで結構だと思います。ただ、そういうのをより良く機能させるためのですね、努力こそ、私は必要だと思っておりますので、私はそれに対して、もうあえてそういう返事があったからということで、何も申し上げるつもりはございませんですけど、そういうところを汲んでいただきましてですね、今後、より良い利用の方法、活用の方法を考えていただきたいと思います。

それから、東北大地震の影響で、九州に来られる人がいらっしゃる。今、インターネットで探りますと、雇用促進住宅に2世帯分の収容を考えているようでございますけれども、問い合わせがっておりますか。お尋ねします。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（堀 賢司君） 定住促進住宅にですね、震災の被災者向けに2戸分確保しております。現在、問い合わせはあっておりません。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 何かちょっと不思議な感じがするけど、よそはですね、かなり多くのあれで、アクセスがあつてるらしいんですよ。だから、それはなぜかなという、やっぱり町をアピールする意味でも、やっぱり手を挙げてやるからには、やっぱりそれだけの結果を上げたいと思つてるんですけど、ちょっといろいろ分析をしてみなくちゃいかんんじゃないかなというように思います。

それから、今後のですね、人口増対策でちょっと注目すべき点を、気がついたので申し上げますけれども、最近はですね、前と違ひまして、特に若年層の方たちですね、そういう希望というか、増加傾向があるということですね。これは非常に大きな朗報というか、いろんな我々としては非常にヒントにもなることだと思っております。インターネットの利用というのは、一重にやっぱりアクセス件数を増加させるということから、まず出発すべきじゃないかと思うわけですけども、現在、アクセス件数がどのくらいあるかということ、それからこの空き家バンク制度の紹介にまた戻る形になりますけれども、この紹介は今、「JOIN」以外にですね、あるい南関町の役場のホームページ以外にどういふところに出しておられますか。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） まずですね、空き家バンクを含めたところの住んでよかったプロジェクトのアクセス件数について説明いたしますが、8月のですね、住んでよかったプロジェクトの件数が825件となっております。この件数につきましては、ホームページがですね、4月以降を掲載しとるといふことありまして、少しずつ増えておりますけれども、7月の月の約倍以上

ということで、8月はですね、7月の倍以上ということで増えてきております。そういったことで、今後もですね、またいろんな情報を増やすことで、増えていくことができるんじゃないかなというふうに考えております。

それと、そのほかのどこにそういった紹介するところがあるかということですが、全国的なこういったホームページとかあるのは「JOIN」が一番大きいかなと思うんですが、そのほかにですね、NPO法人のふるさと回帰支援センターというのがございます。これは施設というかですね、その本体は東京にありますけど、大阪にもございまして、そこでも「JOIN」と同じようないろんな全国展開をしているホームページがございまして、そこにもですね、うちの住んでよかったプロジェクト、空き家バンク制度を載せております。ここではですね、熊本県下では登録して、ここで掲載しとるのは南関町だけあります。全国展開ということで、2つは大きなところでしておりますし、あとは熊本県のホームページからですね、入ることもできますし、一番基になるのは南関町のホームページですので、いろんなところから南関町のホームページに入れるようにということで、考えを進めているところでございます。

それと、ホームページだけではなくてですね、先日も紹介しましたけれども、住んでよかったプロジェクト推進事業ということで、今この12ページ綴りのカラー版をですね、今、校正中です。もうすぐ出来上がりますけれども、裏にはですね、町のキャラクターのなんかんトッパ丸も始めてですね、使って入れておりますけれども、この冊子もですね、6,000部作るようにしております。全世帯に配布もいたしますけれども、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、県関係であるとか、このふるさと回帰支援センター、東京、大阪とかですね、そういったところにも置きますし、そういった回帰支援センターの全体の、国全体でのそういった催しがありますので、できればですね、そういったところにも出掛けて、町のPRもしてですね、こういった南関町の情報も広めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 今、発足間もないから、件数が少ないということで、8月は825件だということです。私は、もうあと1桁ぐらい多いと思っておりました。ちょっと少なすぎると思います。やっぱりそれを多くするために、工夫をせないかんと思っておりますけれども、一つはですね、やはりこれは町長にお尋ねしたいんですが、この空き家バンク制度というのは非常に大事な人口増の対策の要因になりますのでですね、効果的にアクセスさせるための専門家ですね、こういった専門家の人を呼んでですね、もっとこのアクセス数を増やすためのアドバイスを受ける。それはもうどうせ一発でいいでしょうからですね、そういったものをするによってですね、もうそれこそアクセス数がばあっと飛躍的に伸びるのであれば、これだけもうハッピーなことはないというように思いますので、そういうことの予算化についてですね、ちょっと提案をしたいんですけど、町長、どんなふうにお考えですか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 現在ですね、そういう形でですね、担当課が一生懸命頑張っておりますけれども、さらにそのことを前進させるためには、予算化も必要になってくるかと思っております。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） はい。わかりました。どうも、それじゃあよろしくをお願いします。

次に、介護保険の方に入っております。私は介護保険の残高がいくらになるかという質問をしておりましたですけど、その残高というのは、その予備費と私は思って質問したつもりだったんですけど、その答えになってなかったの、改めて福祉課長の方から答えてください。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（高橋 稔君） 質問の趣旨からいって、残高というものだから、通常的に考えて、9月補正までを含めた残高ということで、執行状況の残高と解釈しておりました。この中で、今回補正予算等でも計上しておりますけれども、予備費につきましては、繰越しにつきましては今回22年度の決算として8,452万8,000円を22年度は繰越しをいたしております。そして、そのうちの来年度以降の介護保険関係の保険給付等での支払いに備えまして、基金に3,000万円を積み立てる予定にしております。それから、償還金にそのうちの228万8,000円を充て、残りの5,224万円を予備費の方に充当いたしまして、9月の補正等で最終残が5,961万8,000円となる予定です。

以上です。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 2つだけ、ちょっと要点として質問をいたします。

今、補正で上がっておるものうち3,000万円をですね、地域密着型施設開設準備とありますけれども、これはいつ決まったものかということです。これは平成21年から23年度までの期間内にですね、もともとこれは算定に入ってたのかどうか、これをお尋ねいたします。

それから、もう一つは、仮に7,000万円がですね、予備費として計上されるとしますとですね、23年度末で、それが介護費用のいくらに相当するか。この2つをですね、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（高橋 稔君） 地域密着型につきましてはですね、本年度に内示があつて、補正等ではありますので、この介護保険計画には入っておりませんでした。

それから、8,000万円程度の結局、22年度の繰越しについて、単純にですね、介護保険料に試算をすれば、約700円程度にはなるかと思えます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） それ以上はあまり申し上げたくはないですけども、今後、予算を今度24年度から26年度までの第5期の介護保険計画の単価が決めますけれども、そのときはですね、今後の4期のような、今回のような失敗はしないようにですね、くれぐれも十分に予算人員の決定には注意を払っていただきたいというように思います。

それから、今の説明の中で、地域密着型の施設の開設準備で3,000万円というのは、これはもともと国が3,000万円は施設費としては、国あるいは県が払うということで、私は説明を受けておったんですけど、町の持ち出しとしてはこれは要らないでしょう。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（高橋 稔君） すみません。大変説明不足で、すみません。先ほど基金のですね、3,000万円の積立て分につきましては、来年度開設予定の地域密着型グループホームですね、43床ほ



どになりますけれども、この点ですね、保険給付サービスですね、こちらの費用等で見込んで単年度で約2,600万円程度は増える見込みがありますので、そちらの方にですね、保険料が万が一不足した場合はそちらに積み立てるということで、それに合わせた分等で基金の分を使用する場合ということで、積立てをしておるところでございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） だから、これは大体言うと、ここで基金として充当したものをですね、来年度のやつに使うというのは、ちょっと筋が違うと思うんですよ。これはあくまでも今21年から23年までのですね、計画によって発生した予備費ですから、この予備費はやっぱり予備費としてですね、置いておかなければ、それをこちらの方に流用するというのは、ちょっと筋が違うというふうに思います。そういうようなことであるならば、そのときにそれを説明して、現予算でもですね、組まれるということにした方がよっぽど筋が通っていると思いますけど、そのへんはどうですか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（高橋 稔君） 今の時点ですね、3年間の保険料がありますので、この3年間で基金を積み立て、その基金額も合わせてですね、第5期の介護保険料計画をですね、計画して保険料の決定をしていきたいということで、現時点ではですね、予備費に残すか、基金に積み立てるか、そのどちらかありませんので、現時点で基金に積み立てて、来年度以降のですね、5期の介護保険の保険料の中で検討していきたいということで、基金の積立てを今回する予定でございます。

○議長（本田眞二君） 残り5分となっております。10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） だから、それはですね、大体予備費的なものをそのまま次の期のやつに流用するための基金として充当するというのはおかしいと私は言ってるわけです。だから、そうじゃなくて、ちゃんとまともな形でね、現予算でこういうことがあるからということでした方がよっぽどいいんじゃないですか。だから、その7,000万円、私は8,000万円、9,000万円ぐらい余るんじゃないか、ひょっとしてと思うんですけど、そのやつはですね、やっぱりその結果としてですね、残るような形にしなければ、本当にその結果として4,890円にしたためにこういうことになったんだよという記録が残らないじゃないですか、消えてしまって。私はそれをずっと前から指摘しているんですけど、それを今ちょっと帳消しという言い方はおかしいけど、そういう形になってしまつたのでですね、それはちょっといただけないというふうに思っております。だから、これはもうここで言っても、せんないことだとは思うのでですね、もうこれ以上申し上げませんが、ちょっと私は筋が違ってるんじゃないかと思えます。

それからですね、今度24年から第5期の介護保険料の改定となりますけど、その作業はいつから始まりますか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（高橋 稔君） 一応アンケート調査を実施しておりますので、今、業者との契約もですね、ちょっと行っております。今、介護保険の計画策定のところの最終の人員の任命等も選任中ですので、10月になれば、早速作業に入りたいと思って、今、作業を進めているところであります。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） ちなみに、コンサルタント料はいくらぐらい払ってるんですか。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（高橋 稔君） 作業はですね、今年がですね、地域福祉計画と一緒に併せて、介護保険等は5年と3年のを併せてしておりますので、今ちょっと急に金額等は今のところ覚えていません。すみません。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 大体このくらいのところで、私の予定の質問です。ちょうど場間が来てしまいましたけれども、まあ今までの一般質問の中で今日が一番うまいところできたかなあという感じがしております。

私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（本田眞二君） 以上で、10番議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日予定していました一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（本田眞二君） 20日、21日は委員会、22日は午前10時に本会議場にご参集ください。

本日は、これにて散会しますが、今後、控え室で常任委員会ごとの上程議案の説明会を開きます。10分後にお集まりください。起立。礼。

お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後2時58分

9 月 2 2 日 (木)

(第 4 日 目)

## 平成23年第6回南関町議会定例会（第4号）

平成23年9月22日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 議案第57号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成23年度南関町一般会計補正予算(第3号))
- 日程第2 議案第58号 南関町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第59号 南関町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第60号 南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 報告第3号 平成22年度南関町財政健全化判断比率の状況について
- 日程第6 議案第61号 平成22年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第62号 平成22年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第63号 平成22年度南関町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第64号 平成22年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第65号 平成22年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第66号 平成22年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第67号 平成22年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第68号 平成22年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第69号 平成22年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第70号 平成23年度南関町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第16 議案第71号 平成23年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第17 議案第72号 平成23年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第18 議案第73号 平成23年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第19 議案第74号 町道の路線認定について(舞木~下堂突線)
- 日程第20 議案第75号 町道の路線変更について(境原線)
- 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第22 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第23 委員会報告について  
「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」  
平成22年6月議会から継続審査の分  
・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情
- 日程第24 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・請願付託の件」

・請願第1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願

日程第25 委員会報告について

「総務文教常任委員会・請願付託の件」

・請願第2号 郵政改革法案の早期成立を求める請願書

追加日程第1 議案第76号 工事請負契約の変更について（清水谷・藤谷ため池新設工事）

追加日程第2 議案第77号 工事請負契約の変更について（永浦ため池（1・2工区）新設工事）

追加日程第3 議案第78号 工事請負契約の変更について（葎谷・荒巻・小屋尾ため池新設工事）

追加日程第4 議案第79号 工事請負契約の変更について（葎谷ため池（1・2工区）新設工事）

追加日程第5 議案第80号 工事請負契約の変更について（葎谷ため池（3工区）新設工事）

追加日程第6 議案第81号 南関町副町長の選任につき同意を求めることについて

追加日程第7 議員提出議案第6号 議員派遣について

追加日程第8 議員提出議案第7号 議員派遣について

追加日程第9 議員提出議案第8号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）

追加日程第10 閉会中の継続審査について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

追加日程第11 閉会中の継続審査について

「産業厚生常任委員会・請願付託の件」

請願第1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願

追加日程第12 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

## 2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番 井下 忠 俊 君

2番 境 田 敏 高 君

3番 打 越 潤 一 君

4番 鶴 地 仁 君

5番 田 口 浩 君

6番 島 崎 英 樹 君

8番 山 口 純 子 君

9番 橋 永 芳 政 君

10番 唐 杉 純 夫 君

11番 酒 見 喬 君

12番 本 田 眞 二 君

## 3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

7番 大 木 幹 夫 君（平成23年9月21日逝去）

## 4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（10名）

町 長 上 田 数 吉 君

まちづくり推進課長 佐 藤 安 彦 君

教 育 長 大 里 耕 守 君

福 祉 課 長 高 橋 稔 君

総 務 課 長 柳 田 陽 一 君

教 育 課 長 大 石 和 幸 君

経済課長 雪野 栄二 君      建設課長 堀 賢司 君  
会計管理者 北原 耕治 君      住民課長 木村 浩二 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 松本 寛 君      書記 橋本 恵 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 起立。礼。おはようございます。お座り下さい。

会議に入ります前に、昨夜、同僚であります大木議会運営委員会委員長と大木さんのお母さんが不慮の、自宅からの転落という事故によりまして亡くなられました。お悔やみを申し上げますとともに、ただ今から副議長に弔意を述べていただきまして、その後、黙祷を捧げたいと思います。副議長、お願いします。

○副議長（酒見 喬君） おはようございます。ご存じのように、昨夜、大木幹夫議員が事故のために、お母さんとともに亡くなられました。昨日まで一緒に行動した友が、仲間がこういうような形で亡くなったことは非常に残念でなりません。

大木議員は、平成18年2月の議員選挙において当選をされ、現在、2期目の半ばでございました。この間、非常に人が良く、温厚な人間でございまして、誰からも慕われる人柄でございました。そしてまた、まちづくりのために本当にご尽力をされた方でございます。今からこの南関町も心機一転、新しいまちづくりをしていかなければならないときでございました。さぞかし本人も残念だったろうと思うわけでございます。

このような議員の功績とご尽力をたたえまして、1分間の黙祷を捧げたいと思います。皆さん、ご起立をお願いいたします。黙祷。

[黙 祷]

○副議長（酒見 喬君） 黙祷を終わります。ありがとうございます。

○議長（本田眞二君） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 議案第57号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成23年度南関町一般会計補正予算（第3号））

○議長（本田眞二君） 日程第1、議案第57号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[[「ありません」と呼ぶ者あり]]

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[[「ありません」と呼ぶ者あり]]

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[[「異議なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第57号、専決処分報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第2 議案第58号 南関町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第2、議案第58号、南関町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第58号、南関町税条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第59号 南関町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第3、議案第59号、南関町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第59号、南関町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第4 議案第60号 南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（本田眞二君） 日程第4、議案第60号、南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第60号、南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第5 報告第3号 平成22年度南関町財政健全化判断比率の状況について

○議長（本田眞二君） 日程第5、報告第3号、平成22年度南関町財政健全化判断比率の状況についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第6 議案第61号 平成22年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（本田眞二君） 日程第6、議案第61号、平成22年度南関町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第61号、平成22年度南関町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

#### 日程第7 議案第62号 平成22年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（本田眞二君） 日程第7、議案第62号、平成22年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第62号、平成22年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

#### 日程第8 議案第63号 平成22年度南関町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（本田眞二君） 日程第8、議案第63号、平成22年度南関町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第63号、平成22年度南関町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第9 議案第64号 平成22年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（本田眞二君） 日程第9、議案第64号、平成22年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第64号、平成22年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第10 議案第65号 平成22年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（本田眞二君） 日程第10、議案第65号、平成22年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第65号、平成22年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第11 議案第66号 平成22年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（本田眞二君） 日程第11、議案第66号、平成22年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第66号、平成22年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第12 議案第67号 平成22年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（本田眞二君） 日程第12、議案第67号、平成22年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第67号、平成22年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第13 議案第68号 平成22年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（本田眞二君） 日程第13、議案第68号、平成22年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第68号、平成22年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第14 議案第69号 平成22年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（本田眞二君） 日程第14、議案第69号、平成22年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入

歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第69号、平成22年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第15 議案第70号 平成23年度南関町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（本田眞二君） 日程第15、議案第70号、平成23年度南関町一般会計補正予算（第4号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第70号、平成23年度南関町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第71号 平成23年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（本田眞二君） 日程第16、議案第71号、平成23年度南関町国民健康保険特別会計補正予

算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第71号、平成23年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第72号 平成23年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（本田眞二君） 日程第17、議案第72号、平成23年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 3ページでございます。介護保険の特会の決算書19ページの実質収支で、22年度末で8,500万円という差引額がありますように、この3ページでも予備費は5,224万円となっております。そのほかに介護給付費の準備基金積立金に振り替えられた3,000万円も含めた8,224万円が実質的な予備費といえるわけでございますが、先だっの一般質問で、仮にこのうち8,000万円を介護保険料に換算するといくらになるかという質問でございましたが、そのときに福祉課長からは、約600円というような答弁がございました。平成18年度から平成22年度までの第3期介護保険料は4,200円でした。これが21年度から23年度までの第4期の介護保険では4,890円になっておりまして、690円上がっておるわけでございますけれども、690円のうちに600円が残ったしまったということになるわけでございます。第4期の保険料改定時から2度にわたって、私、一般質問で指摘をしておりますけれども、取りすぎの結果になったわけです。なぜ予備費がこのように膨らんだかということの説明をお願いいたします。

これが1回目の質問です。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（高橋 稔君） まず、第4期の保険料の策定計画の中で、保険料を4,890円という形で認定した経緯の中につきまして、保険料のアップの要因といたしましては、介護に従事する従業者の処遇改善の賃金の改善のために介護報酬が3%アップされております。この分の検討が1つと、

それから1号被保険者、65歳以上の保険者の保険料の負担率が19%から20%、1%繰り上げられるということで、その分の検討もあります。それから、一番大きな要因となりますのが、国におきまして、全国におけます療養病床数を36万床から23万床に減少する方向ということで、計画策定時に示されておりましたので、介護老人保健施設等への利用者が増加することは当然推測されるのでありますので、療養病床から介護保険施設型への転換による、南関町では約15床程度の受け入れの配分がなされております。そういう中で、さらに介護認定者が増加することも見込みまして、そういう点を踏まえて介護保険料が確定しているところでありましたけれども、一番大きな要因につきましては、病気療養者関係の保留ということで、今、まだ保留になっているところで、非常にこの報酬の支払いが大きな差が出てきています。

それと、あと一つ、逆に介護予防事業も実施しておりますので、これも平成18年度から実施しております。これも利用者がどんどん増えていきますので、推測をしますと、当初の計画よりも要介護者数が、予定よりも少なかったということで、介護予定者数の少なかった分と療養床の転換、保留という分が一番大きな要因となっているかと思えます。そういうことで、一応22年度の繰り越しは8,500万円ということがあります。

主な要因につきましては、そういうことを今推測しているところです。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） あまり細かいことを言うと、2回目、3回目の質問がもうなくなりますので、私の質問に対しての適確な答えにはなっていないと思えるんですけども、その次の質問に写ります。

次にですね、介護給付費準備積立金の3,000万円、これは説明によりますと、2ユニット、18人分のグループホームと、それから小規模多機能の施設のために必要ということのようでございますけれども、国の補助がある予定のそれぞれの建設に対する3,000万円というのは、建設のための補助金としての説明がされていると思えますけれども、建設後の運営費として自主財源が必要ということは聞いていないですが、これは私の思い違いでしょうか。

○議長（本田眞二君） 10番議員に申し上げます。同一項目につき3回までですから、項目が変われば、また3回です。

福祉課長。

○福祉課長（高橋 稔君） 今、議員のおっしゃっている質問につきましてはですね、これは新たなグループホーム、密着型グループホームの補助じゃなくてですね、今後見込まれる分等の、来年度4月1日以降に開設される3つの事業所については、試算いたしますと、給付費については約2,000万円から上がるという見込みを出していますので、あくまでも給付費です。介護給付費の関係の伸び関係の方で、一応そういうのも検討しているということで発言していますが、建設とか、運営費とかの補助等ではありません。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） これについてもね、建設費が国から3,000万円下りるので、その建設に充てるということで希望したら、グループホームが2棟と、2ユニット18人と小規模多機能が1つ、手を挙げられたので、南関町にすることにしたということであって、その後のランニングコスト、あるいはそのほかの運営費がですね、いくらいくらになりますという条件がですね、予備の



条件が我々にはインプットされてないと思います。だから、それについてあるのであればね、当然そのときに判断材料としてするべきであったと思いますので、それについてはちょっと私は不満です。それは、この2回目の質問でございます。

第3回目にですね、次に平成24年度から26年にかけての第5期の介護保険料改定が間もなく始まると思いますけれども、この予備費はどのように使う予定であるか。また、この取りすぎというのは、兼ねてから言っているように、木に竹を接いだような利用予定者の見込み違いによって生じたものであります。今後は二度とこういうことのないよう、利用予定者の予算作成には十分配慮してもらいたいと思いますけれども、そのへんについて、福祉課長の見解を述べてください。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（高橋 稔君） 第4期の基本計画につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたように、国の政策の保留というか、転換が一番要因となりますので、大体見込みとしては、療養型等のあれを15床受け入れた場合、そういう制度が施行された場合につきましては、7,000万円程度の見込みをしておりますので、その点から見ますと、第4期の計画については適正な計画であったかと思えます。それが導入されておれば、そういう数値的なこのようなことはなかったかと推測しているところです。しかし、第5期の計画につきましても、今まで以上により慎重に計画をしていくということで、10月から再度計画に入りますけれども、今までの第4期の計画を踏まえた推移等も十分配慮した計画で進めていきたいと考えています。

○議長（本田眞二君） 10番議員。1回許します。

○10番議員（唐杉純夫君） 今、福祉課長が言われているのはね、政府管掌があったために、値上げの要因がそういうわけで増えたということであって、なぜ600円に相当する分がですね、4,200円だったのが4,890円になって、690円値上がりをした。それはね、なぜそうなったかということに対する説明じゃないんですよ。だから、間違いがないと言われてもね、600円、現に余ったということに対してはね、どういう予算の見立てが間違っただけにこうなったんだという反省はやっぱり必要だと思いますよ。それが私は聞こえてこないのが非常に残念です。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（高橋 稔君） ちょっと先ほど申し上げましたけれども、まず第1点に国の政策関係の転換ということが大きな要因が、一番大きな要因であります。その分と、あと一つ見込んでおりました要介護者認定数が見込みよりも少なかった点があります。しかし、プラス面としては、介護予防事業が少しは浸透して、要介護認定者が伸びなかった点もありますので、そういうのも含めてですね、一番大きな要因はあくまでも国の施策の保留になっている分の介護療養関係の転換関係がですね、一番要因としておりますので、第4期の計画につきましては、指摘されるような、結局、点等については考えておりません。

○議長（本田眞二君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第72号、平成23年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第73号 平成23年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（本田眞二君） 日程第18、議案第73号、平成23年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第73号、平成23年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第74号 町道の路線認定について（舞木～下堂突線）

○議長（本田眞二君） 日程第19、議案第74号、町道の路線認定（舞木～下堂突線）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第74号、町道の路線認定（舞木～下堂突線）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第20 議案第75号 町道の路線変更について（境原線）

○議長（本田眞二君） 日程第20、議案第75号、町道の路線変更（境原線）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第75号、町道の路線変更（境原線）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（本田眞二君） 日程第21、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、推薦することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（本田眞二君） 全員起立です。

従って、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、推薦することに決定しました。

-----○-----

## 日程第22 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（本田眞二君） 日程第22、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、推薦することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（本田眞二君） 全員起立です。

従って、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、推薦することに決定しました。

-----○-----

## 日程第23 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

○議長（本田眞二君） 日程第23、委員会報告についてを議題にします。

産業厚生常任委員会に付託しました陳情第10号、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので報告を求めます。産業厚生常任委員会委員長、山口純子君。

○産業厚生常任委員長（山口純子君） 報告いたします。

南関町議会議長、本田眞二様。

平成23年9月14日。

産業厚生常任委員長、山口純子。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第10号。

付託年月日、平成22年6月21日。

件名、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情。

審査の結果、継続審査。

委員会の意見、臭気の改善が未解決で、陳情者との種鶏孵化場の和解ができていないためでございます。

措置としましては、臭気改善を種鶏孵化場へ申し入れいたします。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから陳情第10号を採決します。

お諮りします。

陳情第10号に対する委員長報告は継続審査とすることです。

委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本田眞二君） 全員起立です。

従って、陳情第10号、種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情は、継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第24 委員会報告について

「産業厚生常任委員会・請願付託の件」

・請願第1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願

○議長（本田眞二君） 日程第24、委員会報告についてを議題にします。

産業厚生常任委員会に付託しました請願第1号、建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願について、委員長より審査結果の報告書が提出されていますので報告を求めます。産業厚生常任委員会委員長、山口純子君。

○産業厚生常任委員長（山口純子君） 南関町議会議長、本田眞二様。

平成23年9月14日。

請願審査報告書。

産業厚生常任委員長、山口純子。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

受理番号、請願第1号。

付託年月日、平成23年6月16日。

件名、建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願。

審査の結果、継続審査。

委員会の意見といたしまして、近隣市町の議会動向がわからないためでございます。

以上です。

○議長（本田眞二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長報告は継続審査とすることです。

委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本田眞二君） 全員起立です。

従って、請願第1号については、委員長報告のとおり、継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

## 日程第25 委員会報告について

「総務文教常任委員会・請願付託の件」

・請願第2号 郵政改革法案の早期成立を求める請願書

○議長（本田眞二君） 日程第25、委員会報告についてを議題にします。

総務文教常任委員会に付託しました請願第2号、郵政改革法案の早期成立を求める請願書について、委員長より審査結果の報告書が提出されていますので報告を求めます。総務文教常任委員会委員長、唐杉純夫君。

○総務文教常任委員長（唐杉純夫君） 南関町議会議長、本田眞二様。

平成23年9月14日。

総務文教常任委員長、唐杉純夫。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

受理番号、請願第2号。

付託年月日、平成23年9月14日。

件名、郵政改革法案の早期成立を求める請願書。

審査の結果、採択です。

委員会の意見といたしまして、地域住民の利便性を増進するため。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長報告は採択とすることです。

委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本田眞二君） 全員起立です。

従って、請願第2号については、委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

10分ほど、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時41分

再開 午前10時50分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただ今、町長ほかから議案第76号、工事請負契約の変更についてなど12件が提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第12として議題にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、議案第76号、工事請負契約の変更など12件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせますが、休憩時間に配付してあると思えます。

配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 配付漏れなしと認めます。

事務局長に議案名の朗読をいたさせます。

○議会事務局長（松本 寛君） 〔議案書朗読〕

-----○-----

追加日程第1 議案第76号 工事請負契約の変更について

(清水谷・藤谷ため池新設工事)

○議長(本田眞二君) 追加日程第1、議案第76号、工事請負契約の変更についてを議題にします。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(柳田陽一君) 第76号議案、工事請負契約の変更についてご説明いたします。

提案いたします本工事請負契約の変更は、新幹線漏水対策受託事業としまして、施工中の清水谷・藤谷ため池新設工事についてでございます。

今回、ため池の漏水防止対策としまして、遮水シート並びに保護マット等の施工及び町道荒田浦線の路面排水処理としまして、U字溝の布設工事等を追加するものでございます。

9月7日に仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以下、議案書によりご説明いたします。

請負金額、1億8,585万円を2,211万7,307円追加いたしまして、2億796万7,307円に、また工期、議会の議決を得た日の翌日から平成23年10月31日までを、議会の議決を得た日の翌日から平成24年2月10日までにそれぞれ変更をするものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

○議長(本田眞二君) 本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(本田眞二君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(本田眞二君) 討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(本田眞二君) 異議なしと認めます。

従って、追加日程第1、議案第76号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第2 議案第77号 工事請負契約の変更について

(永浦ため池(1・2工区)新設工事)

○議長(本田眞二君) 追加日程第2、議案第77号、工事請負契約の変更についてを議題にします。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(柳田陽一君) 第77号議案、工事請負契約の変更についてご説明いたします。

提案いたします本工事請負契約の変更は、新幹線漏水対策受託事業としまして施工しております永浦ため池(1・2工区)新設工事についてでございます。



今回、ため池法面の除草対策としまして、コンクリート舗装工事の施工及び工事用道路として使用しております町道荒井八角目線が相当傷んでおりますので、復旧舗装工事などを追加するものでございます。

9月7日に仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以下、議案書によりご説明をいたします。

請負金額、1億3,503万円を643万433円追加しまして、1億4,146万433円に、また工期、議会の議決を得た日の翌日から平成23年10月31日までを、議会の議決を得た日の翌日から平成24年2月10日までにそれぞれ変更をするものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

○議長（本田眞二君） 本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、追加日程第2、議案第77号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 追加日程第3 議案第78号 工事請負契約の変更について

（葭谷・荒巻・小屋尾ため池新設工事）

○議長（本田眞二君） 追加日程第3、議案第78号、工事請負契約の変更についてを議題にします。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） 第78号議案、工事請負契約の変更についてご説明をいたします。

提案いたします本工事請負契約の変更は、新幹線濁水対策受託事業として施工中の葭谷・荒巻・小屋尾ため池新設工事についてでございます。

今回、管理用道路の安全対策としまして、ガードレールの設置、それからため池法面のコンクリート舗装工事並びに道路側溝の敷設等を追加するものでございます。

9月7日に仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以下、議案書によりましてご説明いたします。

まず、契約金額、1億3,828万5,000円を1,334万665円追加いたしまして、1億5,162万5,665円に、また工期、議会の議決を得た日の翌日から平成23年10月31日までを、議会の議決を得た日の翌日から平成24年2月10日までにそれぞれ変更をするものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

○議長（本田眞二君） 本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、追加日程第3、議案第78号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 追加日程第4 議案第79号 工事請負契約の変更について

##### （蕨谷ため池（1・2工区）新設工事）

○議長（本田眞二君） 追加日程第4、議案第79号、工事請負契約の変更についてを議題にします。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） 第79号議案、工事請負契約の変更についてご説明いたします。

提案いたします工事請負契約の変更は、新幹線湧水対策受託事業としまして施工中の蕨谷ため池（1・2工区）新設工事についてでございます。

今回、ため池法面のコンクリート舗装工事及び管理用道路のガードレール設置並びにため池下流水路の改修工事等の施工を追加するものでございます。

9月7日に仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以下、議案書によりご説明いたします。

まず、契約金額、1億7,640万円を2,697万86円追加いたしまして、2億337万86円に、また工期、議会の議決を得た日の翌日から平成23年10月31日までを、議会の議決を得た日の翌日から平成24年2月10日までにそれぞれ変更をするものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

○議長（本田眞二君） 本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、追加日程第4、議案第79号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 追加日程第5 議案第80号 工事請負契約の変更について

（蕨谷ため池（3工区）新設工事）

○議長（本田眞二君） 追加日程第5、議案第80号、工事請負契約の変更についてを議題にします。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） 第80号議案、工事請負契約の変更についてご説明いたします。

提案いたします本工事請負契約の変更は、新幹線渇水対策受託事業としまして施工中の蕨谷ため池（3工区）新設工事についてでございます。

今回、町道灰坂前平線の側溝改修や舗装工事、それから管理用道路のガードレール設置やため池法面のコンクリート舗装工事等を追加するものでございます。

9月7日に仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以下、議案書によりご説明をいたします。

契約金額、6,405万円を1,465万195円追加いたしまして、7,870万195円に、それから工期、議会の議決を得た日の翌日から平成23年10月31日までを、議会の議決を得た日の翌日から平成24年2月10日までそれぞれ変更をするものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

○議長（本田眞二君） 本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、追加日程第5、議案第80号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 追加日程第6 議案第81号 南関町副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（本田眞二君） 追加日程第6、議案第81号、南関町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） 第81号議案、南関町副町長の選任につき同意を求めることについて。

南関町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、南関町大字豊永4604番地、氏名、本山一男、生年月日、昭和16年9月10日生まれでございます。

前副町長の堀氏が9月4日をもって任期満了となり、現在、空白となっておりますのでございます。新たに副町長を選任する必要があるため提案する次第でございます。

厳しい行財政下のもとに、単独のまちづくりを推進しているところでございますが、行政事務が多様化している中、町長、副町長、揃って町民の福祉の向上を目指して、行政にあたることが基本と考えております。

現在、空白となっておりますので、副町長の選任についてご同意をいただきたいと提案する次第でございます。

本山一男氏は、昭和36年3月に熊本県立南関高等学校を卒業されまして、昭和36年7月に南関町役場に入庁され、建設課長、収入役室長、土地調査室長、福祉生活課長など、要職を歴任され、平成10年4月からは総務課長を務められ、平成14年3月に南関町役場を定年退職されております。15年4月からは、南関町助役に選任されまして、地方自治の一部改正に伴い、助役を副町長とする条例改正を行い、平成19年4月には副町長に選任されました。同年6月30日に任期満了で退職されました。町長の補佐役として、また行政改革の推進に努めてこられました。退職後は、平成21年10月からは国民健康保険運営協議会会長に就任され、また延寿荘民営化検討委員会会長として現在ご協力をいただいているところでございます。南関町福祉行政に尽力いただいているところでございますし、町政につきましても、町民の期待が高まる中で、さらに行政改革を進める必要がございますので、長年にわたる行政マンとしての経験と行政手腕を大いに発揮していただけるものと考えております。

本山さんのお人柄につきましては、温厚誠実な方でございます。地方公共団体の行政運営に詳しく、南関町副町長として最適の方だと思っておりますので、皆様方のご同意をよろしくお願いを申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（本田眞二君） 本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。2番議員。

○2番議員（境田敏高君） この副町長の問題は、先月の確か全協のとき、12項目あってですね、その中のその他の件で取り上げたと思いますけど、私は何でその他の件で取り上げられたのかちょっと不思議でなりませんでした。このやっぱり副町長問題はですね、町民の方、また町行政にとってもですね、非常に関心のある大きな問題だと私は思うんですよ。8月24日に臨時議会が一応予定されておりましてけど、急遽とりやめということで、その間ですね、何の説明もなかったです。4年前ですかね、私もこの副町長問題は一町民として聞きましたけど、否決・可決とかですね、いろいろあったみたいですけど、ちょっと私も不安を感じてましたけど、やっぱり今からですね、こういう不安を取り除くためには、開かれた議会を私はすべきじゃないかと思うんですよ。今回もですね、定例会において、最後にちょっとご提案を上げられたみたいですけど、やっぱりこの問題は早く解決しなくちゃならんということは、皆さんご存じのはずだと思います。でですね、やっぱり本定例会においてですね、人事案も早めに上がっておりますので、本当はですね、遅くともですね、人事案と一緒に、私は上げるべきじゃなかったかなと思います。やはり町の方々もですね、私は不安を抱かれたと思うとですよ、この期間ですね。だけん、町長、この副町長の問題をいつご判断されたか、そこだけちょっとお尋ねいたします。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 今、質問者がおっしゃいますのは、前回の全員協議会の中でのことだと思っております。そのときはその他として出しておりました。こういうことで、私といたしましてはですね、議会開会前にですね、名前を出したいと思っているところで、そういうことで提案をしたということでございます。そういうことでご理解いただきたいと思っております。

○議長（本田眞二君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、追加日程第6、議案第81号、南関町副町長の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

追加日程第7 議員提出議案第6号 議員派遣について

○議長（本田眞二君） 追加日程第7、議員提出議案第6号、議員派遣についてを議題にします。

本案は提案理由の説明を求めます。事務局長。

○議会事務局長（松本 寛君） 議員提出議案第6号、平成23年9月22日。

南関町議会議長、本田眞二様。

提出者、南関町議会産業厚生常任委員会委員長 山口純子。

平成23年度南関町議員派遣について。

上記の件を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

議員派遣の件、次のとおり議員を派遣するものとする。

1、産業厚生常任委員会研修。

1、目的。

ア、行政の補助金に頼らない全住民参加型の地域づくりを実践し、顕著な成果を上げている鹿児島県鹿屋市柳谷地区の活動内容の視察研修と、そのリーダーである豊重哲郎公民館長の講話を聞きながら、南関町の地域づくりに活かせる施策等をさぐること。

イ、施設の安心・安全対策と施設建設に伴う地域振興施策の内容等を視察研修することで、今後のまちづくりに役立てるため。

2、派遣場所。

ア、鹿児島県鹿屋市串良町上小原4964-2、柳谷自治公民館。

イ、宮崎県都城市高崎町大牟田2079-6、クリーンコアたかざき。

3、期間、平成23年11月15日から16日。

4、派遣議員、山口純子議員、橋永芳政議員、打越潤一議員、田口浩議員、酒見喬議員。ただし、期日等については天災地変等やむを得ない場合は変更することがある。

以上であります。

○議長（本田眞二君） ただ今から質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（本田眞二君） 全員起立です。

従って、追加日程第7、議員提出議案第6号、議員派遣については、可決されました。

-----○-----

追加日程第8 議員提出議案第7号 議員派遣について

○議長（本田眞二君） 追加日程第8、議員提出議案第7号、議員派遣についてを議題にします。

本案は提案理由の説明を求めます。事務局長。

○議会事務局長（松本 寛君） 議員提出議案第7号、平成23年9月22日。

南関町議会議長、本田眞二様。

提出者、南関町議会総務文教常任委員会委員長 唐杉純夫。

平成23年度南関町議員派遣について。

上記の件を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

議員派遣の件、次のとおり議員を派遣するものとする。

1、総務文教常任委員会研修。

目的。

1、高齢化社会に対応するための施策を研修。

ア、スポーツクラブの運営について。

イ、貯筋運動の実践。

ウ、貯筋運動とクラブの関わり。

2、定住自立圏構想について研修。

2、派遣場所。

1、鹿児島県鹿屋市城水町1番地、鹿屋体育大学内N I F Sスポーツクラブ。

2、鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号、鹿屋市役所。

3、期間、平成23年11月28日から29日。

4、派遣議員、唐杉純夫議員、鶴地仁議員、境田敏高議員、本田眞二議員、井下忠俊議員、島崎英樹議員。ただし、期日等については天災地変等やむを得ない場合は変更することがある。

以上であります。

○議長（本田眞二君） ただ今から質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本田眞二君） 全員起立です。

従って、追加日程第8、議員提出議案第7号、議員派遣については、可決されました。

-----○-----

追加日程第9 議員提出議案第8号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）

○議長（本田眞二君） 追加日程第9、議員提出議案第8号、郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○議会事務局長（松本 寛君） 議員提出議案第8号、平成23年9月22日。

南関町議会議長、本田眞二様。

提出者、南関町議会総務文教常任委員会委員長 唐杉純夫。

郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）。

上記の件を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）。

これまで郵便局は、地域社会において情報、安心、交流の拠点としての役割を担っており、特に過疎地域を多く抱える当南関町においては、地域住民の利便性の増進等に大きく貢献していた。

しかし、平成19年10月、郵政民営化法に基づき、郵便、貯金、保険の郵政3事業は、民営分社化され、郵便外務員に貯金、保険の取り扱いを依頼できない、郵便局への郵便の問い合わせができない、各種手数料が上がったなど、利便性向上をうたう法の趣旨に逆行する様々なサービスダウンが生じ、地域住民から不満の声が多く寄せられている。

また、現行法には、郵便事業は全国一律のサービスを維持することが明記されているが、金融、ユニバーサルサービスは担保されていないため、将来的に貯金、保険を提供できない郵便局が現れ、公益性、地域性が失われる恐れがある。

当町においては、金融機関が郵便局のみという地域が多数あり、住民生活にとって死活問題であると懸念している。

これらの不満・不安を解消するため、昨年4月、郵政改革法案が閣議決定され、通常国会に提出されたが、以降、秋の臨時国会、先の通常国会と、未だ成立しておらず、たなざらしの状態が続いている。この間、郵便事業における経営不安も報道されているところである。

全国2万4,000郵便局ネットワークは、国民共有の財産であり、生活に必要なライフラインでもある。それを今後も維持し、さらに地域社会が有効活用していくためにも、一刻も早く郵政改革法案を成立するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日、熊本県南関町議会。

衆議院議長 横路孝弘様。

参議院議長 西岡武夫様。

内閣総理大臣 野田佳彦様。

総務大臣 川端達夫様。

郵政改革担当大臣 自見庄三郎様。

以上であります。

○議長（本田眞二君） ただ今から質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただ今から討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕



○議長（本田眞二君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、追加日程第9、議員提出議案第8号、郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 追加日程第10 閉会中の継続審査について

「産業厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第10号 種鶏孵化場の臭気改善を求める陳情

○議長（本田眞二君） 追加日程第10、閉会中の継続審査の件を議題にします。

産業厚生常任委員会委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第10号の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 追加日程第11 閉会中の継続審査について

「産業厚生常任委員会・請願付託の件」

・請願第1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願

○議長（本田眞二君） 追加日程第11、閉会中の継続審査の件を議題にします。

産業厚生常任委員会委員長から、目下、委員会において審査中の請願第1号の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 追加日程第12 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（本田眞二君） 追加日程第12、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） ただ今申し上げました委員長の言葉を副委員長に差し替えます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） はい。

それでは、異議なしと認めます。

従って、副委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本会議に付議されました案件はすべて終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、議決事件の字句の整理を議長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これをもちまして、平成23年第6回南関町議会定例会を閉会します。起立。礼。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前11時26分

南 関 町 議 会 会 議 録  
平 成 23 年 第 6 回 定 例 会

平成 23 年 11 月 発行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 本 田 眞 二

編集人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 松 本 寛

作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス

電 話 (096) 372-1041

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316

電 話 (0968) 53-1111